

始

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 70 1 2 3 4

改訂
新商業簿記大要

新商業簿記

大要

特216
782



新商業簿記大要

東京商科大学教授

商學博士

高瀨莊太郎

著



堂

序

本書は文部省所定の教授要目を基礎とし、その最も重要な項目を抜萃して一箇年の過程に於て商業簿記の基礎的知識の大要を授くべき教科書として著述したものである。尤も其の綱目の名稱及び分類等は學習上の便宜を考慮してこれを變改したところも尠くない。

簿記は初學者にとつて甚だ難解なものと一般に思はれてゐるが、その主なる理由は記入全體の組織が一通り理解されなければ個々の記入原則が明瞭に會得されず、又個々の記入原則が一通り説明されなければ記入全體の組織が容易に理解されないやうな特殊の事情があるためである。従來の簿記解説書では多くの場合、個々の記入原則を順次に説明して最後に到つて初めて記入全體の組織が理解されるやうな順序、方法が採られてゐる。ために初學者にとつて、初めに説明される原則及び各帳簿の記入等が甚だ器械的で、難解に感ぜられるのである。

かゝる學習上の缺陷を考慮して記入全體の組織と個々の記入原則との關係を明瞭に理解させることに始終留意し、個々の原則を説明する場合にも、常に全體

の組織との聯絡をも併せて説明することに努めた點に本書の特色がある。

簿記研究上最も大切なことは理論の學習と同時にその實地應用に十分熟達することである。故に學習者は各章末に附記した諸問題によつてその理解を吟味すると共に、卷末の諸例題によつてその應用を十分に練習することが肝要である。

著 者 識

目 次

第一章 商業簿記	1
第一節 商業簿記の意義	1
第二節 商業簿記研究の必要	2
第三節 簿記の種類	3
第二章 複式簿記の理論	5
第一節 財産と資本	5
第二節 貸借対照表	7
第三節 財産及び資本の勘定	12
第四節 損益計算書	16
第五節 損費及び収益の勘定	18
第六節 勘定の分類	21
第七節 各系統勘定の増減	24
第八節 取引	27
第九節 仕 譯	32
第十節 貸借平均の原則	37
第三章 帳簿及び記入法	41
第一節 帳簿の種類及び形式	41
第二節 仕譯帳から元帳へ	43
第三節 元帳から貸借対照表及び損益計算書へ	48
第四節 主要帳簿と補助帳簿との關係	52
第五節 記帳上の注意	61

第四章 決 算	63
第一節 決算の意義	63
第二節 試算表	64
第三節 棚卸表	70
第四節 修正記入	73
第五節 諸帳簿の締切	75
一 損費及び収益の勘定の締切	75
二 財産及び資本諸勘定の締切	81
第六節 決算報告書の作製	87
第五章 記帳及び決算例解	98
第六章 商品勘定の分割	115
第七章 損益的諸勘定の棚卸及び修正	122
第一節 未収入収益及び未経過費用	122
第二節 未経過収益及び未拂費用	125
第八章 手形取引	129
第一節 總 説	129
第二節 約束手形取引	132
第三節 爲替手形取引	136
第四節 遡求義務の記帳法	142
第五節 手形記入帳	145
第九章 委託取引	147
第一節 委託販賣	147
附 積送品元帳受託品賣上帳	
第二節 受託買付	154
附 委託品買付帳	

第十章 特殊仕譯帳	160
第一節 特殊仕譯帳の意義及び種類	160
第二節 現金出納帳(特殊仕譯帳)	162
第三節 仕入帳(特殊仕譯帳)	169
第四節 賣上帳(特殊仕譯帳)	172
第五節 普通仕譯帳	175
附録 記帳練習問題	178
第一例題	178
第二例題	182
第三例題	186
第四例題	195

改訂
新商業簿記大要

第一章 商業簿記

第一節 商業簿記の意義

商業簿記とは商業の財政を正確、明瞭に記入、計算する方法である。商業とは商品の賣買を行ふ營業であつて、これを經營するに必要な資金を調達し、運用することが商業の財政である。

簿記の必要 營業の成績及び内情を知るには、その財政を正確、明瞭に記入、計算しておかなければならない。商業の經營がまだ極めて小規模で、幼稚であつた時代には、その財政も甚だ簡單であつたから、不完全な記録法によつても經營上別に不便はなかつた。けれども商業の發展と共にその財政も甚だ複雑になるから、進歩した簿記法によつて精密な記入、計算を行はなければ正確、明瞭に營業の内情及び成績を明かにし、經營の安全及び發展を計ることが出来なくなつた。

商業簿記研究の目的 商業簿記は一定の形式と手

績に従つて記帳する精密な方法であるから、その記入、計算には非常に厳格な準則がある。その準則をよく學び、その應用に慣れることが商業簿記研究の目的である。

第二節 商業簿記研究の必要

經營者に対する必要 經營者は商業簿記の記録によつて營業の成績と内情を明瞭に知ることが出来るばかりでなく、更に進んでその改善、發展の方策を工夫することが出来る。營業の成績をよくするには、今迄の損益の記録を細かに調べて、経費を省き、賣上を増す工夫をしなければならぬ。又營業の基礎を確かにするには、營業の記録をよく調べて、適當な財政處理を行ふことを忘つてはならない。競争の激しい今日の實業界に於て、營業の發展、隆盛を計るには、上のやうな改善、發展の工夫に始終苦心しなければならぬものであるが、それには、簿記の記録を調べて見ることが何よりも大切である。又經營者が銀行その他から資金の融通を求めやうな場合、或は取引先に對して信用を求めやうな場合等にも、營業の成績や内情を明かにする精密な書類を見せることが必要であるから、この點からいつても簿記は非常に大切なものである。

經營者以外の者に対する必要 上のやうに簿記の記録は新時代の經營者にとつて缺くことの出来ない大切なものであるばかりでなく、經營者以外の株主や債權者等にとつても、その資本を安全にし、有利に運用するのに非常に大切なものである。殊に年と共に營業の規模は益々大きくなり、取引關係は益々複雑となるから、簿記の必要は今後益々加り、その研究も一層盛んになるであらう。

第三節 簿記の種類

營利企業の簿記 營利企業の簿記は營業の財政を正確、明瞭に記入、計算する方法であるから、その原則は總ての種類に營業に共通にあてはまるものである。けれども營業の種類が異れば、その財政の事情も多少異るところがあるから、簿記も營業の種類に従つて多少相違するのが當り前である。このやうに營業の種類によつて異なる簿記を細かに分ければ、營業の種類だけの簿記の種類を擧げられるが、その内最も大切なものは次の三種である。

商業簿記、銀行簿記、工業簿記

この内商業簿記は總ての簿記の基礎になるもので、その他の簿記は總てその應用といつても差支へない。

その他の簿記 營利企業の簿記以外では、國家や府縣、市町村等の收支を記録、整理する官廳簿記組合の事業或は一家の收支を記録、整理する組合簿記或は家計簿記等が最も重要であるが、これ等の簿記も主として商業簿記の應用によつて進歩したものである。

單式簿記と複式簿記 簿記の分類で最も重要なものは、單式簿記(Single Entry Book-keeping)と複式簿記(Double Entry Book-keeping)との區別である。けれども單式簿記は複式簿記のやうに精密な原則によるものではないから、複式簿記に較べて甚だ不完全なものである。今日簿記といへば殆んど常に精密な原則による完全な記録法を指すから、一般に簿記といへば複式簿記を指すことが多い。故に本書に於ては専ら複式簿記について説明することとした。

問題

1. 簿記とは何か。
2. 簿記の種類を問ふ。
3. 商業簿記研究の目的とその必要を問ふ。

第二章 複式簿記の理論

第一節 財産と資本

簿記は營業の財政を記録、計算することであるが、營業の財政は經營に必要な資金を調達し、これを運用することであるから、簿記の記録も、資金調達の記録と、資金運用の記録とから成るものである。

簿記では資金の調達は資本の記録により、又資金の運用は財産の記録によつて示される。これを詳しく説明すれば次のやうになる。

財産 營業の財産とは營業が所有する有形、無形の物のこと、貨幣及び貨幣で計算される値打のあるもののことである。例へば營業が所有する土地、建物、器具、商品、現金、預金等のやうに營業經營の爲に使はれる色々のものが總て財産である。故に財産の特徴は、それが貨幣で計算される値打を有つことと、營業經營の用具として使はれることの二點である。

資本 營業の資本とはその營業に投じられてゐる金高のことである。その金高の内營業者自身の所有する部分を自己資本若しくは狭義の資本といひ、他人から借入れた部分を他人資本若しくは負債といふ。故に資本の特徴は營業のために投じられてゐる金高

といふ點である。

財産と資本との關係 營業の財産と資本とは互に表と裏に等しいやうな關係があり、その金額は常に一致するものである。例へば、甲が或營業を經營するため、¥10,000.—の家屋と、¥1,000.—の器具を買入れて營業所を設け、更に商品の仕入、給料その他の經費支拂のため、¥5,000.—の現金を使用する場合を假定すると、甲がこの營業に投じた金額は合計¥16,000.—であるから、この營業の資本は¥16,000.—である。更にこの營業の經營に使はれてゐる色々のものを合せれば、その價格合計も¥16,000.—となるから、この營業の財産も亦¥16,000.—である。

平衡の不變 上のやうに營業の財産と資本とは常にその金額が等しくなるもので、この平衡はどんな場合にも決して破れることがない。複式簿記の理論はこの平衡の法則をもととし、更にこの法則に附屬する色々の細い法則から成るものである。故に財産と資本との平衡を示す次の公式を複式簿記の基本公式といふ。

$$\text{財産} = \text{資本}$$

$$\text{若しくは、財産} = \text{資本(狹義)} + \text{負債}$$

問題

1. 財産とは何か。(昭4. 大倉高商)
2. 資本とは何か。(昭4. 大倉高商)
3. 財産と資本との相違を問ふ。
4. 財産と資本との關係を問ふ。
5. 複式簿記の基本公式を説明せよ。

第二節 貸借對照表

平衡公式 商業簿記の基本公式たる財産 = 資本の平衡公式を次のやうな形式で示したものが貸借對照表である。
(Balance Sheet)

$$\text{財産} = \text{資本}$$

(借方)	貸借對照表		(貸方)
財産	100,000.—	資本	100,000.—

これを色々の財産及び資本に分けて書くと、次のやうな形になる。

(借方)	貸借對照表		(貸方)
土地	10,000.—	資本金	80,000.—
建物	15,000.—	借入金	20,000.—
什器	2,000.—		
商品	30,000.—		
現金	43,000.—		
	100,000.—		100,000.—

上のやうに貸借対照表は複式簿記の基本公式に従ひ營業の財産と資本を細かに分けて、左右兩側に列記し、その合計金額の一致を示したもので、營業が所有する財産の種類と金額、營業に投じた資本の種類と金額を明かにするものである。貸借対照表の左側を借方、(Debitor)右側を貸方と呼ぶのは、簿記の組織がまだ不完全で、債権、債務だけを書いて整理した時代、營業に對する借手即ち債務者を借方側、又營業に對する貸手即ち債権者を貸方側として營業の債権、債務を計算した慣習がもとで、債権以外のものでも、總て財産は借方側とし、債務以外のものでも、總て資本は貸方側とするやうな慣習が出来たのである。故に今日の發達した簿記では借方、貸方の名稱には殆んど意義がなく、單に左右兩側を區別する一種の符牒に過ぎない。併し古くから實際上廣く使用されて來た名稱を變へるのは却つて不便であるから、借方貸方といふ慣用語を使用するが、貸借と云ふ文字に囚はれてはならぬ。

平衡公式の原則不變 貸借対照表は上のやうに借方側に營業の財産を列舉し、貸方側に資本と負債を列舉し、各合計金額の平衡を示すものであるが、營業の經營によつてその財政が如何に變つても、この原則は次のやうに常に維持される。

(1) 現金 ¥100,000.— を投じて營業を開始したとき、

(借方)	貸借対照表		(貸方)
現金	100,000.—	資本金	100,000.—

(2) 現金で ¥10,000.— の家屋と ¥2,000.— の器具を買入れたとき、

(借方)	貸借対照表		(貸方)
*家屋	10,000.—	資本金	100,000.—
*什器	2,000.—		
*現金	88,000.—		
	100,000.—		100,000.—

(3) 現金で商品 ¥20,000.— を買入れたとき、

(借方)	貸借対照表		(貸方)
家屋	10,000.—	資本金	100,000.—
什器	2,000.—		
*商品	20,000.—		
*現金	68,000.—		
	100,000.—		100,000.—

(4) 更に代金後拂の約束で商品 ¥30,000.— を買入れたとき、

(借方)		貸借対照表		(貸方)	
家屋	10,000.—	資本金	100,000.—		
什器	2,000.—	*買掛金	30,000.—		
*商品	50,000.—				
現金	68,000.—				
	<u>130,000.—</u>				<u>130,000.—</u>

- (5) ¥30,000.—で買入れた商品を¥40,000.—に販賣し、代金を現金で受取つたとき、

(借方)		貸借対照表		(貸方)	
家屋	10,000.—	資本金	100,000.—		
什器	2,000.—	買掛金	30,000.—		
*商品	20,000.—	*増加資本金	10,000.—		
*現金	108,000.—	(利益金)			
	<u>140,000.—</u>				<u>140,000.—</u>

- (6) ¥20,000.—で買入れた商品を代金後拂の約束で¥15,000.—に販賣したとき、

(借方)		貸借対照表		(貸方)	
家屋	10,000.—	資本金	100,000.—		
什器	2,000.—	買掛金	30,000.—		
*賣掛金	15,000.—	*増加資本金	5,000.—		
現金	108,000.—	(利益金)			
	<u>135,000.—</u>				<u>135,000.—</u>

- (7) 買掛金を現金で支拂つたとき、

(借方)		貸借対照表		(貸方)	
家屋	10,000.—	資本金	100,000.—		
什器	2,000.—	増加資本金	5,000.—		
賣掛金	15,000.—	(利益金)			
*現金	78,000.—				
	<u>105,000.—</u>				<u>105,000.—</u>

このほか、營業の經營によつてその財政が如何に變つても、常に貸借対照表によつて營業の内情を明確に示すことが出来る。併しかやうに營業の繼續中その財政に變化を生ずる毎に、貸借対照表を作り變へることは甚だ煩雜であるばかりでなく、その必要もない。故に貸借対照表は營業期の終り又はその他必要の生じた時作ることゝして、豫め何時でもそれが作れるだけの用意を帳簿でするのである。随つて帳簿の記入は貸借対照表を作るための準備にほかならないといつてもよい。かやうに貸借対照表は簿記理論の根柢となるもので、總ての帳簿記入の出發點であると同時に、最後の到達點であるから、簿記で最も重要なものである。

問 題

1. 貸借対照表とは何か。
2. 貸借対照表の借方及び貸方の意義を問ふ。
3. 貸借対照表の合計金額が貸借一致する理由を問ふ。

第三節 財産及び資本の勘定

勘定の必要及び形式 營業の結果財産及び資本に變化を生じた時、その都度貸借對照表を書き變へることは實際上餘り煩雜であるから、その變化を一時別に計算して置いて、必要のある時何時でも貸借對照表を作ることが出来るやうにして置く方が便利である。かかる必要から財産及び資本の増減を計算するため記入しておくものが財産及び資本の勘定といはれるものである。その記入、計算の仕方は次のやうな形式で行ふのが一番明瞭で、便利である。

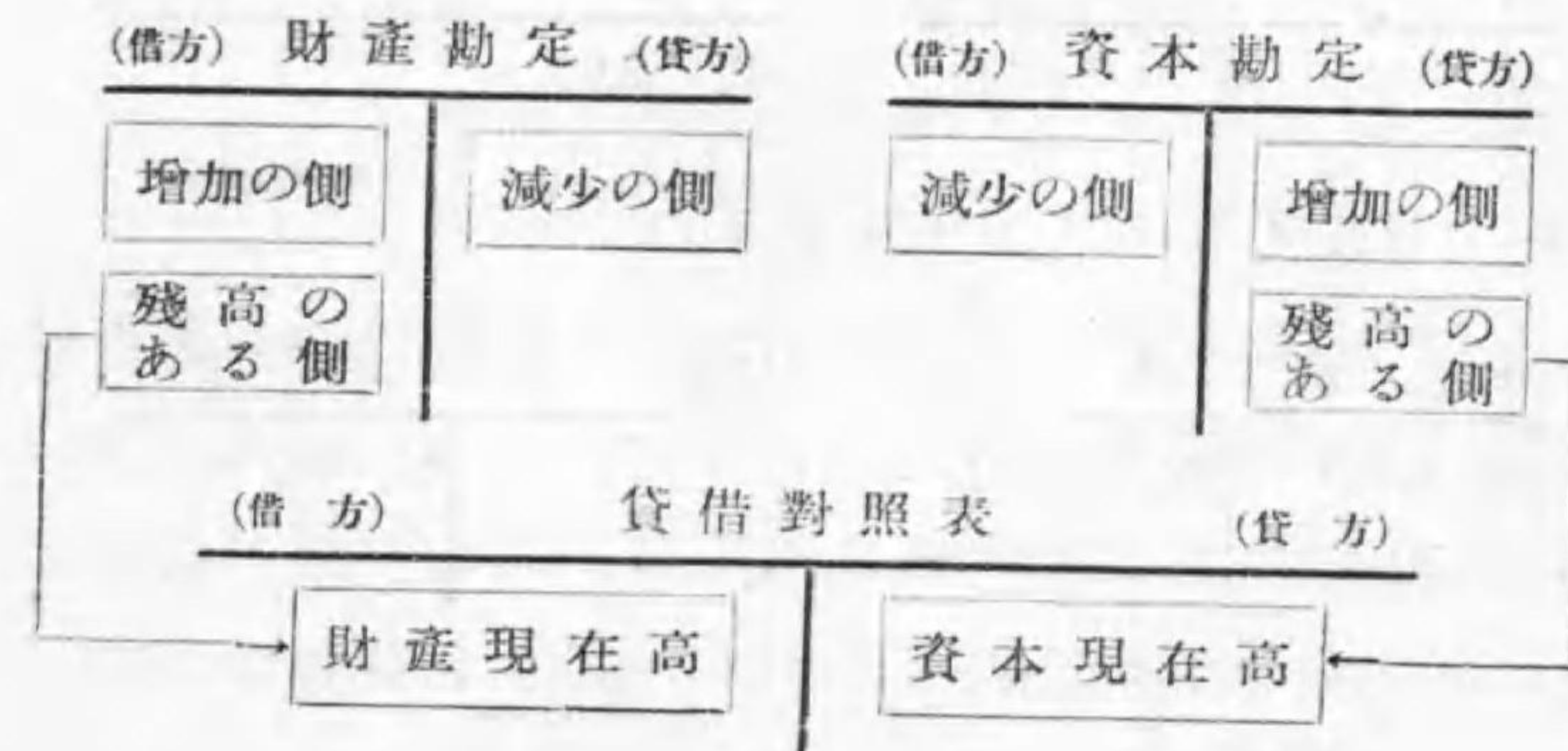
(借方)	現	金	(貸方)
増加を記入する側	100,000.—	減少を記入する側	10,000.—

(現在の残高は借方と貸方との差引で分る)

上の借方と貸方といふ符牒は、貸借對照表の借方と貸方といふ符牒と一致するやうに決められたものである。現金といふ財産は貸借對照表で借方に書かれるものであるから、その増加した分は勘定でも常に借方に書き、その中で減少した分だけ差引くため、貸方に書いておくやうにするのである。かやうにすれば、財産の現在残高はその勘定の計算で常に借方に出る譯

で、借方が常に多いだけ残高があることになるから、これをその儘貸借對照表でも借方に書けばよい。これに反して資本は貸借對照表で貸方に記入されるものであるから、その計算を記入する勘定に於ても、財産とは反對に、増加した時貸方に書き、減少した時借方に書いておくことにすればよい。かやうにすれば、資本の勘定では貸方が常に多くなるから、その現在残高は貸方に出る譯で、これをその儘貸借對照表の貸方に運べばよい。

故に財産の勘定と資本の勘定とに記入する仕方は、借方と貸方が丁度反對になる譯で、次のやうに記入される。



財産及び資本勘定記入の原則 財産の勘定は貸借對照表で借方に記されるものであるから、これを借方

系統の勘定といひ、その増減は借方を増加の側、貸方を減少の側として記入する。又資本勘定は貸借対照表で貸方に記入されるものであるから、これを貸方系統の勘定といひ、その増減は借方を減少の側、貸方を増加の側として記入する。

上の原則を前節の例題に適用して見れば次のやうになる。

(借方)	資本金	(貸方)
(6) 5,000.—	(1) 100,000.—	
(損失)	(5) 10,000.—	
	(利益)	

(借方)	現金	(貸方)
(1) 100,000.—	(2) 12,000.—	
(5) 40,000.—	(3) 20,000.—	

(借方)	建物	(貸方)
(2) 10,000.—		

(借方)	什器	(貸方)
(2) 2,000.—		

(借方)	商品	(貸方)
(3) 20,000.—	(5) 30,000.—	
(4) 30,000.—	(6) 20,000.—	

(借方)	買掛金	(貸方)
	(4) 30,000.—	

(借方)	賣掛金 (又は何々商店)	(貸方)
(6) 15,000.—		

(借方)	貸借対照表		(貸方)
現金	78,000.—	資本金	100,000.—
建物	10,000.—	利益金	5,000.—
什器	2,000.—		
賣掛金	15,000.—		
	<u>105,000.—</u>		<u>105,000.—</u>

上のやうに資本金の勘定から貸借対照表へ運ぶ時、元の資本金と利益金に分けて運ぶことが營業の成績を明かにするため必要である。

かやうに各勘定で計算した結果を貸借対照表へ運べば、直ちに貸借対照表が作られ、營業の狀況が明かになる。

勘定の意義及び勘定科目 上に示したやうに簿記で勘定とは各科目の増減を計算する単位となるものである。これ等の各勘定の名稱を勘定科目といひ、勘定科目にはその勘定で増減が計算されるものの性質を出来るだけ明瞭に表はすやうな名稱を選んで、常に一定しておかなくてはならぬ。最も普通に使はれる財産及び資本の勘定科目は次のやうなものである。

財産の科目 土地、建物、什器、商品、有價證券、

賣掛金(又は某商店)、受取手形、當座預金、現金

資本の科目 資本金、借入金、支拂手形、買掛金

(又は某商店)

問題

1. 勘定とは何か。
2. 主なる財産の勘定科目を挙げよ。
3. 主なる資本の勘定科目を挙げよ。
4. 次の取引を勘定に記入して貸借対照表を作れ。
 - (イ) 現金三萬圓を資本として營業を始む。
 - (ロ) 甲商店より商品五千圓を現金にて買入る。
 - (ハ) 營業用机椅子等を買入れ此の代金 ¥80.— 現金にて支拂ふ。
 - (ニ) 乙商店へ商品 ¥6,000.— を掛にて賣渡す。
(原價 ¥5,000.—)
 - (ホ) 現金二萬圓を第一銀行へ當座預金とす。

第四節 損益計算書

損益計算書の必要 財産と資本の増減を計算して、
 必要の時これをまとめて貸借対照表を作れば、
 營業の財政状態及び成績を知ることが出来る。併し
 貸借対照表だけでは營業の損益がどうして発生した
 かといふ細かい點を知ることが出来ないから、別に損
 益計算書といふものを作つて、營業の成績を一層明か
 にする必要がある。

營業に損益を生ずる主な原因は商品の賣買で、賣上
 利益はその賣上高から仕入原價を差引いたものであ

る。併し營業の經營には雇人の給料、廣告料、保險料、運
 賃、税金、雜費等のやうな費用がかかり、又利息、手数料等
 のやうな収益も生ずることが多い。

故にこれ等のすべての費用及び収益を明細に書いて、
 總費用と總収益を較べた上、營業の純損益を計算す
 ることが、その成績を精しく知るため是非必要である。
 かかる目的で作られるものが損益計算書で、次のやう
 な形式で作られる。

損益計算書

(借方)	自昭和13年1月1日至同年6月30日	(貸方)
給料	10,000.—	商品賣上利益 35,000.—
保險料	1,000.—	受入利息 2,000.—
運賃	500.—	
税金	1,500.—	
廣告料	500.—	
雜費	500.—	
當期純益	23,000.—	
	<u>37,000.—</u>	<u>37,000.—</u>

損益計算書の借方と貸方 上に示した雛形のやう
 に、費用を借方とし、収益を貸方とするのは貸借対照表
 の借方、貸方といふ用語に従ふもので、資本は貸借対照
 表で貸方に屬するから、その増加を來す収益は貸方に
 書き、その減少を來す損費は借方に書かれるのである。

損益計算書で精算された純利益又は純損失は、前に説いたやうに資本(狭義の資本)の増加又は減少を示すものであるから、損益計算書は資本の増減計算書とも云ふことが出来る。即ち貸借対照表に書かれた資本増減の由來を詳細に示すものが損益計算書である。

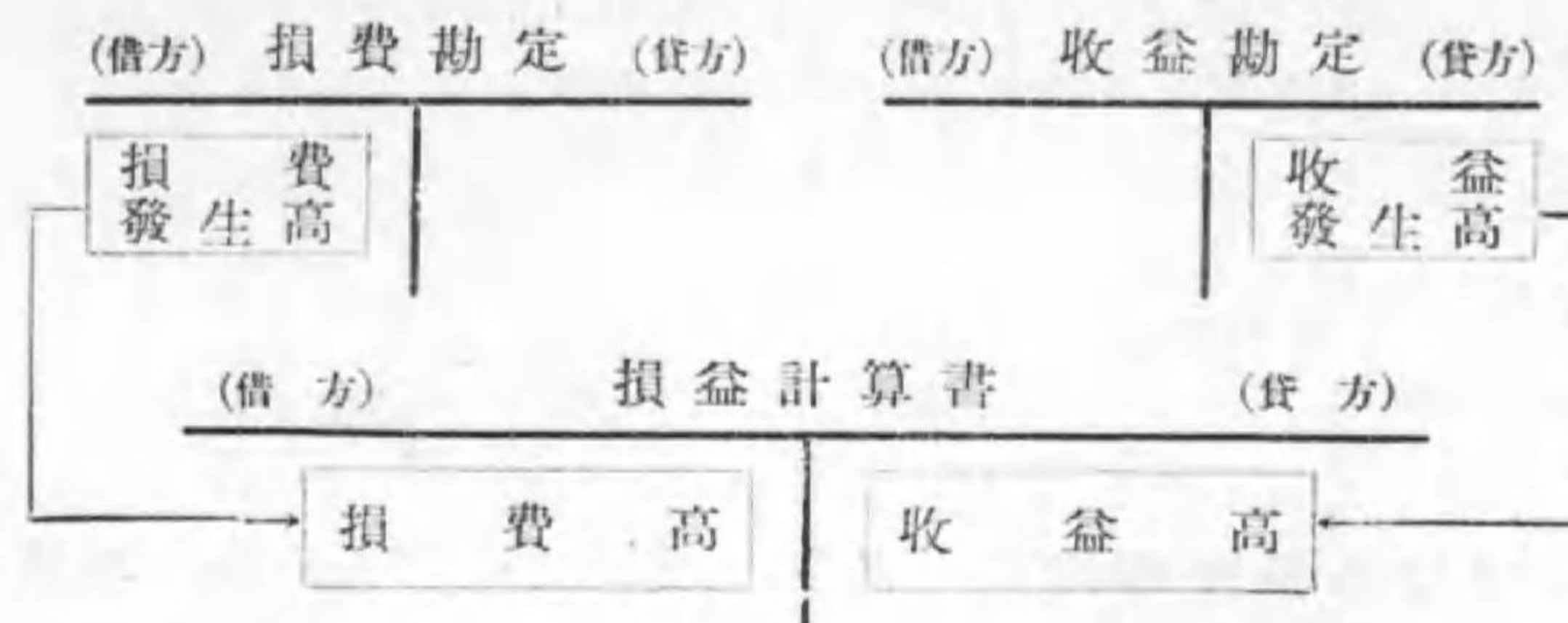
問題

1. 損益とは何か。(昭8.長崎高商)
2. 損益と資本との關係を問ふ。
3. 損益計算書とは如何なるものか。
4. 貸借対照表と損益計算書との關係を問ふ。(昭10.横商專)
5. 損益計算書に於ける純損益と貸借対照表に於ける純損益とが一致する理由を述べよ。(昭13.大倉高商)

第五節 損費及び収益の勘定

損費及び収益の勘定と損益計算書 損益計算書に書かれるやうな項目のことを損費及び収益の勘定或は略して損益の勘定といひ、損費及び収益の發生をこれ等の勘定に記入、計算しておいて、必要の時これをまとめて損益計算書を作る。このことは財産及び資本の増減を財産及び資本の勘定に記入しておいて、必要の時それをまとめて貸借対照表を作るのと同じである。損費及び収益の勘定の記入の仕方及びこれと損益計算書との關係は次の通りで、損費は損益計算書で

借方側に記されるものであるから、これが發生したとき損費の勘定の借方に書き、又収益は損益計算書で貸方側に記されるものであるから、これを發生した時、収益の勘定の貸方に書いておく。



これを例題で示せば次のやうになる。

- 例
1. 給料 ¥500.- を現金にて支拂ふ。
 2. 廣告料 ¥200.- を現金にて支拂ふ。
 3. 税金 ¥100.- を現金にて支拂ふ。
 4. 原價 ¥3,000.- の商品を ¥4,000.- にて賣渡し、代金は現金にて受取る。
 5. 雜費 ¥50.- を現金にて支拂ふ。

(借方) 給料 (貸方)	(借方) 廣告料 (貸方)
(1) 500.-	(2) 200.-
(借方) 税金 (貸方)	(借方) 商品賣上利益 (貸方)
(3) 100.-	(4) 1,000.-

(借方)	雑費	(貸方)
(5)	50.—	

(借方)	損益計算書		(貸方)
給料	500.—	商品賣上利益	1,000.—
広告料	200.—		
税金	100.—		
雑費	50.—		
当期純益	150.—		
	<u>1,000.—</u>		<u>1,000.—</u>

主なる損費の勘定 給料, 広告料, 保険料, 運賃, 税金, 地代及家賃, 支拂利息, 支拂割引料, 支拂手数料, 雑費

主なる収益の勘定 商品賣上利益, 受入利息, 受入手数料

損費及び収益勘定記入の原則 損費の勘定は損益計算書の借方側に記入されるものであるから,これを借方系統の勘定といひ,損費の發生高をこの勘定の借方に書く。収益の勘定は損益計算書の貸方側に記入されるものであるから,これを貸方系統の勘定といひ,収益の發生高をこの勘定の貸方に書く。

問題

1. 損費勘定の記入の仕方を問ふ。
2. 収益勘定の記入の仕方を問ふ。

3. 損費及び収益の勘定と損益計算書との關係を述べよ。
4. 次の取引を財産及び資本,損費及び収益の諸勘定に記入し,貸借對照表及び損益計算書を作れ。
 - (1) 現金 ¥100,000.— を資本として營業を始む。
 - (2) 什器 ¥100.— を現金にて買入る。
 - (3) 甲商店より商品 ¥10,000.— を掛にて買入る。
 - (4) 雑費 ¥100.— を現金にて支拂ふ。
 - (5) 乙商店へ商品(原價 ¥5,000.—)を ¥7,000.— 掛にて賣渡す。
 - (6) 甲商店へ買掛金の内 ¥5,000.— を現金にて支拂ふ。
 - (7) 給料 ¥200.— を現金にて支拂ふ。
 - (8) 家賃 ¥100.— を現金にて支拂ふ。

第六節 勘定の分類

貸借對照表勘定と損益計算書勘定 簿記の理論から勘定を分類すると次のやうに分けられる。

(一) 貸借對照表勘定

(財産勘定)	(資本勘定)
土地	資本金
建物	
什器	(負債勘定)
商品	借入金
有價證券	支拂手形
何々商店(買掛金)	何々商店(買掛金)

受取手形
 當座預金
 現金

(二) 損益計算書勘定

[損費勘定]

給料
 家賃(支拂)
 雜費
 税金
 利息(支拂)
 手数料(支拂)
 商品賣上損失
 有價證券賣却損

[収益勘定]

商品賣上利益
 有價證券賣却益
 利息(受入)
 手数料(受入)
 家賃(受入)

上の分類は非常に大切なもので、(一)は貸借對照表を作るに必要な勘定、(二)は損益計算書を作るに必要な勘定である。この分類を誤ると、營業の内情も損益の計算も明かにすることが出来ない。

借方系統勘定と貸方系統勘定 更に簿記の理論を適用するのに甚だ大切な分類は、次のやうに各勘定を借方系統勘定と貸方系統勘定とに分けることである。

(一) 借方系統勘定

[財産勘定]

土地
 建物
 什器
 其他

[損費勘定]

給料
 家賃(支拂)
 雜費
 其他

(二) 貸方系統勘定

[資本勘定]

資本金

[負債勘定]

借入金

其他

[収益勘定]

商品賣上利益

利息(受入)

手数料(受入)

其他

上の分類は各勘定を貸借に配列し、その平均を行ふ爲に必要で、財産勘定は貸借對照表の借方要素となり、損費勘定は損益計算書の借方要素となるものであるから、この二つはいづれも借方系統の勘定である。又資本勘定及び負債勘定は貸借對照表で貸方要素となり、収益勘定は損益計算書で貸方要素となるものであるから、いづれも貸方系統の勘定である。財産勘定と損費勘定とが同じ系統に屬し、資本勘定と収益勘定とが他の同じ系統に屬する譯及び前の系統が借方で、後の系統が貸方に屬する譯は、前節に述べたところによつて明かである。

問 題

1. 貸借対照表勘定とは如何なる勘定であるか。
2. 損益計算書勘定とは如何なる勘定であるか。
3. 借方系統勘定及び貸方系統勘定の意義を問ふ。
4. 財産勘定と損費勘定とが同じ系統に属する理由を問ふ。
5. 資本勘定と収益勘定とが同じ系統に属する理由を問ふ。

第七節 各系統勘定の増減

借方系統勘定の増減 借方系統の勘定即ち財産及び損費の勘定は、貸借対照表又は損益計算書で借方に示されるものであるから、財産を取得し若しくは損費を生じたときは、次のやうに借方に記入しておく。

(借方)	現 金	(貸方)	(借方)	商 品	(貸方)
	10,000.—			20,000.—	
(借方)	給 料	(貸方)	(借方)	保 險 料	(貸方)
	1,000.—			500.—	

[註] 上のやうに各勘定の増減計算を記入する所を勘定口座といふ。

給料、保険料等のやうな損費は一旦支拂つてから復た拂ひ戻されて、その金額が減少することは殆んどないが、現金、商品等のやうな財産は一旦取得した後に、再

び支拂或は販賣によつて減少するのが通常である。若しもかゝる減少を生じたときは、貸借対照表で借方に示される金額を減少させるため、次のやうに貸方に記入するのである。

(借方)	現 金	(貸方)	(借方)	商 品	(貸方)
	10,000.—		1,000.—	20,000.—	10,000.—

上のやうに財産の減少はその増減を計算する勘定口座の貸方に記入し、貸借対照表にはこれを借方金額から差引いた現在の残高を書くのである。

かやうに借方系統勘定の増減は、増加したときその勘定口座の借方に記入し、減少したときその貸方に記入する。

貸方系統勘定の増減 貸方系統の勘定即ち資本、負債及び収益の勘定は、貸借対照表又は損益計算書で總て貸方に記されるものであるから、前の場合とは反対に、増加したときは貸方に、減少したときは借方に書き、やがて貸借対照表又は損益計算書に運ばれる金額の差引計算を次のやうに用意しておく。

(借方)	資 本 金	(貸方)	(借方)	借 入 金	(貸方)
	10,000.—		100,000.—	10,000.—	20,000.—

(借方) 商品賣上利益 (貸方)	(借方) 受入利息 (貸方)
10,000.—	1,000.—

上の記入によれば、資本金は初め ¥100,000.— であつたが、後に ¥10,000.— 減少して ¥90,000.— となり、借入金 は ¥20,000.— であつたものが ¥10,000.— 返済して ¥10,000.— となつたことが分る。かやうに貸方系統勘定の増減は、増加したとき、その勘定口座の貸方に記入し、減少したとき、その借方に記入する。

各系統勘定増減の記入原則 故に各系統勘定の増減を記入、計算する簿記上の原則は次の通りである。

(借方) 借方系統勘定 (貸方)	(借方) 貸方系統勘定 (貸方)				
<table border="1"> <tr> <td>増加 (プラス)</td> <td>減少 (マイナス)</td> </tr> </table>	増加 (プラス)	減少 (マイナス)	<table border="1"> <tr> <td>減少 (マイナス)</td> <td>増加 (プラス)</td> </tr> </table>	減少 (マイナス)	増加 (プラス)
増加 (プラス)	減少 (マイナス)				
減少 (マイナス)	増加 (プラス)				

これを借方記入及び貸方記入に分けて示すと次のやうになる。

借方記入	貸方記入
借方系統勘定の増加 貸方系統勘定の減少	借方系統勘定の減少 貸方系統勘定の増加

問題

1. 借方系統勘定の増減記入法を問ふ。
2. 貸方系統勘定の増減記入法を問ふ。
3. 各系統勘定の借方記入及び貸方記入の意義を問ふ。
4. 財産の減少が資本の増加と同一側(貸方)に記入せらるる理由如何。(昭12神戸高商)

第八節 取引

簿記上の取引 簿記で取引とは營業の財産及び資本に増減變化を生ずる事柄をいふ。(Transactions) 故に普通の言葉でいふ取引と云ふ意味とは多少違つてゐる。例へば、所有した家屋が焼けた場合或は株券の相場が暴落した場合等は、普通には取引といはないが、營業の財産に著しい變化を生ずる事柄であるから、簿記ではこれをも取引と解釋する。又家屋を借入れた場合は普通一種の取引といはれるが、簿記ではこれがために營業が所有する財産に少しも變動を生じないから、これを取引とはいはない。

簿記上の取引は、それがために財産及び資本が受ける變動の種類によつて、次のやうに分類することが出来る。

(一) **財産相互間の増減を生ずる取引** これは例へ

ば商品を買入れ、或は現金を預金するやうな取引で、前の取引では商品といふ財産の増加と、現金といふ財産の減少とが生じ、後の取引では現金といふ財産の減少と預金といふ財産の増加とが生ずる。

(借方)	現 金	(貸方)	(借方)	商 品	(貸方)
	10,000.—			10,000.—	

(二) 資本相互間の増減を生ずる取引 これは例へば積立金を資本金に繰入れる取引、或は負債を資本金に振替へる取引等のやうなもので、前の取引は積立金として残された一種の資本を資本金増加に充てるのであるから、積立金といふ資本の減少と、資本金といふ資本の増加とが生ずる取引であり、後の取引は今迄債権者であつた者が營業者の一人になる取引であるから、借入資本の減少と營業者自身の資本金増加とが生ずる取引である。

(借方)	資本金	(貸方)	(借方)	積立金	(貸方)
	100,000.—			100,000.—	

上の一及び二の取引はいづれも財産相互間若しくは資本相互間の入れ替を生ずる取引に過ぎないから、これ等を交換取引といふ。

(三) 財産と資本との兩方に増減を生ずる取引 これは例へば現金を資本として元入し、或は現金を資本金から引出すやうな取引、負債を作り或は負債を返済するやうな取引で、前の二取引では、資本金の増加と現金の増加或は資本金の減少と現金の減少とが生じ、後の二取引では、負債の増加と現金の増加或は負債の減少と現金の減少とが生ずる。

(借方)	資本金	(貸方)	(借方)	現 金	(貸方)
	500,000.—			500,000.—	

この種の取引は財産と資本との間に平行して増減を生ずる取引であるから、これを平行取引といふ。

(四) 収益と財産の増加とを生ずる取引 これは例へば商品の賣上げによつて利益を得、或は預金の利息を得るやうな取引で、前の取引では賣上利益が生ずると同時に財産が増加し、後の取引では利息収益が生ずると同時に財産の増加を來す。

(借方)	商品賣上利益	(貸方)	(借方)	現 金	(貸方)
	1,000.—			1,000.—	

(五) 損費と財産の減少とを生ずる取引 これは例へば給料又は税金を現金で支拂つたとき、或は貸倒摺

を生じたときのやうな取引で、これは費用が発生すると同時に現金といふ財産の減少を生じ、又は損失が発生すると同時に財産の減少を生ずる取引である。

(借方)	現 金	(貸方)	(借方)	給 料	(貸方)
		500.—		500.—	

これら(四)及び(五)の取引はいづれも營業の損益に直接関係のある取引であるから、これを**損益取引**といふ。簿記で記入される取引は總てこれ等の交換取引、平行取引、損益取引の内いづれかに屬するのが原則である。併し時には上の交換取引又は平行取引と損益取引とが一緒になつて、一つの取引となるやうな場合もある。例へば商品を販賣して利益を得たときは交換取引と損益取引とが混合した場合であり、又割引を受けて借入金を支拂つた場合は平行取引と損益取引との混合した場合である。かゝる取引を通常**混合取引**といふ。

(借方)	商 品	(貸方)	(借方)	現 金	(貸方)
		5,000.—		6,000.—	
(借方)	商品賣上利益	(貸方)			
		1,000.—			

上の取引を更に諸勘定の借方記入及び貸方記入に分けて示すと次のやうになる。

	借方記入	貸方記入
交換取引	財産勘定(増加) — 資本勘定(減少) (負債を含む)	財産勘定(減少) — 資本勘定(増加) (負債を含む)
平行取引	財産勘定(増加) — 資本勘定(減少) (負債を含む)	資本勘定(増加) — 財産勘定(減少) (負債を含む)
損益取引	財産勘定(増加) — 損費勘定(増加)	収益勘定(増加) — 財産勘定(減少)

かやうにどんな取引でも、必ず勘定の貸借関係に分けられるもので、混合取引も四つの勘定が二つ宛組み合はされた取引に他ならない。例へば商品を販賣して利益を得た混合取引は次のやうな四勘定の組合せとなる。

混合取引	財産勘定(増加) — 財産勘定(減少)……(交換取引) 財産勘定(増加) — 収益勘定(増加)……(損益取引)
------	--

このやうにどんな取引が発生したときも、或勘定の借方と、他の勘定の貸方とに、同額宛の記入をすることになるから、一つの取引が必ず借方と貸方との両方に複記されると云ふ意味で、複式簿記と呼ばれる。

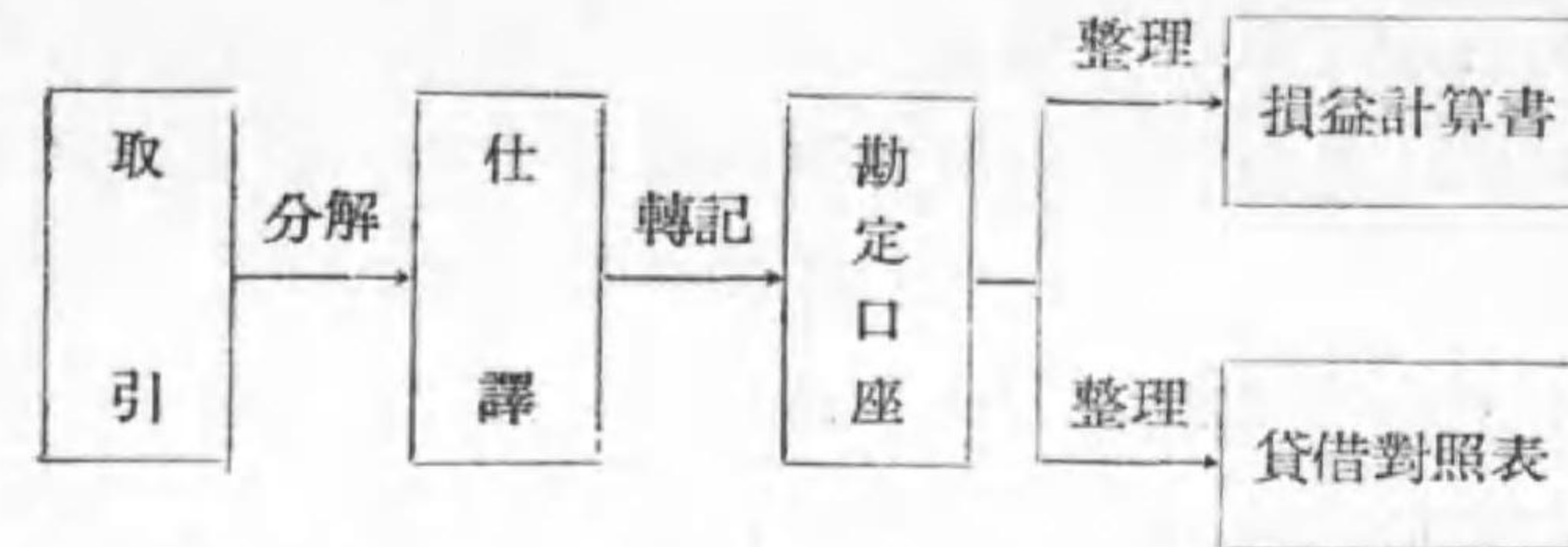
問題

1. 簿記に於ける取引の意義を述べよ。(昭7.長崎高商)
2. 混合取引を説明せよ。(昭12.山口高商)
3. 次の取引の種類を説明せよ。
 - イ. 賣掛金Y500.-を現金にて受取る。
 - ロ. 商品Y1,000.-を掛にて買入る。
 - ハ. 商品(原價Y200.-)を現金にて賣渡す。代價Y250.-
 - ニ. 配當金Y100.-を現金にて受取る。
 - ホ. 現金Y1,000.-を借入る。
 - ヘ. 商品Y500.-を掛にて賣渡す。(原價Y400.-)
 - ト. 税金Y20.-を現金にて支拂ふ。

第九節 仕 譯

仕譯の意義 仕譯とは取引を各勘定に記入する準備として、取引の生ずる毎に、どの勘定の借方と、どの勘定の貸方とに記入しなければならないかを明かにすることである。例へば現金で商品を買入れたときは、商品の増加と現金の減少とが生ずるから、これを計算する勘定口座で「商品勘定」の借方及び「現金勘定」の貸方に正確に記入しておかなければならない。かゝる記入を誤りなく行ふ準備として取引の仕譯をするのである。又各勘定の増加と減少とを正確に計算するのは、貸借對照表及び損益計算書へその差引殘高を運ぶ

準備であるから、仕譯を行ふことも、結局貸借對照表及び損益計算書を正確迅速に作る準備に他ならない。仕譯、勘定口座、貸借對照表及び損益計算書の關係を示すと次の通りである。



仕譯の書き方 仕譯は普通次のやうに行はれる。

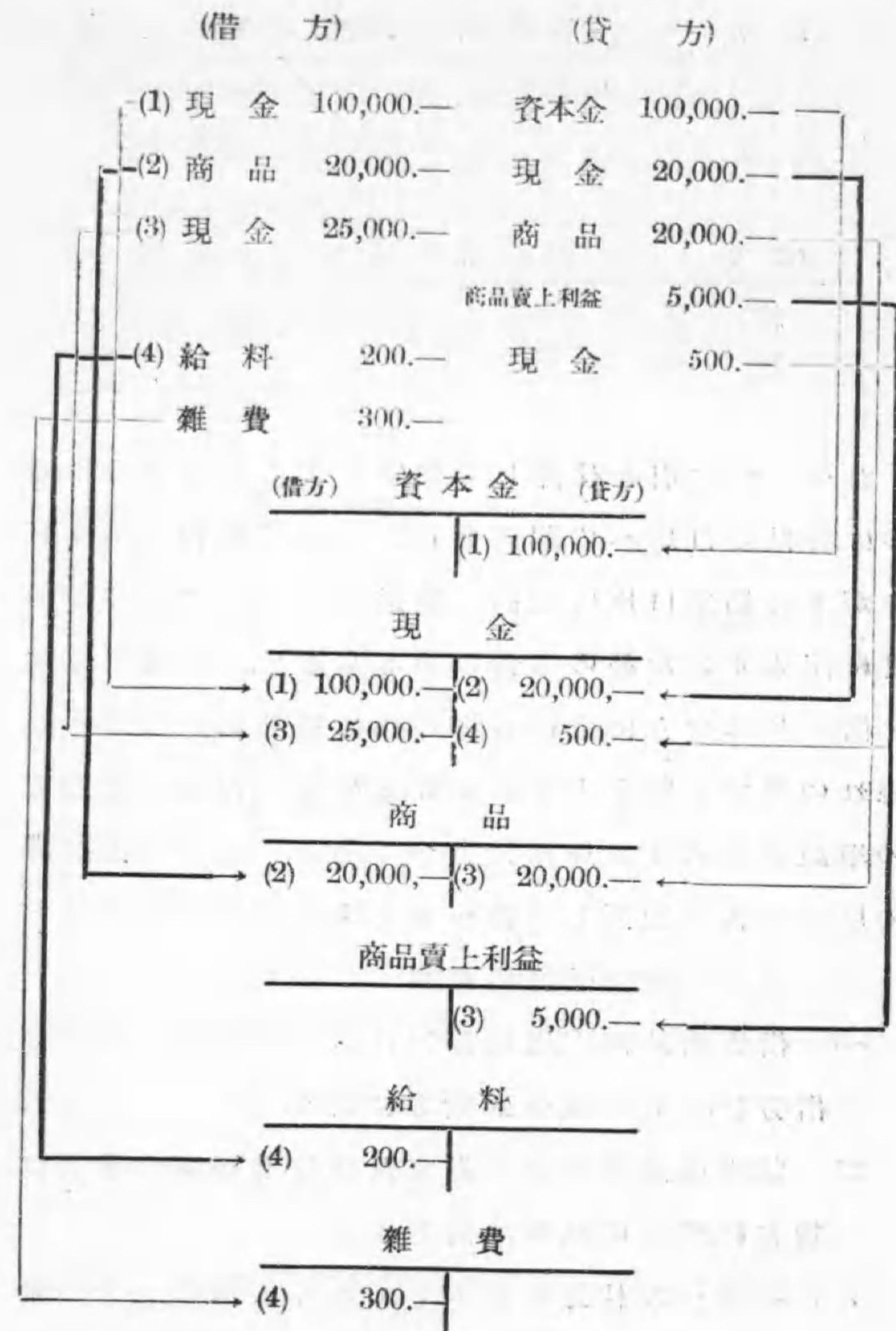
〔仕 譯〕

- (1) 現金Y100,000.-を投じて營業を始む。
(借方) 現金 100,000.- (貸方) 資本金 100,000.-
- (2) 現金Y20,000.-にて商品を買入る。
(借方) 商品 20,000.- (貸方) 現金 20,000.-
- (3) 上の商品をY25,000.-にて販賣し、代金は現金にて受取る。
(借方) 現金 25,000.- (貸方) 商品 20,000.-
商品賣上利益 5,000.-
- (4) 給料Y200.-, 雜費Y300.-を現金にて支拂ふ。
(借方) 給料 200.- (貸方) 現金 500.-
雜費 300.-

(1)で現金借方、資本金貸方と仕譯するのは、この取引が現金の増加と資本金の増加とを生ずる取引であるから、「現金勘定」の借方、「資本金勘定」の貸方に記入しなければならぬことを明かにするためである。同様に(2)の取引は「商品」及び「現金」の二勘定の關係に分解され、「商品勘定」は増加を示す借方、「現金勘定」は減少を示す貸方に仕譯される。(3)の取引は混合取引であるから、細かに示すと、「現金勘定」と「商品勘定」との組合せ及び「現金勘定」と「商品賣上利益勘定」との組合せの二つの組合せに分解されるもので、「現金勘定」は増加を示す借方、「商品勘定」は減少を示す貸方、「商品賣上利益勘定」は増加を示す貸方に仕譯されたものである。(4)の取引は損益取引で、給料及び營業費と云ふ損費勘定の増加と現金なる財産勘定の減少とを示すものである。

上のやうに仕譯された諸勘定がその増減計算の場所(即ち勘定口座)に轉記される狀況を示すと次の頁のやうになる。

更に各勘定口座から財産及び資本の勘定は貸借對照表へ、又損費及び収益の勘定は損益計算書へ運ばれると、營業の内情及び成績が明かになる。



(借方)		貸借対照表		(貸方)	
現金	104,500.-	資本金	100,000.-		
		増加資本金	4,500.-		
		(利益)			

(借方)		損益計算書		(貸方)	
給料	200.-	商品賣上利益	5,000.-		
雑費	300.-				

かやうに取引を仕譯して勘定を借方、貸方に分けるのは、各勘定口座への記入を正確にする準備であり、又やがて各勘定口座の残高を貸借対照表又は損益計算書に記入するための準備に他ならない。仕譯で勘定を借方及び貸方に分ける場合、孰れの勘定を借方とし、孰れの勘定を貸方とするかは、前に述べた各系統勘定の増減を記入する原則によつて決る。この貸借仕譯の原則を再び繰返して述べると、次の通りである。

貸借仕譯の原則

- 一 借方系統勘定(財産勘定及び損費勘定)の増加は借方に、又その減少は貸方に書く。
- 二 貸方系統勘定(資本勘定及び収益勘定)の増加は貸方に、又その減少は借方に書く。

ここに述べた仕譯を記入しておく帳簿のことを「仕譯帳」と云ひ、この仕譯帳から記入される各勘定の増減

を記入しておく帳簿のことを「元帳」と云ふ。又仕譯帳から元帳へ記入することを轉記と云ふ。

問題

1. 仕譯とは何か。
2. 仕譯は何故に必要であるか。(昭10.同志社高商)
3. 仕譯が仲介記入であるといはれる理由如何。
4. 仕譯の原則を述べよ。
5. 損失勘定が借方に、利益勘定が貸方に記入せられる理由如何。(昭5.高岡高商)
6. 次の取引を仕譯せよ。
 - (イ) 甲某は現金¥30,000.-を資本として營業を開始す。
 - (ロ) 乙商店より商品 ¥5,000.-を現金にて買入る。
 - (ハ) 營業用机壹箇、椅子四脚を買入れ、この代金 ¥80.-を現金にて支拂ふ。
 - (ニ) 丙商店へ商品 ¥6,000.-を掛にて賣渡す(商品原價 ¥5,000.-)
 - (ホ) 現金 ¥20,000.-を第一銀行に當座預金とす。
 (使用勘定科目 資本金、現金、商品、什器、丙商店、當座預金、商品賣上利益)

第十節 貸借平均の原則

取引の種類が交換取引、平行取引、損益取引の三種となること及びこれ等三種の取引が次のやうな諸勘定

間の関係に分けられることは既に述べた通りである。

交換取引	{	財産勘定(増加)——財産勘定(減少)……………(1)
		資本勘定(減少)——資本勘定(増加)……………(2)
平行取引	{	財産勘定(増加)——資本勘定(増加)……………(3)
		資本勘定(減少)——財産勘定(減少)……………(4)
損益取引	{	財産勘定(増加)——収益勘定(増加)……………(5)
		損費勘定(増加)——財産勘定(減少)……………(6)

上の諸取引を仕譯すると、次のやうに總ての取引は二つの勘定の貸借關係となる。

借 方	貸 方
(1) 借方系統勘定増加	借方系統勘定減少
(2) 貸方系統勘定減少	貸方系統勘定増加
(3) 借方系統勘定増加	貸方系統勘定増加
(4) 貸方系統勘定減少	借方系統勘定減少
(5) 借方系統勘定増加	貸方系統勘定増加
(6) 借方系統勘定増加	借方系統勘定減少

上のやうにどんな取引を仕譯しても、貸借双方に同金額の勘定が現はれるから、仕譯した諸勘定全部の合計金額は常に貸借が平均する。随つてこれを轉記した各勘定口座の金額も總ての勘定の金額を合計すると常に貸借が平均する。かやうに貸借金額の平均することは複式簿記の特徴で、これを**貸借平均の原則**と

いふ。これを第九節の例に就て實際に示すと次のやうになる。

仕		譯	
(借 方)		(貸 方)	
(1) 現金	100,000.—	資本金	100,000.—
(2) 商品	20,000.—	現金	20,000.—
(3) 現金	25,000.—	商品	20,000.—
		商品賣上利益	5,000.—
(4) 給料	200.—	現金	500.—
雜費	300.—		
合計	145,500.—	合計	145,500.—

各勘定口座

(借 方)	資 本 金	(貸 方)	
	(1)	100,000.—	
現 金			
(1)	100,000.—	(2)	20,000.—
(3)	25,000.—	(4)	500.—
商 品			
(2)	20,000.—	(3)	20,000.—

商品売上利益	
	(3) 5,000.—
給料	
(4) 200.—	
雑費	
(4) 300.—	
合計 145,500.—	合計 145,500.—

簿記の原則に従つて間違なく記入されれば、上のやうに借方金額合計と貸方金額合計とは必ず一致平均すべきものであるから、若しもこれが一致平均しなければ、誤り又はつけ落ちがあるため、直ちにその原因を調べて訂正しなければならない。かやうに記入の正否を迅速容易に検査出来ることも複式簿記の重要な長所の一つである。

問題

1. 貸借平均の原則とは如何。
2. 複式簿記が記入の誤りを発見するのに著しき長所を有する理由如何。

第三章 帳簿及び記入法

第一節 帳簿の種類及び形式

帳簿の種類 取引を記入して財産及び資本の増減、損費及び収益の発生を計算する書類を「帳簿」といふ。帳簿は大別して「主要帳簿」と「補助帳簿」とに分けられ、更に主要帳簿は「元帳」と「仕譯帳」とに、又補助帳簿は營業の種類、規模の大小に従ひ必要に応じて適當に分けられる。複式簿記の理論が適用されるのは専ら主要帳簿であるから、元帳及び仕譯帳の記入及び整理の手續を十分に理解することが、複式簿記の實務を會得するために最も大切である。補助帳簿は主要帳簿の記入で足りないところを補ふもので、複式簿記の理論と直接の関係がない。故に本章でも主に元帳及び仕譯帳に就て詳細に説明し、補助帳簿に就ては簡単に述べるに止める。

一 **元帳 (Ledger)** とは前編で述べた各勘定の増減を計算する場所、即ち各勘定口座の記入をする帳簿で、各勘定科目毎に別の紙面を使つて、その増減計算を明

かにするものである。かやうに總ての勘定の増減は元帳で明瞭に計算されるから、貸借対照表及び損益計算書を作るに必要な殆んど總ての資料が元帳の中にある。元帳には各勘定の増減を明瞭に記入計算するため、通常次のやうな形式の「勘定口座」を設ける。

元				帳			
(借方)		資本金		(貸方)			
日附	摘要	仕丁	金額	日附	摘要	仕丁	金額

二 仕譯帳 (Journal) とは前編に述べた仕譯を記入する帳簿で、取引の發生順に従つて記入するものである。仕譯をする目的は前に説明した通り、各勘定口座への記入を正確にするためであるから、仕譯帳は元帳記入の準備帳簿で、元帳記入の媒介をすることがその主な役目である。仕譯帳では取引の行はれる毎に、貸借双方に同金額の勘定を仕譯するから、これが元帳に轉記される時も、一の勘定口座の借方と、他の勘定口座の貸方とに同額宛轉記されるもので、一の勘定のみ

轉記され、又は借方一方、若しくは貸方一方のみに轉記されるやうなことは決してない。仕譯帳は仕譯の記入を明瞭にするため、次のやうな形式で記入されるのが普通である。

仕 譯 帳

日附	摘要	元丁	借方	貸方
4 1	(現金)		100,000 00	
		(資本金)		100,000 00
" 2	(商品)		20,000 00	
		(現金)		20,000 00

問 題

1. 主要帳簿の種類を挙げ、その関係を述べよ。
2. 帳簿の内最も重要なものは何か。その理由を説明せよ。
3. 元帳勘定口座の意義を述べ、その形式を示せ。
4. 仕譯帳の形式を示せ。

第二節 仕譯帳から元帳へ

仕譯帳は總ての取引を發生順に仕譯して記入する帳簿で、元帳の各勘定口座への記入を媒介するものである。仕譯帳で貸借に仕譯した勘定を元帳に轉記す

る場合には、借方に書いたものを元帳の同勘定口座の借方に転記し、貸方に書いたものを元帳の同勘定口座の貸方に転記すればよい。その転記の際仕譯した相手方勘定の名を元帳口座の摘要欄に併せて記入するのが原則である。これを例示すると次の通りである。

仕 譯 帳

日附	借方	元丁	摘要	貸方
4 1	100,000 00	2	(現金)	
		1	(資本金)	100,000 00
" 2	2,000 00	3	(什器)	
		2	(現金)	2,000 00
" 3	20,000 00	4	(商品)	
		2	(現金)	20,000 00

註 元丁欄には転記した各勘定口座の丁数を記入して転記の突合せを容易にすると同時に、転記済の印とする。
 什器とは机、椅子、火鉢、金庫、電話等のやうな營業用器具のことである。

元 帳

(借方)		資 本 金		(貸方) 1.			
日附	摘要	仕丁	金額	日附	摘要	仕丁	金額
				4 1	現金	1	100,000 00
現 金				2.			
4 1	資本金	1	100,000 00	4 2	什器	1	2,000 00
				" 3	商品	"	20,000 00
什 器				3.			
4 2	現金	1	2,000 00				
商 品				4.			
4 3	現金	1	20,000 00				

註 仕丁欄は仕譯帳の丁数を示して参照を容易にする。

上のやうに元帳各勘定口座の摘要欄へ仕譯の相手方勘定の名を記入することは、各口座に記入の由來を

簡単に説明するため、例へば資本金の口座の貸方摘要欄に現金と記入してあれば、現金借方、資本金貸方といふ仕譯が行はれた結果この轉記がなされたことが明かになり、随つて又資本金の元入が現金でなされたことを示すから、その記入の由來を簡単に説明することとなる。

元帳轉記の原則 借方に仕譯された勘定の金額はその勘定の元帳口座借方へ、又貸方に仕譯された勘定の金額はその勘定の元帳口座貸方へ、各仕譯の相手方勘定の名と共に轉記する。

問 題

1. 元帳勘定口座の摘要欄に仕譯の相手方勘定科目を記入する理由を問ふ。
2. 次の仕譯帳記入を元帳に轉記すべし。

仕 譯 帳

日 附	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
4 1	(現金)		100,000 00	
		(資本金)		100,000 00
" 2	(建物)		10,000 00	
" 3	(什器)		2,000 00	
		(現金)		2,000 00
" 4	(當座預金)		80,000 00	
		(現金)		80,000 00
" 5	(商品)		30,000 00	
		(當座預金)		30,000 00
" 6	(賣掛金)		40,000 00	
		(商品)		40,000 00
" 7	(商品)		10,000 00	
		(買掛金)		10,000 00

3. 次の元帳記入を仕譯に引戻し、その仕譯帳記入を示せ。

資 本 金 1.		商 品 3.	
(1)現金 10,000.-	(2)現金 3,000.-	(3)現金 3,000.-	
現 金 2.		什 器 4.	
(1)資本金 10,000.-	(2)商品 3,000.-	(3)現金 80.-	
(4)諸口 4,000.-	(3)什器 80.-		
	(5)運賃 60.-		

商品売上利益	5.	運	賃	6
	(5)現金 1,000.-	(4)現金	60.-	

註 諸口とは相手方勘定が二個以上なることを示すものである。

〔記帳練習〕

附属練習問題の第一例題を仕簿帳に記入し、元帳に轉記すべし。

第三節 元帳から貸借対照表 及び損益計算書へ

元帳は取引によつて生じた總ての結果を各勘定口座に記入、計算する帳簿で、營業の財産、資本及び損益の状況はこれによつて明かにされる。故にこれを適當に整理して計算表を作れば、營業の内情及び成績を明瞭に表示することが出来る。かやうに營業の内情及び成績を明かにするため、元帳の各勘定口座を整理、集合して作られる計算表が貸借対照表及び「損益計算書」に他ならない。かゝる計算表を必要に應じて何時でも作れるやうに準備することが元帳記入の主な目的である。

元帳の各勘定口座の記入から貸借対照表及び損益計算書を作る場合、第一に重要なことは、各勘定のうち貸借対照表に書くべき「貸借対照表勘定」と、損益計算書

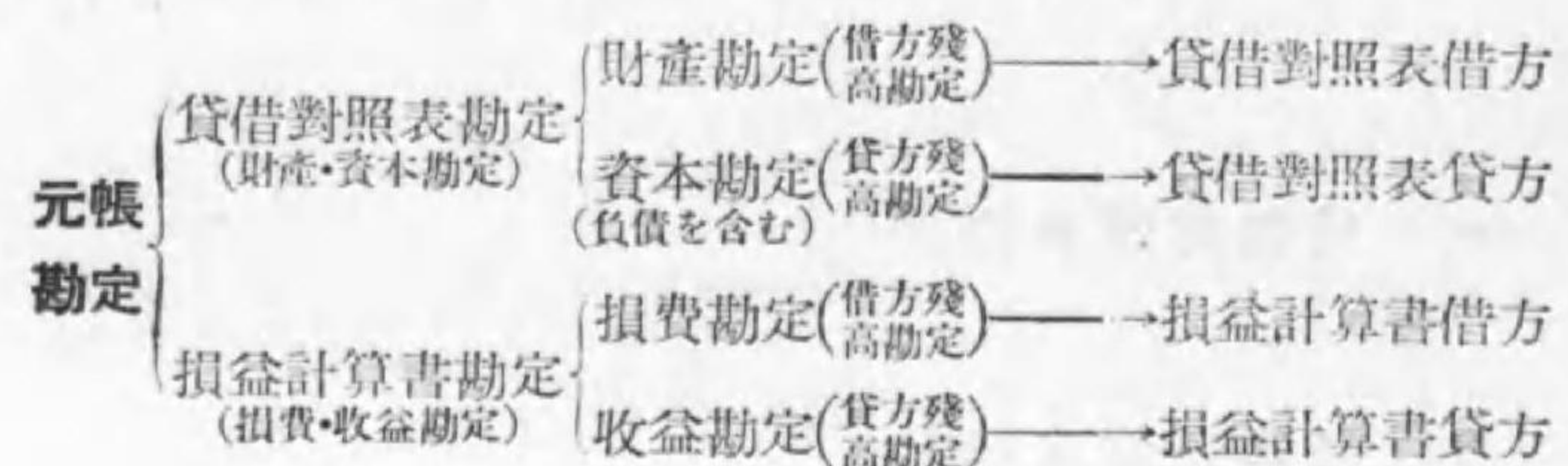
に書くべき「損益計算書勘定」とを明瞭に區別することである。この區別は前に述べた通り次のやうに行はれる。

- 一 貸借対照表勘定 { 財産勘定
資本勘定(自己資本及び借入資本)
- 二 損益計算書勘定 { 収益勘定
損費勘定

損益計算書勘定の性質 損益計算書勘定は或る期間の損益高を細かに計算する目的で設けられる勘定で、決して財産勘定のやうに營業の爲めに運用される物を表はすものでも、又資本勘定のやうに現に營業に投下されてある金額を示すものでもない。營業のために發生した損費及び収益の種類、金額を明かにする勘定が損益計算書勘定である。損益は資本の増減を意味するものであるから、損益計算書勘定は資本系統の勘定であると解釋しても必ずしも間違ひではないが、純然たる資本の勘定とは違ふものである。

貸借対照表及び損益計算書への記入 元帳のなかの諸勘定から貸借対照表又は損益計算書を作る場合には、各勘定口座の貸借残高を算出して、借方残高の勘定は貸借対照表又は損益計算書の借方へ、貸方残高の勘定は貸借対照表又は損益計算書の貸方へ記入する

のである。かゝる元帳と貸借対照表及び損益計算書との聯絡を明瞭に示すと次の通りである。



いま元帳記入を假想して、これを貸借対照表及び損益計算書に記入した結果を示すと次のやうになる。

元 帳 (略式)					
(借方)	資本金	(貸方)	(借方)	現金	(貸方)
	(1)現金 50,000.—		(1)資本金 50,000.—	(2)什器 300.—	
			(5)諸口 12,000.—	(3)商品 10,000.—	
				(4)營業費 100.—	
	什器		商品*		
(2)現金 300.—		(3)現金 10,000.—	(5)現金 10,000.—		
	營業費		商品賣上利益		
(4)現金 100.—			(5)現金 2,000.—		

* 商品の残高がないものとする。

(借方)	貸借対照表		(貸方)
現金	51,600.—	資本金	50,000.—
什器	300.—	*純利益	1,900.—
	<u>51,900.—</u>		<u>51,900.—</u>

(借方)	損益計算書		(貸方)
營業費	100.—	商品賣上利益	2,000.—
*純利益	1,900.—		
	<u>2,000.—</u>		<u>2,000.—</u>

* 純利益高を示して貸借を平均させる。

問 題

1. 勘定貸借対照表損益計算書の關係を述べよ。

(昭8.名古屋高商)

2. 次の諸勘定を貸借対照表勘定及び損益計算書勘定に區別すべし。

現金給料商品運賃營業費資本金税金賣掛金買掛金借入金利息什器廣告料。

3. 次の元帳残高より貸借対照表及び損益計算書を作れ。

資本金	現金	什器
30,000.—	2,350.—	300.—
家賃	商品	通信費
100.—	20,000.— 20,000.—	10.—
商品賣上利益	當座預金	雜費
3,000.—	30,000.—	40.—
給料		
200.—		

第四節 主要帳簿と補助帳簿

との関係

主要帳簿と補助帳簿との関係 主要帳簿は營業の財政全部に就て重要な事柄を記入する帳簿であるから、その記入は簡單、明瞭でなければならない。併し營業の財政は甚だ複雑であるから、主要帳簿に重要な事柄を漏なく簡潔に記入すると共に、他方で特殊の事柄に就ては主要帳簿の記入を補ひ又は説明する詳しい記録も必要である。かゝる主要帳簿の記入を補充、説明する目的で設けられる各種の帳簿が補助帳簿である。随つて補助帳簿の必要は營業の種類、規模の大小等によつて自ら異なるもので、概して營業の規模が大となるに従つて多くの補助帳簿が益々必要となるものである。最も普通に使はれる補助帳簿數種に就て、その用途、形式及び記入法を簡単に説明する。

一 **現金出納帳** (Cash Book) 現金の收支は仕譯帳を通して元帳の現金勘定口座に記入されるから、現金收支の大要及びその現在残高は主要帳簿によつて知ることが出来る。併し現金の收支は日常頻繁に起り、また誤謬、不正等を伴ひ易いものであるから、特に「現金出納帳」といふ補助帳簿を設けて、詳細にその收支を記入し、出納係

がこれを保存する必要がある。現金の收支がある毎にその日附、相手方、事由及び金額等を明細に記入して、元帳の現金勘定口座と突き合せ、又その現在残高の數字と實際手許にある金額とを突き合せれば、元帳現金勘定口座の記入を正確にすると同時に、出納係の責任をも常に明かにすることが出来る。現金出納帳の形式及び記入法を例示すると次の通りである。

現金出納帳

1.

日附	摘要	收納	支拂	残高
10 1	資本金元入	30,000.00		30,000.00
" 2	机、椅子、金庫、其他什器買入		300.00	29,700.00
" 2	本月分家賃支拂		100.00	29,600.00
" 5	鶴田商店へ掛代金支拂		3,000.00	26,600.00
" 9	松原商店ヨリ商品代金一部受取	2,500.00		29,100.00
" 15	東京銀行へ預ケ入		25,000.00	4,100.00
" 31	次ノ通り支拂			
	給料		100.00	
	雜費		50.00	3,950.00
	本日手許有高		3,950.00	
		32,500.00	32,500.00	
11 1	前月ヨリ繰越	3,950.00		3,950.00

註 他人振出の小切手、送金手形、振替拂込票、郵便爲替券等のやうなものは現金に等しいものであるから、これを受入れたときも現金の收納として取扱ふ。

二 商品仕入帳 (Purchases Book) 商品を仕入れた時は、仕譯帳を通して元帳の商品勘定口座の借方に轉記するから、商品の仕入も主要帳簿に記入してある。併し商品の仕入は營業にとって非常に重大な事柄で、頻繁に起る取引であるから、これに就ては特に商品仕入帳を設けて詳細の記入を仕入部で行ふ必要がある。これに記入すべき事柄は、日附、仕入先、代金支拂方法、品名、數量、單價、金額等で、その形式及び記入法の一例を示すと次の通りである。

商品仕入帳

1.

日附	仕入先	代金支拂方法	品名	數量	單價	金額	總額
10 5	田村商店	掛	夕張塊炭	200噸	2100	4,20000	
		"	同 粉炭	100"	1500	1,50000	5,70000
" 10	木村商店	現金	三池粉炭	200"	1300		2,60000
" 12	木村商店	値引	三池粉炭	200"	100		20000

註 仕入商品を返却し又はその値引を受けた時は、赤記しておいて締切の時差引き純仕入高を計算する。

三 商品賣上帳 (Sales Book) 商品を賣上げた時も、仕譯帳を通して元帳の商品勘定貸方に記入してあるが、商品販賣は營業上極めて重要な事柄で、頻繁に起るものである

から、別に商品賣上帳といふ補助帳簿に、その詳細を記入して販賣部に保管する必要がある。その形式及び記入法は略々商品仕入帳と同様であるが、一例を示すと次の通りである。

商品賣上帳

1.

日附	得意先	支拂方法	品名	數量	單價	金額	總額
10 7	山田商店	掛	夕張塊炭	50噸	2300	1,15000	
		"	同 粉炭	50"	1700	85000	2,00000
15	岩田商店	現金	三池粉炭	20"	1400		28000
20	千田商店	掛	夕張塊炭	60"	2400		1,44000
25	千田商店	品廻返品	夕張塊炭	60"	2400		1,44000
30	千田商店	掛	三池粉炭	50"	1450		72500
							3,00500

註 賣上商品の内返送されたもの及び値引した額は赤記しておいて締切の時に差引き純賣上高を計算する。

四 商品元帳(商品有高帳) (Stock Register) 一般元帳の商品勘定口座には賣買した總ての商品の仕入及び販賣を記入するから、商品別の仕入、販賣及び残高は商品勘定の口座では計算が出来ない。併し營業の經營上商品別にかかる計算をすることも非常に大切であるから、商品元

帳といふ補助帳簿を設けて、商品別に一口座を作り、各仕入、販賣及び残高を記入、計算することが通例である。この帳簿によつて營業が取扱ふ各種の商品に就て、賣買の状況及び手持高を明かにすれば、經營上有益の參考資料が得られる。かゝる商品元帳の形式及び記入法を例示すると次の通りである。

商品元帳

夕張塊炭 1.

日附	摘要	仕入			賣上			残高				
		数量	単價	金額	数量	単價	金額	数量	単價	金額		
10 5	掛仕入	噸	200	2100	4,200.00	噸			噸	200	2100	4,200.00
7	掛賣				50	2100	1,050.00	150	2100	3,150.00		
20	掛賣				60	2100	1,260.00	90	2100	1,890.00		
" 25	品運返品				60	2100	1,260.00	150	2100	3,150.00		

夕張粉炭 2.

10 5	掛仕入	100	1500	1,500.00			100	1500	1,500.00	
7	掛賣				50	1500	750.00	50	1500	750.00

三池粉炭

10 10	現金仕入	200	1300	2,600.00			200	1300	2,600.00	
15	現金賣				20	1300	260.00	180	1300	2,340.00
30	掛賣				80	1300	1,040.00	100	1300	1,300.00
31	掛仕入	100	1350	1,350.00				{ 100	1300	1,300.00
								* { 100	1350	1,350.00

註 賣上欄の單價は賣價によらず原價による。*同種の商品で原價の違ふものがあるときは、残高欄の數量及び單價は上のやうに分けて書き、先に仕入れたものから順次に賣上げられるやうに記入する。

五 仕入先元帳 (買掛金元帳) 仕入先に對する掛借金が一般元帳で各仕入先別に記入されてあれば仕入先元帳の必要はないが、仕入先が多數ある場合には、一般元帳では總ての仕入先に對する掛借金を一括して「買掛金勘定」に記入し、各仕入先に對する別々の計算は、別に仕入先元帳といふ補助帳簿を設けて書いておく方が便利である。故に仕入先元帳は多數の仕入先がある營業で、仕入先毎に一口座を設けて、掛借金の計算を行ふため設けられるものである。随つて仕入先元帳は一般元帳の「買掛金勘定」の内譯を記入するもので、これによつて一般元帳の記入を簡潔、明瞭にすると

共に、元帳記入の事務を分業にする利益がある。かゝる補助元帳(Subsidiary Ledger)に対して一般の元帳を總勘定元帳(General Ledger)又は一般元帳といふ。買掛金が出来た時、仕譯帳で買掛金を貸方に仕譯して、總勘定元帳の買掛金口座の貸方に轉記すると同時に、次のやうに仕入先元帳の仕入先口座の貸方にも記入するのである。又買掛金を支拂つた時は、その反對に借方に記入する。故に仕入先元帳の各口座の残高を合計すれば總勘定元帳の買掛金口座の残高に一致しなければならない。

仕入先元帳

甲 商店

日附	摘要	借方	貸方	借又ハ貸	残高
9 3	商品買入代金		5,500 00	貸	5,500 00
" 23	現金ニテ支拂	3,500 00		"	2,000 00
" 25	商品買入代金		3,000 00	"	5,000 00
10 26	小切手ニテ支拂	5,000 00			0 00
		8,500 00	8,500 00		

乙 商店

9 13	商品買入代金		2,200 00	貸	2,200 00
" "	同上當方負擔ノ運賃 先方ニテ立替		15 00	"	2,215 00
10 15	小切手ニテ支拂	1,215 00		"	1,000 00
" 31	繰越	1,000 00			
		2,215 00	2,215 00		
11 1	繰越		1,000 00	貸	1,000 00

六 得意先元帳 (賣掛金元帳) の設けられる必要

及び利益も仕入先元帳と同様で、多數の得意先に對して掛貸金が生ずるやうな營業では、總勘定元帳に「賣掛金勘定」を設け、その内譯を得意先元帳に記入するのである。その形式及び記入法も仕入先元帳と同様で、賣掛金が出来た時、仕譯帳で賣掛金を借方に仕譯して總勘定元帳の賣掛金口座の借方に轉記すると同時に、次のやうに得意先元帳の得意先口座の借方にも記入する。賣掛金を受取つた時は、その反對に貸方に記入する。故に得意先元帳の各口座の残高を合計すれば總勘定元帳の賣掛金口座の残高に一致しなければならない。

得意先元帳

丙 商店

日附	摘要	借方	貸方	借 又 ハ 貸	残高
9 6	商品賣渡代金	1,500 00		借	1,500 00
" 18	商品賣渡代金	800 00		"	2,300 00
" 26	現金ニテ受取ル		2,300 00		0 00
10 12	商品賣渡代金ノ一部掛	1,300 00		"	1,300 00
" 30	小切手ニテ受取ル		1,300 00		0 00
		3,600 00	3,600 00		

丁 商店

9 10	商品賣渡代金	2,000 00		借	2,000 00
" "	先方負擔ノ運賃ヲ當方ニテ立替	20 00		"	2,020 00
10 14	現金ニテ受取		1,000 00		1,020 00
" 31	繰越		1,020 00		
		2,020 00	2,020 00		
11 1	繰越	1,020 00		借	1,020 00

問題

- 1, 主要帳簿と補助帳簿との関係を問ふ。
- 2, 商品仕入帳及び商品賣上帳の役目を問ふ。

- 3, 仕入先元帳及び得意先元帳の役目を問ふ。

第五節 記帳上の注意

帳簿記入上常に心得ておくべき重要な事柄を列挙すると次の通りである。

- (1) 文字は楷書又は行書で、字體を揃へ、丁寧、綺麗に書くこと。
- (2) 記入文字を消すには、その文字の上に赤で二重線を引き、訂正する時は、その上部に正しい文字を書き入れること。又數字を訂正する時は、次のやうに全部の數字を消して、正しい數字をその上部に書くこと。

1,958.00
~~1,985.00~~

- (3) 各頁に頁數を附けること。
- (4) 次の頁に移る時は記入済の頁に「次頁へ」と書き、次の頁に「前頁ヨリ」と書いて合計を繰越すこと。
- (5) 合計を次の頁へ繰越す時半端の餘白があれば、赤で斜線を引いて消すこと。
- (6) 略字は次のやうな一定したものを用ふること。

圓……………¥ 替(單價)……………@(at)
番號……………# 同上……………"

××圓××錢……Y××.××

〔記帳練習〕

附屬練習例題第一例題を現金出納帳、商品仕入帳、商品賣上帳に記入して締切るべし。

第四章 決算

第一節 決算の意義

決算とは營業期の終りに、その期に生じた損益を計算し、財産及び資本の記録を整理して、その現状を明かにすることである。複式簿記によると、かゝる決算に必要な總ての事柄が元帳に記入してあるから、元帳を整理することが決算で最も重要な手續である。損益の計算は損益計算書により、又財産及び資本の現状は貸借對照表によつて明かにされるから、決算とはかゝる二つの表を作るに必要な手續及び諸帳簿の締切を行ふことに他ならない。かやうに決算は主に元帳の残高をもとゝして行はれるものであるから、元帳の記入が正確でなければ決算の結果も不正確となる。故に決算を行ふに先立ち、先づ元帳記入の正否を十分に吟味することが大切で、かゝる元帳記入の吟味及び訂正をする手續を決算豫備手續といふ。

決算に必要な重要手續を列擧すると次の通りである。

一 決算豫備手續

1. 試算表の作製

2. 棚卸表の作製
3. 修正記入

二 決算手續

1. 諸帳簿の締切
2. 決算報告書の作製

上の諸手續に就き以下節を分けて説明する。

問題

1. 決算とは何か。
2. 決算に必要な重要手續を列挙せよ。

第二節 試算表

試算表は元帳記入の正否を試験することを主眼として作られるもので、元帳の各勘定口座の貸借各合計額、若しくは貸借差額を一表に集め、更に全勘定の貸借各金額を夫々合計した表のことである。元帳では複式簿記の原則に従つて、或口座の借方と、他の口座の貸方とに同額宛記入されるから、全口座の記入を合計すると借方金額と貸方金額とは必ず一致しなければならない。又全口座の借方合計及び貸方合計を集めた金額が貸借一致するとすれば、各口座の貸借差引残高を集めてもその合計額は同様に貸借一致しなければならない。故に若しもそれが一致しなければ、元帳記

に不正確な点があるためで、多くは仕譯帳から轉記する場合に誤謬若しくは轉記漏れを生じたものである。試算表は通常次のやうな形式で作られる。

合計試算表

昭和13年12月31日

元 丁	勘定科目	借方	貸方
1	資本金		63,000 00
2	現現金	92,000 00	89,500 00
3	建物	10,000 00	
4	什器	600 00	
5	當座預金	73,000 00	43,000 00
6	商賣品	90,000 00	70,000 00
7	買掛金	70,000 00	80,000 00
8	賣掛金	46,000 00	31,000 00
9	商賣上利益		6,430 00
10	運賃	150 00	
11	保險料	80 00	
12	廣告料	200 00	
13	雜費	100 00	
14	給料	1,000 00	
15	受入利息		200 00
		383,130 00	383,130 00

残高試算表

昭和13年12月31日

元 丁	勘定科目	借方	貸方
1	資本金		63,000 00
2	現現金	2,500 00	
3	建物	10,000 00	
4	什器	600 00	
5	當座預金	30,000 00	
6	商賣品	20,000 00	
7	買掛金		10,000 00
8	賣掛金	15,000 00	
9	商賣上利益		6,430 00
10	運賃	150 00	
11	保險料	80 00	
12	廣告料	200 00	
13	雜費	100 00	
14	給料	1,000 00	
15	受入利息		200 00
		79,630 00	79,630 00

合計残高試算表

昭和13年12月31日

元 丁	勘定科目	合 計		残 高	
		借 方	貸 方	借 方	貸 方
1	資 本 金		63,000 00		63,000 00
2	現 金	92,000 00	89,500 00	2,500 00	
3	建 物	10,000 00		10,000 00	
4	什 器	600 00		600 00	
5	當座預金	73,000 00	43,000 00	30,000 00	
6	商 品	90,000 00	70,000 00	20,000 00	
7	買 掛 金	70,000 00	80,000 00		10,000 00
8	賣 掛 金	46,000 00	31,000 00	15,000 00	
9	商品賣上利 益		6,430 00		6,430 00
10	運 賃	150 00		150 00	
11	保 險 料	80 00		80 00	
12	廣 告 料	200 00		200 00	
13	雜 費	100 00		100 00	
14	給 料	1,000 00		1,000 00	
15	受入利息		200 00		200 00
		333,130 00	383,130 00	79,630 00	79,630 00

試算表には上のやうな三つの形式があるが、元帳記入の正否を試験する目的からいへば、いづれの形式によつても結果は同じで、貸借金額の各合計が一致するか否かによつて試験される。その作製が容易で、形式が簡単、明瞭である点からいへば、残高試算表が最も良く、元帳記入の内容を詳細に示す点からいへば、合計試算表が最も良く、又作製に手数が掛る不便があるが、両方の長所を併有する点では合計残高試算表が最良である。

試算表の役目 試算表は單に營業年度の終りに、決算の豫備手續として作られるばかりでなく、大規模の營業で、日々の取引記入が非常に多數に上る場合には、元帳の記入に誤謬又は脱漏を生ずる危険が甚だ多いから、毎日又は毎月これを作つてその正否を検査するのが普通である。これを**日計表**又は**月計表**といふ。又試算表は元帳の内容を簡単に表はすものであるから、これによつて營業の財政を観ることも出来る。故に試算表は甚だ重要なもので、單に元帳記入の正否を検査するため利用されるばかりでなく、營業財政の状況を観る材料としても非常に有用なものである。

問 題

1. 試算表の役目を問ふ。(昭12名古屋高商)

2. 試算表の作製法を述べよ。
3. 試算表の目的、種類並に形式を説明せよ。
(昭13.高松高商)
4. 前に記入した第一例題の元帳に就き残高試算表を作れ。

第三節 棚卸表

棚卸の意義 營業が所有する各種の財産は元帳の口座で計算されるが、財産の価格は常に變動するから、時々訂正しなければ、その記入の価格と実際の価格とが著しく相違することになる。例へば仕入原價 ¥10,000.— の商品も、その後の市價が下落したため ¥8,000.— の価格をもつに過ぎないことも屢々ある。かゝる場合に元帳の商品勘定残高を原價 ¥10,000.— の儘に放置すると、¥2,000.— の誤謬が生ずるから、これを ¥8,000.— に訂正しなければならない。かやうに當時營業が所有する各種の財産を實際に調べて、評價することを棚卸といひ、その種類、數量、價額を一表に集めたものを棚卸表といふ。

決算の豫備手續として棚卸表を作らなければならない理由は次の通りである。營業の損益は財産の増減と密接な關係のあるものであるから、決算の當時營業が所有する財産が實際幾何であるかは、營業の損益

を計算するため極めて重要なことであり、又決算當時の營業の内情を明かにするためにも、その所有財産を確實に計算することが必要である。故に營業の損益を計算し、その内情を明かにするためには、當時營業が所有する財産額を實際に調べ、帳簿上の價額に必要な訂正を施すことが極めて必要で、棚卸表はかゝる目的のために作られる。棚卸表は通常次のやうな形式で作製される。

棚卸表

昭和13年12月31日

摘		要		金額	
商 品					
A	品	100箇	@ ¥120.00	12,000 00	
B	品	70 "	@ ¥100.00	7,000 00	19,000 00
什 器					
金庫, 椅子, 机其他					
帳簿原價				500 00	
減價見積				50 00	450 00
建 物					
木造二階建壹棟					
帳簿原價				10,000 00	
減價見積				500 00	9,500 00
					28,950 00

棚卸評価の原則 棚卸表を作る場合には、極めて慎重な方法で財産を評価しなければならない。それには大體次のやうな原則によると最も安全である。

一 建物、什器等のやうな財産は一定の壽命しかないもので、使用するため又は古くなるため次第に価格を減少するものであるから、年々多少の減價を免れないものと考へ、一定の割合で価格の引下げを計算すること。これを簿記で減價償却といふ。

二 土地の価格は下落することが少いから、大體原價の儘とすること。

三 株券、商品等のやうな財産は相場の変動が激しいものであるから、當時の市場相場を参考として、下落した場合には必ずその下落した相場により、又騰貴した場合には將來再び下落する危険があるから、なほ原價の儘に据ゑ置くこと。

四 賣掛金その他の債權のうち回収の見込がないものを除外すること。

問題

1. 棚卸とは何か。
2. 棚卸表作製の目的を問ふ。
3. 減價償却の意義を述べよ。

4. 棚卸評価が決算に必要な理由を説明し、その評価原則を述べよ。

5. 附録練習例題第一例題の棚卸表を作製せよ。

第四節 修正記入

財産の棚卸価格が元帳の金額と相違する場合には、先づ元帳の記入を修正して棚卸価格と一致させた後に決算を行はなければならない。元帳の記入は常に仕譯帳を通して行はれるのが原則であるから、かゝる修正を行ふにも、先づ修正仕譯をした後元帳に轉記するもので、例を設けてこれを説明すれば次のやうになる。

1. 建物の元帳金額が¥10,000.—で、その減價見積が¥500.—のとき。
2. 什器の元帳金額が¥600.—で、その減價見積が¥100.—のとき。
3. 手持商品の元帳金額が¥20,000.—で、當時の相場による棚卸價額が¥19,000.—のとき。

〔修正仕訳〕

(1) 建物減價償却費	500.—	
建物		500.—
(2) 什器減價償却費	100.—	
什器		100.—
(3) 商品評價損	1,000.—	
商品		1,000.—
元 帳		
建 物		
10,000.—	建物減價償却費 500.—	
什 器		
600.—	什器減價償却費 100.—	
商 品		
20,000.—	商品評價損 1,000.—	

- (1)は建物の価格がその営業期に減少したため費用が生じたことを示す。
- (2)は(1)と同様に什器の価格が減少したため費用が発生したことを示す。
- (3)は商品の価格が下落したため損失を生じたことを示す。

決算を行ふには、これと同様の修正仕訳及び轉記が種々の財産に就き必要で、これによつて初めて元帳記入の決算準備が終る。

問 題

前に記帳せる第一例題の修正仕訳を記入せよ。

第五節 諸帳簿の締切

補助帳簿の締切は既に例示した通りであるが、仕訳帳を締切するには修正仕訳を記入する前迄の貸借各合計を書いて一度締切り、更にその後決算のため仕訳記入をした分に就き別に貸借各合計を書いて締切る。

元帳の締切は甚だ複雑であるが、決算に最も大切であるから、十分に理解しなければならない。これを損費及び収益の勘定の締切と、財産及び資本の勘定の締切とに分けて説明する。

一 損費及び収益の勘定の締切

元帳の損費及び収益の勘定は、各営業期の損益発生を計算するために記入されるものであるから、決算の時損益計算を行へば必要のなくなるものである。決算の際これを締切するには次のやうな方法によるのである。

1. 新たに損益勘定(集合損益勘定)の口座を元帳に設け

て、損費及び収益の各勘定口座に記入計算した結果を集め、その期の損益計算を一つの勘定で行ふこと。

2. 上と同時に損費及び収益の各勘定口座を貸借平均さして白紙に歸らせること。

3. 新たに作った損益勘定口座の貸借差額、即ち營業の純損益を資本金勘定に振替へること。

上の整理を記帳するには、損費及び収益の勘定から、これを集合するために設けた損益勘定に振替へる仕譯を行つて、元帳に轉記すればよい。例へば次の損費及び収益の諸勘定を決算のため締切るには、下の仕譯及び轉記をすればよい。

元		帳	
商品賣上利益 9.	給 料 14.		
6,430.—	1,000.—		
運 賃 10.	受 入 利 息 15.		
150.—	200.—		
保 險 料 11.	建 物 減 價 償 却 費 16.		
80.—	500.—		
廣 告 料 12.	什 器 減 價 償 却 費 17.		
200.—	100.—		
雜 費 13.	商 品 評 價 損 18.		
100.—	1,000.—		

仕 譯 帳

12 31	(商品賣上利益)	9	6,430 00	
	(損 益)	19		6,430 00
	(損 益)	"	150 00	
	(運 賃)	10		150 00
	(損 益)	19	80 00	
	(保 險 料)	11		80 00
	(損 益)	19	200 00	
	(廣 告 料)	12		200 00
	(損 益)	19	100 00	
	(雜 費)	13		100 00
	(損 益)	19	1,000 00	
	(給 料)	14		1,000 00
	(受 入 利 息)	15	200 00	
	(損 益)	19		200 00
	(損 益)	"	500 00	
	(建物減價償却費)	16		500 00
	(損 益)	19	100 00	
	(什器減價償却費)	17		100 00
	(損 益)	19	1,000 00	
	(商品評價損)	18		1,000 00
	損費及び収益ヲ損益勘定ニ振替フ			
	(損 益)	19	3,500 00	
	(資 本 金)			3,500 00
	当期純益ヲ資本金ニ振替フ	1		

註 * この仕譯は損益勘定で純益が計算された後に行ふ。

元 帳

商品賣上利益		9.
12/31 損益	6,430.—	6,430.—
運賃		10.
	150.—	12/31 損益 150.—
保險料		11.
	80.—	12/31 損益 80.—
廣告料		12.
	200.—	12/31 損益 200.—
雜費		13.
	100.—	12/31 損益 100.—
給料		14.
	1,000.—	12/31 損益 1,000.—
受入利息		15.
12/31 損益	200.—	200.—

建物減價償却費		16.
500.—	12/31 損益	500.—
什器減價償却費		17.
100.—	12/31 損益	100.—
商品評價損		18.
1,000.—	12/31 損益	1,000.—
資本金		1.
		63,000.—
		12/31 損益 3,500.—
損 益		

12/31 運賃	150.—	12/31 商品賣上利益	6,430.—
"/" 保險料	80.—	"/" 受入利息	200.—
"/" 廣告料	200.—		
"/" 雜費	100.—		
"/" 給料	1,000.—		
"/" 建物償却費	500.—		
"/" 什器償却費	100.—		
"/" 商品評價損	1,000.—		
"/" 資本金	3,500.—		
	<u>6,630.—</u>		<u>6,630.—</u>

註 金額欄に二重線を赤記したときは、既に締切を終つたことを示す。

商品勘定及びその締切 上の例では商品賣上利益が販賣の都度計算、記入されるものと假定して損費及び収益の諸勘定の締切手續を説いたが、商品販賣の都度一々その仕入原價を調べて、これと賣上價額とを比較し、一々賣上利益を算出することは非常に面倒であるから、取引の頻繁な營業にとつては甚だ不便である。故に賣上利益も決算の時一度に計算することゝして、販賣した時は、原價の如何に拘らず「商品勘定」の貸方に賣上價額で記入するのが普通である。この方法によると、決算の際損費及び収益の諸勘定を締切る前に、先づ「商品勘定」の締切を行つて商品賣上損益を算出し、その算出された商品賣上損益を「商品勘定」から「損益勘定」に移さなければならない。

或營業の商品仕入高が¥10,000.—、販賣高が¥8,000.—で、決算期の商品棚卸高が¥4,000.—であると假定すれば、仕入をした時「商品勘定」の借方に¥10,000.—を記入し、販賣した時同勘定の貸方に¥8,000.—を記入した後、決算棚卸表の商品棚卸高 ¥4,000.—を同勘定の貸方に繰越記入して、貸借金額の差引をすれば商品賣上利益 ¥2,000.—が算出される。これを算術式及び元帳の商品勘定式で示すと次のやうになる。

(2) 商品賣上高	¥8,000
(3) 期末棚卸高(繰越)	+ 4,000
	¥12,000
(1) 仕入原價	- 10,000
(4) 商品賣上利益	¥2,000

商 品	
(1) 現金 10,000.—	(2) 現金 8,000.—
(4) 損益 2,000.—	(3) 繰越 4,000.—
←決算締切手續	決算締切手續←

註 期末棚卸高を貸方に記入した後貸借を比較し、貸方が多ければ賣上利益を、借方が多ければ賣上損失を示す。

上の「商品勘定」は商品といふ財産を示す勘定であると同時に、商品賣上損益を計算する損費若しくは収益の勘定の性質を持つから、混合的性質のもので、この種の勘定を**混合勘定**といふ。

問 題

1. 集合損益勘定と資本金勘定との關係を述べよ。
2. 混合勘定の意義を問ふ。(昭6.福島高商。昭8.和歌山高商)
3. 前に記帳せる**第一例題**の損費及び収益の勘定を締切るべし。

二 財産及び資本諸勘定の締切

元帳の財産及び資本の諸勘定は營業が所有する財

産及び營業に對して投下されてゐる資本高を明かにする勘定であるから、營業が續いてゐる限り、常にその現在高が元帳に殘留しなければならない。故に決算の際これを締切する方法も損費及び収益の諸勘定とは違ひ、その期間中に生じた増減を精算して、決算當時の現在高を明かにする手續が必要である。かゝる財産及び資本の勘定の締切は通常次の方法で行はれる。

1. 各勘定の貸借差額を計算して、金額の小なる側にこれを繰越として赤記し、貸借各金額の合計を一致させること。
2. 各勘定の殘高(即ち現在高)を更に次の營業期に繰越すこと(赤記せる金額を反對側に次期初日附にて黒記する。)

上の締切方法を例示すると次のやうになる。

元 帳 (略式)

資 本 金		1.
12/31 繰 越	66,500.—	63,000.—
		12/31 損 益 3,500.—
	66,500.—	66,500.—
		1/1 繰 越 66,500.—
現 金		2.
	92,000.—	89,500.—
		12/31 繰 越 2,500.—
	92,000.—	92,000.—
1/1 繰 越	2,500.—	
建 物		3.
	10,000.—	12/31 建物償却費 500.—
		"/" 繰 越 9,500.—
	10,000.—	10,000.—
1/1 繰 越	9,500.—	
什 器		4.
	600.—	12/31 什器償却費 100.—
		"/" 繰 越 500.—
	600.—	600.—
1/1 繰 越	500.—	

當座預金 5.	
73,000.—	43,000.—
	12/31 繰越 30,000.—
73,000.—	73,000.—
1/1 繰越 30,000.—	

商品 6.	
90,000.—	70,000.—
	12/31 商品評價損失 1,000.—
	"/" 繰越 19,000.—
90,000.—	90,000.—
1/1 繰越 19,000.—	

買掛金 7.	
70,000.—	80,000.—
12/31 繰越 10,000.—	
80,000.—	80,000.—
	1/1 繰越 10,000.—

賣掛金 8.	
46,000.—	31,000.—
	12/31 繰越 15,000.—
46,000.—	46,000.—
1/1 繰越 15,000.—	

上のやうに財産及び資本の勘定の残高を次の営業期に繰越す場合には、これを一度赤記して貸借各合計金額を平均させ、更にこれを次期の初日附で反対側に黒記することが普通であるが、元帳の記入は常に仕譯帳を通して行はれるといふ原則に従つて、次のやうな繰越仕譯を行つた後に轉記することもある。

仕 譯 帳

日附	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
12/31	(資本金)		66,500 00	
	(買掛金)		10,000 00	
	(繰越残高)			76,500 00
" "	(繰越残高)		76,500 00	
	(現金)			2,500 00
	(建物)			9,500 00
	(什器)			500 00
	(當座預金)			30,000 00
	(商品)			19,000 00
	(賣掛金)			15,000 00
	決算残高ヲ次期ニ繰越ス			

註 上の繰越仕譯は赤記繰越に対する仕譯で、この仕譯の結果轉記されるときは、元帳に繰越残高として黒記される。

仕 譯 帳

昭和13年1月1日

日附	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
1 1	(前期残高)		76,500 00	
	(資本金)			66,500 00
	(買掛金)			10,000 00
" "	(現金)		2,500 00	
	(建物)		9,500 00	
	(什器)		500 00	
	(當座預金)		30,000 00	
	(商品)		19,000 00	
	(賣掛金)		15,000 00	
	(前期残高)			76,500 00
	前期残高ヲ繰越ス			
	⋮			
	⋮			

註 上の仕譯は黒記繰越に對する仕譯で前期残高として轉記される。

上のやうに財産及び資本の勘定を締切る場合、その繰越を仕譯帳を通して行ふ方法は、主に歐洲大陸諸國で採用されてゐるので、これを「大陸式元帳締切法」といひ、仕譯帳を通さずに繰越す方法を「英米式元帳締切法」といふ。元帳残高の繰越は單に各口座内部の整理手

續に過ぎないから、複式簿記の理論上必ずしも仕譯帳を経る必要はない。

問 題

前に記帳した第一例題の財産及び資本の勘定を締切るべし。

第六節 決算報告書の作製

決算とは一營業期の損益を計算し、營業の現状を明かにすることであるから、その最も重要な目的は正確な損益計算書及び貸借對照表を作ることである。併し營業の現状を詳細、正確に示すためには、貸借對照表の作製のみでは猶ほ不十分な點が尠くないから、更に「財産目録」を作つて一層精密に營業の内容を明かにする必要が一般に認められてゐる。これ等の損益計算書、貸借對照表及び財産目録の三つが「決算報告書」と呼ばれる。我が國の商法によれば、株式會社營業は貸借對照表及び財産目録を決算期毎に作製し、(改正商法33條2項) 貸借對照表は一定の方法によつて公表すべきことが規定されてゐる。(改正商法283條2項)

一 損益計算書 (Profit and Loss Statement) が元帳の損費及び収益の勘定を集めて作られることは既に述べた通りである。本章第五節で説明した損費及び収益

の勘定の締切が元帳で行はれると、この作製は極めて容易で、損費、収益の勘定の金額を集合した損益勘定口座の記入を適当に分類、配列すればよい。元帳で決算のため新たに作った損益勘定口座の借方要素を損費として損益計算書の借方(又は損費の部)に列挙し、貸方要素を収益としてその貸方(又は収益の部)に列挙し、貸借差額を「当期純益」又は「当期純損失」として示すのである。併し損益計算書は營業の成績を明かにするのが目的であるから、諸項目の分類、配列は適當の順序、方法によるべきで、元帳の損益勘定を單純に複寫するだけでは不完全である。その形式には次に示すやうに、元帳の損益勘定と同様の形式による「勘定式」と、これを變形して説明體の様式とした「報告書式」との二種がある。

(勘定式)

損益計算書

自昭和12年7月1日 至同年12月31日

損費之部	金額	収益之部	金額
運賃	150 00	商品賣上利益	6,430 00
廣告料	200 00	受入利息	200 00
建物減價償却費	500 00		
什器減價償却費	100 00		
保険料	80 00		
給料	1,000 00		
雜費	100 00		
商品評價損	1,000 00		
当期純益	3,500 00		
	6,630 00		6,630 00

註 上の損益計算書は本章第五節の例による。

(報告書式)

損益計算書

自昭和12年7月1日 至同年12月31日

摘	要	金額
商品賣上高		76,430 00
賣上商品原價		
商品棚卸高 (7月1日)	10,000 00	
仕入高	80,000 00	
	90,000 00	
商品棚卸高(12月31日)	20,000 00	70,000 00
商品賣上總利益		6,430 00
營業費		
運賃	150 00	
廣告料	200 00	
建物減價償却費	500 00	
什器減價償却費	100 00	
保険料	80 00	
給料	1,000 00	
雜費	100 00	
商品評價損	1,000 00	3,130 00
營業純益		3,300 00
受入利息		200 00
當期純益		3,500 00

二 貸借對照表 (Balance Sheet) が元帳の財産及び資本の勘定の残高を集めて作製されることは既に述べた通りである。本章第六節で説明した財産及び資本の勘定の締切が元帳で行はれると、これ等の諸勘定の繰越高を集合して貸借對照表を作ることが出来る。借方に残高のある財産科目とその繰越金額とを貸借對照表の借方(又は資産の部)とし、貸方に残高のある資本及び負債科目とその繰越金額とを貸借對照表の貸方(又は負債の部)とし、純損益による資本の増減額を當期損益として(利益の場合は貸方に「當期利益金」として、損失の場合は借方に「當期損失金」として)示せばよい。併し貸借對照表は營業の現状を明瞭に示す目的で作られるものであるから、その諸科目は適當に分類配列することが必要で、元帳記入の科目及び順序によつて雜然と列べるだけでは不十分である。この形式にも、次のやうに「勘定式」と、觀る人の便宜を計つて變形した「報告書式」との二種がある。

(勘定式)

貸借対照表

昭和12年12月31日現在

摘要	借方	摘要	貸方
現金	2,500 00	買掛金	10,000 00
當座預金	30,000 00	資本金	63,000 00
賣掛金	15,000 00	当期利益金	3,500 00
商品	19,000 00		
什器	500 00		
建物	9,500 00		
	76,500 00		76,500 00

(報告書式)

貸借対照表

昭和12年12月31日現在

摘要	金額
財 産	
現金	2,500 00
當座預金	30,000 00
賣掛金	15,000 00
商品	19,000 00
什器	500 00
建物	9,500 00
	76,500 00
負 債	
買掛金	10,000 00
	66,500 00
資 本 金(期首)	63,000 00
当期利益金	3,500 00

註 上の貸借対照表は本章第五節に示した例による。

三 財産目録 (Inventory) は營業が所有する財産の種類、數量、金額等を明細に示すため、現物を精確に調査、計算して作られるものである。我國の商法 (改正商法34條)によれば、株式會社營業が作製すべき財産目録には、財産のほか負債をも記載すべきものと規定されてゐるから、かかる財産目録は實質上財産及び負債目録である。その一例を示すと次の通りである。

財産目録

昭和12年12月31日現在

摘	要	金額
財 産		
現 金(手元有高)		2,500 00
當 座 預 金(貳 口)		
第一銀行當座預金	18,000 00	
安田銀行 "	12,000 00	30,000 00
賣 掛 金(參 口)		
甲 商 店	7,000 00	
乙 商 店	6,000 00	
丙 商 店	2,000 00	15,000 00
商 品		
A 品 何箇 何圓替	12,000 00	
B 品 何箇 何圓替	7,000 00	19,000 00
什 器		
金庫, 金銭登録器, 椅子, 机等		500 00
建 物		
木造二階建營業用店舗壹棟		9,500 00
	合 計	76,500 00
負 債		
買 掛 金(貳 口)		
丁 商 店	6,000 00	
戊 商 店	4,000 00	10,000 00
	合 計	10,000 00

財産目録と貸借対照表との相違 決算當時の財産及び負債は貸借対照表にも記載されるから、更に財産目録を作ることは一見重複するやうにも思はれるが、この二つは作製の目的、方法、内容、形式等の點で違つてゐる。その相違する重要な諸點を示すと次の通りである。

(1) 作製目的の相違 貸借対照表は營業に投下した資本及び負債と、その運用されてゐる財産とを對照して、營業の現状を正確、明瞭に示すと同時に、營業の結果生じた純損益額を明かにする目的で作られるが、財産目録は専ら當時營業が所有する財産及び負債が如何なる種類のものから成り、如何なる状態にあるかを出來るだけ詳細に示す目的で作られる。

(2) 作製方法の相違 貸借対照表は棚卸評價による修正記入を終へた元帳の残高、若しくは試算表をもととして作られるが、財産目録は元帳の記入をもととせず、現物の調査によつて作られる。

(3) 内容及び形式の相違 貸借対照表は借方に財産、貸方に負債及び資本金を列擧し、貸借金額平均の形式で作られるが、財産目録は單に財産及び負債を列擧するだけで、資本金を記載しないから、貸借平均の形式で示されない。又その記載の仕方も、一方は單に勘定

科目及び金額で記載するが、他方は詳細にその種類、内訳、数量、単価等を附記する。

財産目録と棚卸表との異同 財産目録は當時營業が所有する財産を實際に調べて作られる點で棚卸表と等しいが、棚卸表は價格の變動を生じた財産だけに就て作られる點で異なり、又棚卸表は修正記入の目的で決算手續の初めに作られるが、財産目録は決算手續の終りに決算報告書の一部として作られる點にも違ひがある。

問題

1. 決算手續の順序を述べよ。
2. 英米式決算手續と大陸式決算手續との相違を述べよ。
3. 決算報告書の種類を挙げよ。
4. 貸借對照表と元帳との關係を述べよ。
5. 貸借對照表と損益計算書との關係を述べよ。
6. 貸借對照表と財産目録との相違點を述べよ。
(昭5.横濱商專)
7. 貸借對照表と財産目録との關係如何。
(昭6.大阪商大高商)
8. 財産目録と棚卸表との相違點を述べよ。
9. 前に記帳せる**第一例題**の決算報告書を作製せよ。
10. 營業開始後一ヶ月を經過せる某商店の合計試算表及び棚卸事項次の如し。

合計試算表

昭和13年1月31日

元丁	勘定科目	借方	貸方
1	資 本		30,000.00
2	現 金	32,500.00	8,820.00
3	商 品	8,000.00	3,800.00
4	支 拂 家 賃	150.00	
5	什 器	400.00	
6	雜 費	50.00	
7	廣 告 料	100.00	
8	賣 掛 金 料	1,300.00	
9	給 料	120.00	
		42,620.00	42,620.00

(棚卸價格)

商 品 ¥5,000.—

什 器 390.—

問題 上の試算表及び棚卸事項により大陸式決算を行ひ、元帳締切状態決算に必要な仕譯記入、貸借對照表及び損益計算書を示せ。

第五章 記帳及び決算例解

帳簿 { 主要帳簿—仕譯帳, 元帳
補助帳簿—現金出納帳, 商品仕入帳, 商品賣上帳, 商品元帳

營業日誌

- 8月1日 現金 ¥10,000.— を元入して石炭商を開業す。
- 2日 次の通り現金にて支拂ふ。
- | | |
|-----------------|--------|
| 机, 椅子, 金庫其他諸什器代 | ¥450.— |
| 文房具, 切手, 端書代 | " 12.— |
- 3日 北海道炭礦株式會社より次の商品を掛にて買入る。
- | | | |
|----------|---------|----------|
| 塊炭 100噸 | @ ¥25.— | ¥2,500.— |
| 粉炭 100 " | " 18.— | 1,800.— |
- 5日 山岡商店へ次の商品を現金にて賣渡す。
- | | | |
|---------|---------|---------|
| 塊炭 20噸 | @ ¥28.— | ¥560.— |
| 粉炭 30 " | " 20.— | " 600.— |
- 8日 田口商店へ次の商品を掛にて賣渡す。
- | | | |
|---------|---------|---------|
| 塊炭 30噸 | @ ¥28.— | ¥840.— |
| 粉炭 30 " | " 20.— | " 600.— |
- 11日 雜費 ¥3.— を現金にて支拂ふ。
- 15日 北海道炭礦株式會社へ買掛金 ¥4,300.— を現金にて支拂ふ。

- 18日 北海道炭礦株式會社より次の商品を掛にて買入る。

塊炭 100噸	@ ¥25.—	¥2,500.—
粉炭 100 "	" 18.—	" 1,800.—

- 21日 山岡商店へ次の商品を掛にて賣渡す。

塊炭 20噸	@ ¥28.—	¥560.—
粉炭 20 "	" 20.—	" 400.—

- 24日 田口商店より賣掛金の内 ¥1,000.— を現金にて受取る。

- 27日 自轉車一臺 ¥35.— を現金にて買入る。

- 31日 本月分諸入費を次の通り現金にて支拂ふ。
- | | | |
|----------|----------|---------|
| 給料 ¥25.— | 家賃 ¥40.— | 雜費 ¥8.— |
|----------|----------|---------|

- "日 本日決算のため次の通り棚卸を行ふ。

商品

塊炭 130噸	@ ¥25.—	¥3,250.—
粉炭 120 "	" 18.—	" 2,160.—

什器

買入原價	¥485.—
當期減價見積	" 5.—

商品元帳

1.

塊炭

日附	摘要	受		入		引		渡		残		高	
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額
8 3	掛仕入	100	25.00	2,500.00						100	25.00	2,500.00	
" 5	現金賣				20	25.00	500.00	500.00		80	25.00	2,000.00	
" 8	掛賣				30	25.00	750.00	750.00		50	25.00	1,250.00	
" 18	掛仕入	100	25.00	2,500.00						150	25.00	3,750.00	
" 21	掛賣				20	25.00	500.00	500.00		130	25.00	3,250.00	
" 31					130	25.00	3,250.00	3,250.00					
		200		5,000.00	200		5,000.00						
9 1	前月ヨリ繰越	130	25.00	3,250.00						130	25.00	3,250.00	

本日残高

粉炭

2.

日附	摘要	受		入		引		渡		残		高	
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額
8 3	掛仕入	100	18.00	1,800.00						100	18.00	1,800.00	
" 5	現金賣				30	18.00	540.00	540.00		70	18.00	1,260.00	
" 8	掛賣				30	18.00	540.00	540.00		40	18.00	720.00	
" 18	掛仕入	100	18.00	1,800.00						140	18.00	2,520.00	
" 21	掛賣				20	18.00	360.00	360.00		120	18.00	2,160.00	
" 31					120	18.00	2,160.00	2,160.00					
		200		3,600.00	200		3,600.00						
9 1	前月ヨリ繰越	120	18.00	2,160.00						120	18.00	2,160.00	

本日残高

仕 譯 帳

1.

日附	摘 要	元丁	借方	貸方
8 1	(現金) (資本金) 現金ヲ元入シテ開業ス	2 1	10,000 00	10,000 00
" 2	諸口 (現金) (什器) (雑費) 諸什器, 切手, 端書ヲ現金ニテ買入ル	2 3 4		462 00 450 00 12 00
" 3	(商品) (北海道炭礦株式會社) 塊炭100噸, 粉炭100噸ヲ掛ニテ買入ル	5 6	4,300 00	4,300 00
" 5	(現金) (商品) 塊炭20噸, 粉炭30噸ヲ現金ニテ賣渡ス	2 5	1,160 00	1,160 00
" 8	(田口商店) (商品) 塊炭30噸, 粉炭30噸ヲ掛ニテ賣渡ス	7 5	1,440 00	1,440 00
" 11	(雑費) (現金) 雑費ヲ現金ニテ支拂フ	4 2	3 00	3 00
	次頁へ		17,365 00	17,365 00

仕 譯 帳

2.

日附	摘 要	元丁	借方	貸方
	前頁ヨリ		17,365 00	17,365 00
8 15	(北海道炭礦株式會社) (現金) 買掛金ヲ現金ニテ支拂フ	6 2	4,300 00	4,300 00
" 18	(商品) (北海道炭礦株式會社) 塊炭100噸, 粉炭100噸ヲ掛ニテ買入ル	5 6	4,300 00	4,300 00
" 21	(山岡商店) (商品) 塊炭20噸, 粉炭20噸ヲ掛ニテ賣渡ス	8 5	960 00	960 00
" 24	(現金) (田口商店) 賣掛金ヲ現金ニテ受取ル	2 7	1,000 00	1,000 00
" 27	(什器) (現金) 自轉車一臺ヲ現金ニテ買入ル	3 2	35 00	35 00
	次頁へ		27,960 00	27,960 00

仕 譯 帳

3.

日 附	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
	前 頁 ヨ リ		27,960 00	27,960 00
8 31	諸 口 (現 金)	3		73 00
	(給 料)	9	25 00	
	(家 賃)	10	40 00	
	(雜 費)	4	8 00	
	本月分諸入費ヲ現金ニテ支拂フ			
			28,033 00	28,033 00
	(修正及締切)			
8 31	(什器減價償却費)	11	5 00	
	(什 器)	3		5 00
	什器減價ヲ見積ル			
	(損 益)	12	23 00	
	(雜 費)	4		23 00
" "	(損 益)	12	25 00	
	(給 料)	9		25 00
" "	(損 益)	12	40 00	
	(家 賃)	10		40 00
	次 頁 ~		93 00	93 00

仕 譯 帳

4.

日 附	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
	前 頁 ヨ リ		93 00	93 00
8 31	(損 益)	12	5 00	
	(什器減價償却費)	11		5 00
" "	(商 品)	5	370 00	
	(損 益)	12		370 00
	損費収益諸勘定ヲ損益勘定ニ振替フ			
" "	(損 益)	12	277 00	
	(資 本 金)	1		277 00
	当期純益ヲ資本金勘定ニ振替フ			
			745 00	745 00

元 帳

(借方)			資本金			(貸方) 1.		
日附	摘要	仕丁	金額	日附	摘要	仕丁	金額	
8 31	繰越		10,277 00	8 1	現金	1	10,000 00	
				" 31	損益	4	277 00	
			10,277 00				10,277 00	
				9 1	繰越	√	10,277 00	
			現金			2.		
8 1	資本金	1	10,000 00	8 2	諸口	1	462 00	
" 5	商品	1	1,160 00	" 11	雑費	1	3 00	
" 24	田口商店	2	1,000 00	" 15	北海道炭礦株式會社	2	4,300 00	
				" 27	什器	2	35 00	
				" 31	諸口	3	73 00	
					繰越	√	7,287 00	
			12,160 00				12,160 00	
9 1	繰越	√	7,287 00					
			什器			3.		
2	現金	1	450 00	12 31	什器減價償却費	3	5 00	
" 27	現金	2	35 00	" "	繰越	√	480 00	
			485 00				485 00	
9 1	繰越	√	480 00					

元 帳

(借方)			雑費			(貸方) 4.		
日附	摘要	仕丁	金額	日附	摘要	仕丁	金額	
8 11	現金	1	12 00	8 31	損益	3	23 00	
" 2	現金	1	3 00					
" 31	現金	3	8 00					
			23 00				23 00	
			商品			5.		
8 3	北海道炭礦株式會社	1	4,300 00	8 5	現金	1	1,160 00	
" 18	北海道炭礦株式會社	2	4,300 00	" 8	田口商店	1	1,440 00	
" 31	損益	2	370 00	" 21	山岡商店	2	960 00	
				" 31	繰越	√	5,410 00	
			8,970 00				8,970 00	
9 1	繰越	√	5,410 00					
			北海道炭礦株式會社			6.		
8 15	現金	2	4,300 00	8 3	商品	1	4,300 00	
" 31	繰越	√	4,300 00	" 18	商品	2	4,300 00	
			8,600 00				8,600 00	
				9 1	繰越	√	4,300 00	

元 摘

(借方)				田口商店				(貸方) 7.			
日附	摘要	仕丁	金額	日附	摘要	仕丁	金額	日附	摘要	仕丁	金額
8 8	商品	1	1,440 00	8 24	現金	2	1,000 00				
				" 31	繰越		440 00				
			1,440 00				1,400 00				
9 1	繰越		440 00								

山岡商店				8.			
日附	摘要	仕丁	金額	日附	摘要	仕丁	金額
8 21	商品	2	960 00		繰越	✓	960 00
9 1	繰越	✓	960 00				

給料				9.			
日附	摘要	仕丁	金額	日附	摘要	仕丁	金額
8 31	現金	3	25 00	8 31	損益	3	25 00

家賃				10.			
日附	摘要	仕丁	金額	日附	摘要	仕丁	金額
3 31	現金	3	40 00	8 31	損益	3	40 00

元 帳

(借方)				什器減價償却費				(貸方) 11.			
日附	摘要	仕丁	金額	日附	摘要	仕丁	金額	日附	摘要	仕丁	金額
8 31	什器	3	5 00	8 31	損益	4	5 00				

損益				12.			
日附	摘要	仕丁	金額	日附	摘要	仕丁	金額
8 31	雜費	3	23 00	8 31	商品	4	370 00
" "	給料	"	25 00				
" "	家賃	"	40 00				
" "	什器減價償却費	4	5 00				
" "	資本金	4	277 00				
			370 00				270 00

試算表

昭和13年8月31日

元丁	勘定科目	借方	貸方
1	資 本 金		10,000 00
2	現 金	7,287 00	
3	什 器	485 00	
4	雜 費	23 00	
5	商 品	5,040 00	
6	北海道炭礦株式會社		4,300 00
7	田 口 商 店	440 00	
8	山 岡 商 店	960 00	
9	給 料	25 00	
10	家 賃	40 00	
		14,300 00	14,300 00

棚卸表

昭和13年8月31日

摘 要	金額
商 品	
塊 炭 130噸 @ ¥25.00	3,250 00
粉 炭 120" " 18.00	2,160 00
什 器	
買入原價	485 00
當期減價見積	5 00
	5,890 00

損益計算書

自昭和13年8月1日 至同年8月31日

損費之部	金額	收益之部	金額
給 料	50 00	商品賣上高	3,560 00
家 賃	40 00	仕入高 8,600.-	
雜 費	23 00	〓棚卸高 5,410.-	3,190 00
什器減價償却費	5 00	商品賣上利益	370 00
當期純益	252 00		
	370 00		370 00

貸借對照表

昭和13年8月31日現在

摘 要	借 方	摘 要	貸 方
現 金	7,287 00	資 本 金	10,000 00
什 器	480 00	北海道炭礦株式會社	4,300 00
商 品	5,410 00	當期利益金	277 00
田 口 商 店	440 00		
山 岡 商 店	960 00		
	14,577 00		14,577 00

財 産 目 録

昭和13年8月31日現在

摘 要	金額
財 産	
現 金 (手元有高)	7,287 00
什 器	
机, 椅子, 金庫, 自轉車 其他	480 00
商 品	
塊 炭 130噸 @ ¥25.00	3,250 00
粉 炭 120" " 18.00	2,160 00
賣 掛 金 (貳口)	
田口商店	440 00
山岡商店	960 00
合 計	14,577 00
負 債	
買 掛 金 (壹口)	
北海道炭礦株式會社	4,300 00
合 計	4,300 00

問 題

〔記帳練習〕 附録第二例題を記帳すべし。

第六章 商品勘定の分割

商品勘定の缺陷 商品の賣買は商業にとって最も重要な事柄であるから、なるべく精密に記入する必要がある。かかる必要から商品勘定を分割する工夫がなされるものであるが、前に例示した「商品勘定」の單純な分割の仕方だけでは未だ不完全な點がある。ただ一つの「商品勘定」で賣買取引が處理されるときは、前に説明したやうに、それが混合勘定となるといふ點で缺陷が生ずるばかりでなく、次のやうな種々の缺點も生ずる。

- (1) 仕入高を明瞭に示さない。
- (2) 賣上高を明瞭に示さない。
- (3) 手持高を示さない。

商 品	
仕 入 高	賣 上 高
賣上返品高	仕入返品高
賣上値引高	仕入値引高

「商品勘定」は上のやうに借方に賣上返品高及び賣上値引高も記入されるから、その合計は仕入高を示さず、又貸方には仕入返品高及び仕入値引高も記入されるから、その合計は賣上高を表さず、又その貸借差額は手持高を示さない。

これを「商品勘定」及び「商品賣上損益勘定」に分割すると、「商品勘定」の貸借記入は總て原價で行はれるから、その差額は原價による手持高を示すものとなり、前記(3)の缺點を除くことが出来るが、(1)及び(2)の缺陷がなほ残る。又賣上の都度その原價を調べるといふ煩雜な手數がかかるから、大規模の營業には實行が困難である。

上のやうな重大な缺陷を除くと同時に、手數が省ける比較的完全な方法として、今日廣く採用されてゐるのは次のやうな分割法である。

一 商品仕入勘定 商品賣上勘定 商品棚卸勘定
(Purchases ^{2/c}) (Sales ^{2/c}) (Merchandise Inventory ^{2/c})
 の三勘定に分割する方法

(1) 商品を掛で仕入れた時、

(借方) 商品仕入 10,000.— (貸方) 買掛金 10,000.—

(2) 商品を掛で販賣した時、

(借方) 賣掛金 7,000.— (貸方) 商品賣上 7,000.—

(3) 仕入商品の一部を返送した時、(仕入値引の時も同様)

(借方) 買掛金 1,000.— (貸方) 商品仕入 1,000.—

(4) 販賣商品一部の返送を受けた時、(賣上値引の時も同様)

(借方) 商品賣上 500.— (貸方) 賣掛金 500.—

(5) 決算期に商品手持高を棚卸して次の仕譯を行ふ。

(借方) 商品棚卸 4,000.— (貸方) 商品仕入 4,000.—

以上の仕譯を元帳に轉記すると、次のやうになる。

商品仕入			
買掛金	10,000.—	買掛金	1,000.—
		商品棚卸	4,000.—
商品賣上			
賣掛金	500.—	賣掛金	7,000.—
商品棚卸			
商品仕入	4,000.—		

次に「商品仕入勘定」残高即ち賣上商品の原價及び「商品賣上勘定」残高即ち純賣上高を「損益勘定」に振替へ、「商品棚卸勘定」を繰越して、これ等の勘定を締切ると次のやうになる。

商品仕入			
買掛金	10,000.—	買掛金	1,000.—
		商品棚卸	4,000.—
		損益	5,000.—
	10,000.—		10,000.—
商品賣上			
賣掛金	500.—	賣掛金	7,000.—
損益	6,500.—		
	7,000.—		7,000.—
商品棚卸			
仕入勘定	4,000.—	繰越	4,000.—
繰越	4,000.—		
損益			
商品仕入	5,000.—	商品賣上	6,500.—

上のやうに分割すると「商品仕入勘定」は費用勘定となり「商品賣上勘定」は収益勘定となり、賣上損益はこの二勘定から損益勘定に振替へて後に計算される。又期末手持商品は「商品棚卸勘定」(財産勘定)で示される。かゝる期末手持商品は次期になれば期首手持商品となるから、次期末にこれを次のやうに「商品仕入勘定」に

• 振替へる。

(借方) 商品仕入 4,000.— (貸方) 商品棚卸 4,000.—

二 商品仕入勘定、商品賣上勘定、商品賣買勘定、商品棚卸勘定の四勘定に分割する方法 上の方法では、「商品仕入勘定」にその期の仕入高のほか、期首(借方)及び期末(貸方)の商品棚卸高が記入されるから、その残高は賣上商品の原價を示す勘定となつて、仕入高を示さない。又この方法では、損益勘定で商品賣上損益が計算されるから、賣買に関する計算が一つの勘定に精密に示されない。故に別に「商品賣買勘定」といふ一種の集合計算勘定を設けて、四勘定に分割する方法が採用されることも尠くない。この方法では、仕入高及び仕入返品高が商品仕入勘定に記入されること、又賣上高及び賣上返品高が商品賣上勘定に記入されることは、前の方法と同じであるが、商品棚卸高の記入及び「損益勘定」への振替が異なるのである。前の例題を四勘定分割法で記入すると、その仕譯及び轉記は次のやうになる。

(借方)		(貸方)	
(1) 商品仕入	10,000.—	買掛金	10,000.—
(2) 賣掛金	7,000.—	商品賣上	7,000.—
(3) 買掛金	1,000.—	商品仕入	1,000.—
(4) 商品賣上	500.—	賣掛金	500.—

(5) 商品賣買	9,000.—	商品仕入	9,000.—	} 決算 手續
(6) 商品賣上	6,500.—	商品賣買	6,500.—	
(7) 商品棚卸	4,000.—	商品賣買	4,000.—	
(8) 商品賣買	1,500.—	損益	1,500.—	

商品仕入

買掛金	10,000.—	買掛金	1,000.—
		商品賣買	9,000.—
	<u>10,000.—</u>		<u>10,000.—</u>

商品賣上

賣掛金	500.—	賣掛金	7,000.—
商品賣買	6,500.—		
	<u>7,000.—</u>		<u>7,000.—</u>

商品棚卸

商品賣買	4,000.—	繰越	4,000.—
繰越	4,000.—		

商品賣買

商品仕入	9,000.—	商品賣上	6,500.—
損益	1,500.—	商品棚卸	4,000.—
	<u>10,500.—</u>		<u>10,500.—</u>

損益

	商品賣買	1,500.—
--	------	---------

上のやうにすると、「商品仕入勘定」は純仕入高を、「商品賣上勘定」は純賣上高を、又「商品棚卸勘定」は手持高を示し、これ等の勘定残高が「商品賣買勘定」に振替へられるとき、「商品賣買勘定」は商品賣買による總損益の計算を示す勘定となり、その差額即ち賣上損益が「損益勘定」に振替へられる。

問題

1. 商品勘定の分割法を説明すべし。(昭5.大阪商大高商)
2. 商品勘定分割の目的を問ふ。(昭12.長崎高商)
3. 商品賣買勘定につき説明すべし。(昭6.福島高商)
4. 下の材料により、商品棚卸勘定、商品仕入勘定、商品賣上勘定を用ひて、当期の賣買損益を算定すべし。但し賣買勘定を設くる場合と然らざる場合を示し、且つ締切に必要な仕譯を示すべし。

期首棚卸高	¥ 8,000.—	期末棚卸高	¥ 6,500.—
總仕入高	¥ 35,000.—	引取運賃	¥ 1,200.—
返送高	¥ 500.—	總賣上高	¥ 45,000.—
戻り高	¥ 1,400.—	賣上代金割引高	¥ 600.—

(昭2.和歌山高商)

第七章 損益的諸勘定の棚卸及び修正

決算のとき必要な棚卸事項の修正記入は既に述べた商品及び固定財産等の他、損益的諸勘定に就ても必要を生ずることが通例である。かやうに決算手續の一部として損益的勘定の修正を行ふ場合設けらるゝ諸勘定は次の通りである。

第一節 未収入収益及び未経過費用

一 未収入収益勘定 (Accrued Income %) この勘定は既に營業の収益として發生し、當然その營業期の収益に加はるべきもので、未だ實際受取らないために記帳してない部分があるとき、決算手續の一部として設けられる勘定で、収益受入の権利若しくは収益請求の権利を示す一種の財産勘定である。總べてこの種の財産を「見越財産」(Accrued Assets)ともいふ。例へば決算期に當然受取るべき利息 ¥500.— が未收の儘になつてゐるときは、次の仕譯で未收利息勘定(一の未収入収益勘定)の借方に記入する。

(借方) 未收利息 500.— (貸方) 受入利息 500.—

上の仕譯によつてその期の収益となるべき利息で、未だ記帳されてゐない ¥500.— が新たに収益に加へ

られると同時に、その未收利息の請求權が新たに財産として示されることとなる。決算の時かゝる手續を行ふのは、各營業期の収益を精密に計算し、又營業が有する總ての財産を正確に記入するためである。若しもこれを行はなければ、その營業期に屬する収益が次の營業期の収益に加へられ、又營業が所有する財産(収益の請求權)の一部が示されないといふ不都合な結果を生ずる。

かやうに未収入収益勘定は、これを生じた營業期の末に借方に記入されるが、次の營業期になつてその未收部分が収入されると、その貸方に記入してこれを消滅させなくてはならない。この消滅記入は次期に當然生ずるものと豫想して、次期の初めに豫め次のやうな振戻し仕譯をするのが普通である。

(借方) 受入利息 500.— (貸方) 未收利息 500.—

上の仕譯は未收利息といふ財産勘定の消滅を示すと同時に、この期の受入利息額から前期の分を控除することを示すものである。

二 未経過費用勘定 (Unexpired Expenses % 又は Prepaid Expenses %) この勘定は既に支拂はれて、帳簿に費用として記入されてゐる金額のうち、次の營業期の費用となるべき部分があるとき、決算手續の一部として設け

られる勘定である。費用を支出したが、その効果を生ずる期間がなほ未経過であるとき、その費用前拂金を示す一種の財産勘定である。従つて未経過費用勘定を「繰延財産勘定」(Deferred Assets)ともいふ。例へば一月に火災保険料一箇年分 ¥200.— を支拂つた營業が、六月上旬半期決算を行ふ時は、その半額 ¥100.— は下半期分の保険料として繰延べるのが至當であるから、次の仕譯で「未経過保険料」といふ繰延財産勘定を設ける。

(借方) 未経過保険料 100.— (貸方) 保険料 100.—

この仕譯によつて上半期に支拂つた保険料のうち、¥100.— を前拂部分としてその期の費用から控除すると同時に、その費用前拂金を新たに繰延財産として計上するのである。決算のためかゝる手續を行ふ理由は、前に述べた通り、各營業期の費用を精密に計算し、營業の財産を正確に表はすためである。かゝる未経過費用勘定は次期の初めに振戻し仕譯を行つてこれを消滅させる。

(借方) 保険料 100.— (貸方) 未経過保険料 100.—

この種の未経過費用勘定として主なものは、この他、未経過税金、未経過支拂家賃及び地代、未経過廣告料等の諸勘定である。

こゝに説明した未収入の収益はやがて現金若しく

は預金で受取られるものであるから、これに対する請求権を示す未収入収益勘定は流動財産の一種に屬するものである。未経過費用は將來現金に變ることがないから、流動財産の一種となすことは出来ない。併し次の營業期の費用支拂に充てられる點では流動財産と同様の性質をもつものである。

問題

1. 未収入金勘定を説明せよ。(昭9.山口高商)
2. 未経過費用勘定の發生する場合を説明せよ。
3. 繰延勘定及び見越勘定を説明すべし。(昭10.高松高商)

第二節 未経過収益及び未拂費用

一 未経過収益勘定 (Unexpired Revenues ^{2/3}) この勘定は既に収益として記入したもののうち、次の營業期の収益とすべき部分があるとき、決算手續の一部として設けられる勘定である。既に受入れた収益の割宛期間が未経過のために生ずる収益前受金(一種の負債)勘定である。例へば一月にその年の地代一ヶ年分 ¥600.— を受取つて、六月上旬半期決算を行ふとすれば、その半額 ¥300.— は下半期の収益とすべきものであるから、次の仕譯によつて未経過受入地代といふ一の負債勘定を設けるのである。

(借方) 受入地代 300.— (貸方) 未経過受入地代 300.—

この仕譯は上半期に受取つた地代収益のうち ¥300.— を前受部分として同期の収益から控除すると同時に、その収益前受金を新たに負債として掲げる仕譯である。故に未経過収益の勘定を「繰延負債勘定」(Deferred Liabilities)ともいふ。決算の時このやうな整理を行ふ理由は、各營業期の損益を精密に計算することと、營業の負債を正確に表はすためである。地代前受金は通常の負債のやうに營業が借入れたものではないが、實際上その貸貸期間が経過する迄借りてあるのと同様の結果となるものである。次期の初めに次の仕譯をしてこの未経過収益勘定の消滅記入を行ふことは前と同様である。

(借方) 未経過受入地代 300.— (貸方) 受入地代 300.—

二 未拂費用勘定 (Accrued Expenses %) 費用未拂のために生ずる負債の勘定で、營業經營中屢々生ずるものである。併し最も複雑な問題は決算の時既に營業の費用として發生し、當然その營業期の費用として損益計算に加へなければならぬもので、未だ記入してない部分があるとき、決算手續の一部としてこの勘定を設ける場合である。例へば當期に屬する家賃 ¥200.— を未拂の儘決算する場合には、次の仕譯をして「未拂家

賃勘定の貸方に記入する。

(借方) 家賃 200.— (貸方) 未拂家賃 200.—

この仕譯は既に支拂ふべきもので、未だ記入されていない家賃 ¥200.— を新たに費用に加へると同時に、その未拂家賃を新たに負債として掲げるための仕譯である。故にこの種の未拂費用の勘定を「見越負債勘定」(Accrued Liabilities %)ともいふ。決算の時これを行ふ理由は、各營業期の費用を精密に計算することと、營業の負債を正確に表はすためである。若しもこの仕譯を行はなければ、その營業期に當然屬すべき費用が次の營業期の費用に混入され、又營業の負債の一部が示されないこととなる。

かゝる未拂費用勘定は次の營業期にその未拂費用が支拂はれた時消滅するのであるが、通常次期の初めに豫め次の仕譯をして消滅記入を行ふ。

(借方) 未拂家賃 200.— (貸方) 家賃 200.—

この仕譯は未拂家賃といふ負債勘定の消滅と、その期の支拂家賃勘定からの控除を示すもので、前期分の家賃が當期支拂の家賃の中に當然含まれることを豫想して、豫めこの記入を行ふのである。

未拂費用勘定は家賃未拂の場合の他、税金、運賃、給料等に就ても屢々生ずるもので、夫々「未拂税金」、「未拂運

貸」未拂給料等の勘定で處理される。

この未拂費用勘定はやがて現金で支拂ふべき負債を示すものであるから、流動負債の一種であるが、前の「未経過収益勘定」は現金で支拂ふ必要のない負債を示すものであるから、特別の負債である。

問題

- 1. 商品切手勘定の性質を説明し、取引例により仕譯を示せ。
(昭11.大分高商)
- 2. 未拂費用勘定の發生する場合を説明せよ。
- 3. 繰延負債を例をあげて説明すべし。(昭12.大分高商)
- 4. 未経過収入利息勘定の性質を説明せよ。(昭12.高岡高商)

第八章 手形取引

第一節 總 說

手形取引とは約束手形及び爲替手形の授受に伴ふ債權債務の發生及び増減を生ずる取引をいふ。簿記では約束手形たると爲替手形たるとを問はず、すべて手形債權は「受取手形勘定」を以て處理し、手形債務は「支拂手形勘定」を以て處理する。

約束手形 とは一定の期日に一定の金額を支拂ふ

約束手形

受取印

支拂日 昭和 年 月 日

支拂地

支拂場所

支拂地

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ
此約束手形引換ニ支拂可申候也

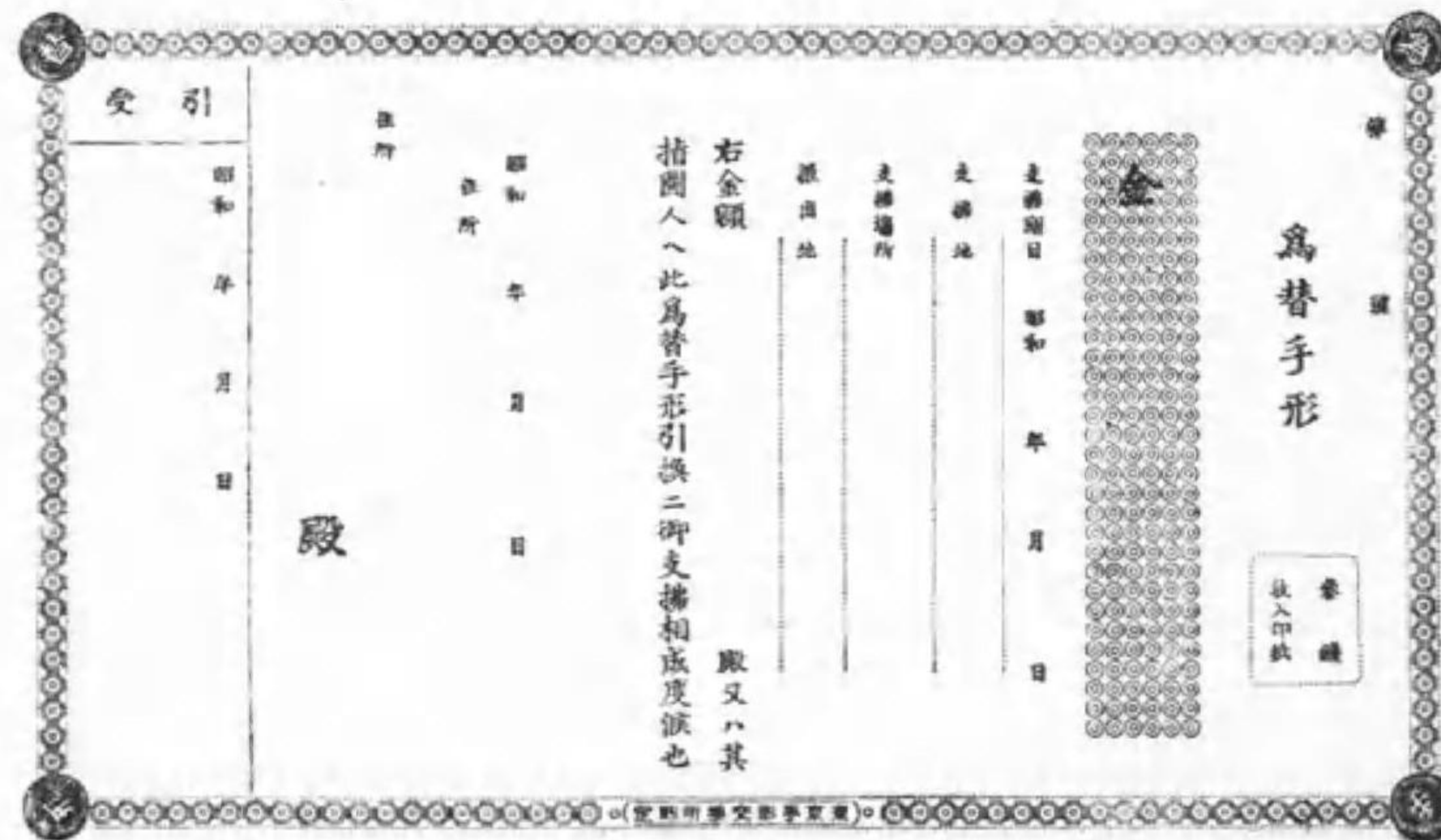
昭和 年 月 日

殿

(支拂所兼受取印)

ことを約束した特殊の証券で、借用證書と異なる點は法律でその形式が一定されてゐること、その支拂義務が一層嚴重に強制されること、及びこれを受取つた者が更に他人へ譲渡し得ること(譲渡禁止の場合を除き)等の諸點である。その關係者は振出人(即ち支拂人)及び名宛人(即ち受取人)の二人である。

爲替手形 とは振出人が名宛人に對して一定の期日に一定金額の支拂を依頼した特殊の証券で、例へば商人が貸金のある得意先に對して、仕入先への支拂を依頼するとき、得意先宛、仕入先受取の爲替手形を振出すやうな場合である。故にこの手形の關係者は振出人(即ち支拂依頼者)、名宛人(即ち支拂人)及び受取人の三



人で、受取人はこれを名宛人に呈示して「引受」をさせた時初めてその支拂が確實となる。爲替手形の關係者三名は普通各別人であるが、振出人は自分を受取人又は名宛人とすることも出来るから、實際上は二人の場合もある。

満期日 手形金額の支拂日を手形の満期日といひ、それには四種の定め方がある。

1. 確定日拂 (何年何月何日拂)
2. 日附後定期拂 (日附後何箇月又は何箇日拂)
3. 一覽拂 (請求時拂)
4. 一覽後定期拂 (一覽後何箇月又は何箇日拂)

日附後定期拂及び一覽後定期拂の満期日の計算は、日數を以て定められたときは、その日附又は一覽の日の翌日(起算日)から日數を數へて満期日を計算し、又月數を以て定められたときは、支拂をなすべき月に於ける日附又は一覽日に應當する日を以て満期日とする(應當日なきときは、その月の末日を満期日とする)。

裏書及び割引 裏書とは手形所持人が他人に譲渡する時、手形の裏面にその旨を記載して署名すること、これによつて譲渡人は裏書人となる。割引とは手形所持人が満期日以前に資金の必要を生じたとき、これを銀行に持参して當日から満期日迄の利息を控除

した金額の支拂を依頼することで、その控除する利息を「割引料」といふ。

手形不渡及び遡求 満期日に支拂はれなかつたとき手形は不渡となる。手形が不渡となつたとき、所持人が裏書人(又は振出人)に對して辨済を請求することを「遡求」といひ、總ての裏書人はかゝる遡求に應ずる義務があるから、裏書人の多い手形程信用が厚い。遡求をなすには、満期日後二日以内に公證人又は執達吏に依頼して支拂拒絶證書を作り、裏書人(又は振出人)に對して遡求の通知をしなければならない。その辨済を受ける金額は手形額面のほか、拒絶證書作製の費用、満期日後辨済される日迄の法定利息及びそのほかこれに直接關係して生ずる費用等である。

第二節 約束手形取引

約束手形取引は比較的簡單であるが、これを營業者自ら振出した場合と、他人の振出したものを營業者が受取つた場合とに分けて説明する。

一 營業者自ら振出した場合 營業者自ら約束手形を振出す場合は、多く商品の仕入代金又は買掛代金を支拂ふため、次のやうに仕譯される。

例 1. 甲商店より商品 ¥10,000.— を買入れ、その代

金支拂のため約束手形を振出す。

(借方) 商品仕入 10,000.— (貸方) 支拂手形 10,000.—

上の仕譯は仕入の原價を生ずると共に、手形債務を發生したことを示す。

例 2. 乙商店に對する掛借金 ¥3,000.— 返済のため約束手形を振出す。

(借方) 乙商店 3,000.— (貸方) 支拂手形 3,000.—

上の仕譯は乙商店に對する掛借が消滅する代りに、新たに手形債務が發生したことを示す。

例 3. 甲商店宛約束手形 ¥10,000.— 満期日に付、小切手で支拂ふ。

(借方) 支拂手形 10,000.— (貸方) 當座預金 10,000.—

この仕譯は手形債務の消滅と預金の減少とを示す。

二 他人の振出したものを受取つた場合 營業者が他人の振出した約束手形を受取る場合は、多く商品賣渡代金又は得意先に對する賣掛代金受取りのため、次のやうに仕譯される。

例 4. 丙商店へ商品 ¥5,000.— を賣渡し、その代金として同店振出、當店宛約束手形を受取る。

(借方) 受取手形 5,000.— (貸方) 商品賣上 5,000.—

上の仕譯は手形債權及び賣上収益の發生を示す。

例 5. 丁商店に對する賣掛金 2,000.— の返済とし

て同店振出、當店宛約束手形を受取る。

(借方) 受取手形 2,000.— (貸方) 丁商店 2,000.—

上の仕譯は手形債權の發生及び丁商店に對する賣掛債權の消滅を示す。この場合丁商店から、甲商店振出、丁商店宛約束手形の裏書讓渡を受けたときも同様の仕譯が行はれる。

例 6. 丙商店振出の約束手形 ¥5,000.— 満期日に付、同店振出の小切手にて支拂ひを受け、これを銀行に預け入る。

(借方) 當座預金 5,000.— (貸方) 受取手形 5,000.—

上の仕譯は手形債權の消滅及び銀行預金の増加を示す。

例 7. 乙商店へ買掛金一部支拂のため、丁商店振出、當店宛約束手形 ¥2,000.— を裏書讓渡す。

(借方) 乙商店 2,000.— (貸方) 受取手形 2,000.—

上の仕譯は乙商店に對する掛借の減少及び手形債權の消滅を示す。

例 8. 甲商店振出、當店宛約束手形 ¥5,000.— を銀行にて割引し、割引料 ¥50.— を差引き、手取金を當座預金とす。

(借方) 當座預金 4,950.— (貸方) 受取手形 5,000.—
支拂割引料 50.—

上の仕譯は預金の増加、割引料といふ損費の發生及び手形債權の消滅を示す。

例 9. 丁商店から受取つた同商店宛、甲商店振出の約束手形 ¥2,000.— が不渡となり、丁商店に對して遡求をなす。拒絶證書作製費 ¥5.— 現金拂。

(借方) 不渡手形 2,005.— (貸方) 受取手形 2,000.—
現金 5.—

「不渡手形勘定」は手形所持人が前者に對して遡求をなす權利を示す勘定で、上の仕譯はかゝる遡求權の發生と普通の手形債權の消滅及び現金の減少とを示す。

例 10. 丁商店より受取り、乙商店へ裏書讓渡したる丁商店宛、甲商店振出の約束手形 ¥2,000.— が不渡となり、乙商店より遡求を受け、拒絶證書作製費 ¥5.— を加へ現金で支拂ふ。

(借方) 不渡手形 2,005.— (貸方) 現金 2,005.—

上の仕譯は丁商店に對する遡求權の發生及び現金の減少を示す。

例 11. 丁商店より上の不渡手形金額、費用並に利息 (¥2.—) 合計 ¥2,007.— を現金で償還を受く。

(借方) 現金 2,007.— (貸方) 不渡手形 2,005.—
受入利息 2.—

上の仕譯は現金の増加と遡求權の消滅及び利息收

益の発生を示す。

第三節 爲替手形取引

爲替手形は関係者が三名であるから、その取引記入も甚だ複雑である。これを前節のやうに營業者自ら振出した場合と、他人の振出した場合とに分けて説明する。

一 營業者自ら振出した場合 營業者が自ら爲替手形を振出す場合を更に分けて、自己を受取人とする場合と他人を受取人とする場合とを區別して説く。

(1) 自己を受取人とする場名

例 1. 甲商店は乙商店へ商品 ¥5,000.— を賣渡し、代金は乙商店宛、甲商店受取の一覽拂爲替手形を振出し、銀行に取立てを依頼す。

(借方) 乙商店 5,000.— (貸方) 商品賣上 5,000.—

爲替手形を振出しても、乙商店の支拂が不明であるから、「受取手形勘定」を設けず、乙商店に對する掛貸金として處理する。

例 2. 上の手形代金取立済の旨銀行より通知あり。

(借方) 當座預金 5,000.— (貸方) 乙商店 5,000.—

上のやうに自己受取の一覽拂爲替手形を自ら振出したときは、受取手形勘定を作らない 併し若しもこ

の手形が一覽拂でないときは、満期日前に引受を要求し、引受のなされた時「受取手形勘定」を設け、「乙商店勘定」から振替へる。

例 3. 甲商店は丙商店へ商品 ¥3,000.— を賣渡し、代金は丙商店宛、甲商店受取の一覽後二十日拂の爲替手形を振出し、銀行に取立を依頼す。

(借方) 丙商店 3,000.— (貸方) 商品賣上 3,000.—

例 4. 銀行より上の手形を丙商店に呈示し、引受ありたる旨の通知あり。

(借方) 受取手形 3,000.— (貸方) 丙商店 3,000.—

例 5. 銀行より上の手形代金取立済の旨通知あり。

(借方) 當座預金 3,000.— (貸方) 受取手形 3,000.—

若し上の手形を丙商店が引受けなければ、4, 5, の仕譯が生じない。又一旦引受けた後支拂はなければ、5 の仕譯の代りに次の仕譯を行つて、「不渡手形勘定」を設ける。

(借方) 不渡手形 3,000.— (貸方) 受取手形 3,000.—

これは甲商店が銀行に取立を依頼した例であるが、その發送商品を擔保としてかゝる手形の割引を銀行に依頼する場合もある。これを「荷爲替」といふ。この場合手形の額面は擔保とした商品價額の七、八割とされるのが普通である。

例 6. 甲商店は乙商店へ商品 ¥3,000.— を賣渡し、乙商店宛、甲商店受取、額面 ¥2,500.— の爲替手形を振出して荷爲替を取組む。割引料(¥30.—)を差引き、手取金は當座預金とす。

(借方) 當座預金 2,470.— (貸方) 商品賣上 3,000.—
支拂割引料 30.—
乙商店 500.—

(2) 他人を受取人とする場合

例 7. 甲商店は乙商店より商品 ¥10,000.— を買入れ、代金は丙商店(得意先にして、豫て賣掛金を有する)宛、乙商店受取の一覽拂爲替手形を振出す。

(借方) 商品仕入 10,000.— (貸方) 乙商店 10,000.—

上の仕譯は一覽拂でないときも同様で、まだ丙商店に対する賣掛金に變化がないものとして處理する。

例 8. 乙商店より、上の手形代金を丙商店より受取の旨通知に接す。

(借方) 乙商店 10,000.— (貸方) 丙商店 10,000.—

上のやうに乙商店に対する買掛金の消滅と、丙商店に対する賣掛金の減少とを示す仕譯をする。若しもその手形が一覽拂でなければ、期日前に引受の通知があつた時、上の仕譯をするのである。

例 9. 甲商店は乙商店より商品 ¥5,000.— を買入れ、

代金は丙商店(賣掛金あり)宛、乙商店受取の一覽後十日拂の爲替手形を振出す。

(借方) 商品仕入 5,000.— (貸方) 乙商店 5,000.—

例 10. 乙商店より上の手形を丙商店に呈示して、引受を受けた旨通知あり。

(借方) 乙商店 5,000.— (貸方) 丙商店 5,000.—

例 11. 乙商店より上の手形代金を受取つた旨通知に接す。

仕譯しない。

上の手形を丙商店が引受けなかつたときは、10の仕譯が生じない。又引受があつた後支拂はれなかつたときは、次のやうに10の仕譯を取消するため反對の仕譯を行ひ、乙商店に対する債務及び丙商店に対する債権を復活させる。

(借方) 丙商店 5,000.— (貸方) 乙商店 5,000.—

その後乙商店の遡求によつて額面金額の外に、費用及び利息を合せて ¥5,010.— 小切手で乙商店に支拂つたと假定すれば次のやうに仕譯する。

(借方) 乙商店 5,000.— (貸方) 當座預金 5,010.—
丙商店 10.—

二 他人の振出した場合 他人が爲替手形を振出した場合を更に分けて、自己が名宛人(即ち支拂人)であ

る場合と、自己が受取人である場合とに區別する。

(1) 自己が名宛人である場合

例 1. 甲商店は乙商店より商品 ¥5,000.— を買入る。この代金に對し、乙商店は甲商店宛、乙商店受取の爲替手形を振出し、銀行に取立を依頼した旨の通知を受く。

(借方) 商品仕入 5,000.— (貸方) 支拂手形 5,000.—

この手形が一覽拂のものであれば、銀行から呈示された時直ちに支拂ひ、他の場合には一旦引受をした後支拂ふのであるが、甲商店が當然その支拂を承認すべきものであれば、引受以前に上の仕譯を行ひ、引受をした時は別に仕譯をしない。

例 2. 上の手形代金を銀行へ小切手を以て支拂ふ。

(借方) 支拂手形 5,000.— (貸方) 當座預金 5,000.—

例 3. 甲商店は仕入先乙商店(買掛金あり)より、甲商店宛、丙商店受取の爲替手形 ¥2,000.— 振出の旨通知に接す。

(借方) 乙商店 2,000.— (貸方) 支拂手形 2,000.—

この手形が一覽拂であると否とに拘らず上の仕譯を行ひ、手形債務の發生を示す。

例 4. 上の手形代金を小切手で支拂ふ。

(借方) 支拂手形 2,000.— (貸方) 當座預金 2,000.—

若しも同様の手形が何等振出の通知がなく、丙商店

から呈示されたときは、次のやうに處理する。

(イ) 呈示と同時に支拂つたとき。(一覽拂手形)

(借方) 乙商店 2,000.— (貸方) 當座預金 2,000.—

(ロ) 呈示により引受をしたとき。(期限附手形)

(借方) 乙商店 2,000.— (貸方) 支拂手形 2,000.—

(2) 自己が受取人である場合

例 5. 甲商店は丙商店へ商品 ¥5,000.— を賣渡し、代金は丙商店振出、乙商店宛、甲商店受取の爲替手形を以て受取る。

(借方) 丙商店 5,000.— (貸方) 商品賣上 5,000.—

例 6. (イ) 上の手形を乙商店に呈示して小切手を以て支拂ひを受け、當座預金とす。(一覽拂手形)

(借方) 當座預金 5,000.— (貸方) 丙商店 5,000.—

(ロ) 上の手形を乙商店に呈示して引受をなさしむ(期限附手形)

(借方) 受取手形 5,000.— (貸方) 丙商店 5,000.—

例 7. 甲商店は丁商店より商品 ¥5,000.— を買入れ、その代金として豫て丙商店より受取り所持せる丙商店振出、乙商店宛、甲商店受取の爲替手形(引受濟)を裏書讓渡す。

(借方) 商品仕入 5,000.— (貸方) 受取手形 5,000.—

この手形が不渡となり、遡求を受けた時は既に述べ

たやうな方法で「不渡手形勘定」を設けて処理する。

他人振出の爲替手形を銀行に持参して割引を依頼した場合は、約束手形の割引と同様の仕譯をすればよい。

第四節 遡求義務の記帳法

手形を裏書譲渡し、若しくは割引に附した時は、裏書人は手形不渡の場合所持人の遡求に應じて辨済する義務を負ふ。これを遡求義務といふ。かかる遡求義務を明かにするには次のやうに処理すればよい。

(1) 單純なる裏書譲渡の場合

所有手形を他人に裏書譲渡した時の裏書人の遡求義務を帳簿に示すには次の勘定を以てする。

(借方) 裏書義務見返 5,000.— (貸方) 裏書義務 5,000.—

この仕譯は裏書による遡求義務の發生と遡求権利の發生とを示す。

例 1. 甲商店は丁商店より商品 ¥5,000.— を買入れ、代金として豫て丙商店より受取り所持せる丙商店振出、乙商店宛、甲商店受取の爲替手形を裏書譲渡す。

(借方) 商品仕入 5,000.— (貸方) 受取手形 5,000.—

(借方) 裏書義務見返 5,000.— (貸方) 裏書義務 5,000.—

例 2. 上記の爲替手形期日に至り取立済の旨丁商店より通知あり。

(借方) 裏書義務 5,000.— (貸方) 裏書義務見返 5,000.—

例 3. 例 1 の爲替手形期日に至り不渡の由にて丁商店より遡求をうけ、額面金額並に費用及利息合計 ¥5,010.— 小切手にて丁商店へ支拂ふ。

(借方) 裏書義務 5,000.— (貸方) 裏書義務見返 5,000.—

(借方) 不渡手形 5,010.— (貸方) 當座預金 5,010.—

二 割引譲渡の場合

所有手形を割引に附した場合、裏書人の遡求義務を示すには次の勘定を以てする。

(借方) 割引手形見返 3,000.— (貸方) 割引手形 3,000.—

例 1. 甲商店振出、乙商店宛約束手形 ¥5,000.— を銀行にて割引し、割引料 ¥100.— を差引き、手取金を當座預金とす。

(借方) 當座預金 4,900.— (貸方) 受取手形 5,000.—
支拂割引料 100.—

(借方) 割引手形見返 5,000.— (貸方) 割引手形 5,000.—

例 2. 上記の約束手形期日に至り取立済の旨銀行より通知あり。

(借方) 割引手形 5,000.— 割引手形見返 5,000.—

上述せる「裏書義務」「裏書義務見返」及び「割引手形」「割引手形見返」の二組の勘定はいづれも必ず相対照して生ずるものであるから、この種の勘定を「**対照勘定**」といふ。

問題

次の取引を仕譯せよ。

1. 甲商店へ商品 ¥5,000.— を賣渡し、代金は一ヶ月後拂の約束手形にて受取る。
2. 乙商店より掛代金の支拂として、丙商店宛、當店受取の一覽後十日拂の爲替手形 ¥3,000.— を受取る。
3. 上記の手形を丙商店へ呈示して引受を受く。
4. 満期日に至りこの手形代金を丙商店振出小切手にて受取り、直ちに當座預金とす。
5. 丁商店より商品 ¥10,000.— を買入る。この代金に對し豫て掛貸金ある甲商店宛、丁商店受取、一覽後十日拂の爲替手形を振出す。
6. 丁商店よりこの手形の引受を受けたる旨通知あり。
7. 丁商店より商品 ¥3,000.— を買入る。この代金に對し丁商店より荷爲替 ¥2,000.— (支拂渡)取組の旨通知を受く。
8. 上の荷爲替代金 ¥2,000.— を小切手にて支拂ひ、商品を受取る。
9. 丁商店より掛代金 ¥5,000.— 取立の爲め、當店宛、甲商店受取の一覽後十五日拂の爲替手形を振出したる旨通知を

受く。

10. 甲商店よりこの手形引受のため呈示を受け、引受をなす。
11. 満期日に至りこの手形代金を小切手にて支拂ふ。
12. 豫て引受ありたる甲商店振出、乙商店宛、當店受取の爲替手形満期日に至り支拂を拒絶せらる。よつて支拂拒絶證書を作製して甲商店に對し遡求をなす。手形金額 ¥5,000.—、支拂拒絶證書作製費 ¥6.— (現金拂)。
13. 手形裏書に伴ふ償還義務を帳簿上明かにせんとする場合の取引を假設し、仕譯を示せ。(昭7. 京城高商)
14. 裏書讓渡したる手形の支拂ありたる旨通知ありし時の仕譯を示せ。(昭10. 名古屋高商)
15. 割引したる手形満期取立済の旨銀行より通知を受けたる場合の取引例を假設し、仕譯を示せ。(昭10. 彦根高商)

第五節 手形記入帳

手形記入帳とは受取手形及び支拂手形の詳細を記入する帳簿で、「受取手形記入帳」及び「支拂手形記入帳」の二種に分けられ、次のやうな形式のものである。

受取手形記入帳

日附	摘要	番 號	種類	振出人 又 裏書人	支拂人	振出日	満期日	支拂場所	金額	類 日附	末 摘 要
10 1	商品賣上代金	3	約手	甲商店	甲商店	10	11 1	3,000 00	11 1	入金
" 5	賣掛代金	5	爲手	甲商店	乙商店	"	10 15	2,000 00	10 15	入金
" 20	商品賣上代金	2	"	當	戊商店	"	12 19	安田銀行	4,000 00	11 10	第一銀行 ニテ割引
11 3	賣掛代金	20	約手	A商店	B商店	10	11 15	住友銀行	2,500 00	11 10	

註 × 戊商店に商品を賣渡し、代金として自己受取の爲替手形を振出して戊商店に引受を求め、更に之を割引したものを
× × B商店振出、A商店宛の約束手形を賣掛代金の支拂としてA商店から譲渡を受けたもの。

支拂手形記入帳

日附	摘要	番 號	種類	振出人 又 裏書人	受取人	振出日	満期日	支拂場所	金額	類 日附	末 摘 要
10 3	商品仕入代金	1	約手	當	丙商店	10	11 3	5,000 00	11 3	支拂
" 10	買掛代金	1	爲手	"	丁商店	"	10 10	4,000 00	" 10	支拂
" 25	買掛代金	16	"	C商店	D商店	"	23 23	3,500 00	" 10	支拂

註 × 丁商店に對する買掛代金決済の爲め、自己を名宛人とした爲替手形を振出し、自ら引受をして丁商店に渡したものを
× × 豫て買掛金あるC商店から、その決済方法として當店宛、D商店受取の爲替手形の振出を受け、これを引受けたとす。

第九章 委託取引

第一節 委託販賣

商品を他の地方の營業者に送つて販賣を委託することを委託販賣といひ、委託者はその販賣から生ずる損益を自ら負擔し、受託者には賣上高の一定歩合を手數料として支拂ふ。受託者は委託品の引取、保管その他の諸費用を立替へ、販賣した後賣上計算書を作製して、賣上高から立替諸費用及び手數料を差引いた金額を委託者に送金する。故に委託販賣に關する記帳は委託者及び受託者の二方面から研究しなければならない。

一 販賣を委託した場合 委託販賣のために送つた商品は「積送品勘定」で處理し、その販賣損益もこの勘定で計算するのが通例である。故に積送品勘定の借方に記入するものは、積送商品の原價、積送に要した諸費用で、その貸方に記入するものは、受託者から送附された販賣手取金である。かくして販賣を了へた積送品勘定の貸借差額は委託販賣損益を示すから、決算の時損益勘定に振替へる。

諸地方の多數商店に販賣を委託する場合は總勘定

(借方)	積送品	(貸方)	
委託品原價	3,500.—	委託販賣手取金	2,830.—
積送諸掛	80.—	積送品棚卸高	1,000.—
損益	250.—	(賣残品アルトキ)	
(利益ノトキ)	3,830.—		3,830.—

元帳では一つの積送品勘定で全部の委託品を統轄し、個々の委託品に就ては「積送品元帳」といふ補助元帳を設けて整理する。併し委託先の数が少いときは、その積送地名又は委託先店名をつけて「大阪向積送品」又は「甲商店向積送品」の勘定で記帳する。

例 1. 大阪甲商店へ委託販賣のため原價 ¥2,000.— の商品を送附し、運賃、保険料その他諸掛 ¥120.— を現金にて支拂ふ。

(借方) 大阪向積送品 2,120.— (貸方) 商品仕入* 2,000.—
現金 120.—

註* 商品勘定を分割しないときは「商品」。以下同様

例 2. 甲商店より賣上計算書と共に手取金 ¥2,330.— の送金を受く。

(借方) 現金 2,330.— (貸方) 大阪向積送品 2,330.—

例 3. 決算に當り大阪向積送品勘定貸方残 ¥210.— を損益勘定に振替ふ。

(借方) 大阪向積送品 210.— (貸方) 損益 210.—

例 4. 名古屋乙商店へ委託販賣のため原價 ¥3,000.— の商品を送附し、運賃その他諸掛 ¥150.— を現金にて支拂ふ。これに對し荷爲替を取組み、手形額面 ¥2,000.— より割引料 ¥5.— を差引き、手取金は當座預金とす。

(借方) 名古屋向積送品 3,150.— (貸方) 商品仕入 3,000.—
現金 150.—
(借方) 支拂割引料 5.— (貸方) 乙商店 2,000.—
當座預金 1,995.—

上のやうに荷爲替手形代金は委託先商店に對する負債とすべきで、委託品がまだ販賣されないから、貸方「積送品勘定」とすることが出来ない。

例 5. 乙商店より賣上計算書の送附を受く。その内容は次の如し。

總賣上高…………… ¥4,5000.—
立替諸掛 倉敷料其他…… ¥ 40.—
手數料…………… " 225.—
荷爲替立替…… " 2,000.—
同上利息…………… " 20.— 2,285.—
當店手取金…………… ¥2,215.—

(借方) 乙商店 4,215.— (貸方) 名古屋向積送品 4,215.—
當店手取金として乙商店から受取るべき金額は

¥2,215.—であるが、荷爲替立替 ¥2,000.—が既に積送の時乙商店に對する負債として記入してあるから、上のやうに乙商店に對する債權は ¥4,215.—と記入する。かくして乙商店勘定借方残高 ¥2,215.—が當店手取金で、乙商店に預けてある金額を示す。

名古屋向積送品			
商品仕入	3,000.—	乙商店	4,215.—
現金	150.—		
損益	1,065.—		
	<u>4,215.—</u>		<u>4,215.—</u>

乙商店			
名・積送品	4,215.—	當座預金	} 2,000.—
		支拂割引料	
		繰越	2,215.—
	<u>4,215.—</u>		<u>4,215.—</u>

若しも上の賣上計算書と共に手取金の送附を受けたものと假定すれば、仕譯は次のやうになる。

(借方) 現金 2,215.— (貸方) 名古屋向積送品 4,215.—
乙商店 2,000.—

例 4. 及び 5. を記入した積送品元帳を示せば、次のやうになる。

積送品元帳

名古屋市 乙商店	
日附	10 1
摘要	販賣委託ノ爲メ積送何品何箇 @ ¥** 荷爲替取組 ¥2,000.— 積送諸掛
借方	3,000 00
貸方	150 00
日附	10 20
摘要	賣上計算書到着 賣上高 ¥4,500.— 諸掛 倉敷料 ¥40.— 手数料 225.— 利息 20.— 285.— 4,215.— 荷爲替立替 2,000.— 當店手取金 2,215.—
借方	3,150 00
貸方	1,065 00
日附	10 1
摘要	積送利益
借方	4,215 00
貸方	4,215 00

二 販賣の委託を受けた場合 他の營業者から販賣を委託された商品は受託者の財産ではないから、これを受取つても商品勘定(又は商品仕入勘定)の借方に記入してはならない。故に受託者の側で必要な記帳は、その商品の引取及び販賣に關する各種の立替金及

び手数料を委託者に対する貸金とし、その売上金を委託者に対する負債とすることである。委託者に対する債権、債務を記入、計算する勘定科目は委託者の人名とするのが最も明瞭であるから、總勘定元帳には人名勘定で記入し、受託品の受取及びその販賣の経過は、別に「受託品販賣帳」といふ補助帳簿に記入するのが最も適當である。又若しも統轄勘定で處理するのが便利なときは、これを「販賣受託勘定」とし、「販賣受託元帳」で各商店との貸借を明かにすればよい。

例 1. 丙商店より販賣受託品(原價 ¥5,000.—)到着し、その引取賃 ¥20.— を現金にて支拂ふ。

(借方) 丙商店 20.— (貸方) 現金 20.—

例 2. 丙商店受託品を ¥6,500.— にて販賣し、代金は小切手にて受取り、當座預金とす。

(借方) 當座預金 6,500.— (貸方) 丙商店 6,500.—

例 3. 丙商店へ受託品賣上計算書と共に手取金を現金にて送附す。

賣上計算書

總賣上高	¥6,500.—
諸掛 *引取賃	¥20.—
手数料	260.—
丙商店手取金	¥6,220.—
(* 記帳済)	

(借方) 丙商店 6,480.— (貸方) 現金 6,220.—
受入手数料 260.—

上の仕譯で委託者丙商店に対する債権、債務は決済され、手数料が収益として生ずる。

例 4. 丁商店より販賣の委託を受け(受託品原價 ¥3,000.—) 荷爲替代金 ¥2,000.— を小切手にて支拂ひ、貨物を引取る。引取賃 ¥15.— を現金にて支拂ふ。

(借方) 丁商店 2,015.— (貸方) 當座預金 2,000.—
現金 15.—

例 5. 丁商店受託品を ¥4,000.— にて戊商店へ賣渡し、代金は同店振出の約束手形にて受取る。その發送運賃は當方負擔として ¥30.— を現金にて支拂ふ。

(借方) 受取手形 4,000.— (貸方) 丁商店 4,000.—

(借方) 丁商店 30.— (貸方) 現金 30.—

例 6. 丁商店へ賣上計算書を送附し、同店手取金は預りとする。

賣上計算書

總賣上高	¥4,000.—
立替金及び諸掛 *引取賃	¥15.—
*發送運賃	30.—
倉敷料	20.—
手数料 3%	120.—

	*荷爲替立替……………	2,000.—		
(*記帳済ミ)	同上利息	" 10.—	" 2,195.—	
	丁商店手取金……………	¥1,805.—		
(借方)	丁商店	150.—	(貸方)	倉敷料 20.—
				受入手敷料 120.—
				受入利息 10.—

「倉敷料勘定」は委託を受けた商店がその期に支拂ふ倉敷料(借方)合計から丁商店負擔の分を控除する意味で貸方に記入される。又手取金は丁商店勘定貸方残に一致し、送金する迄負債としてその儘残る。

第二節 委託買付

商品を他の地方の營業者に委託して買入れることを委託買付といひ、前節の委託販賣に似た取引である。その記帳を委託した場合と委託を受けた場合とに分けて説明する。

一 委託した場合 買付を委託することは商品の仕入を委託することであるから、委託した者からいへば、買付商品は「商品仕入勘定」で處理すればよい。

例 1. 甲商店へ買付委託をなし、代金として ¥2,000.— を現金にて送附す。

受託品販賣帳

名古屋市 丁商店

日	附日	摘要	借方	貸方
10	1	何品何箇受託	2,000 00	
	"	荷爲替立替金	15 00	
	" 25	引取賃	30 00	
	"	發送運賃	20 00	
	"	賣上計算書送附	120 00	
		倉敷料		20 00
		手数料 (3%)		10 00
		荷爲替立替金利息		2,195 00
		日歩 2 錢, 25 日		1,805 00
11	5	同店手取金 送金	4,000 00	
				4,000 00

戊商店へ賣渡ス、代金
約手ニ3ニテ受取ル

(借方) 甲商店 2,000.— (貸方) 現金 2,000.—

例 2. 甲商店より買付計算書到着,買入価額 ¥2,500.— 運賃其他諸掛 ¥60.—,手数料 ¥75.—

(借方) 商品仕入 2,635.— (貸方) 甲商店 2,635.—

例 3. 甲商店へ委託買付支拂残金 ¥635.— を現金にて送附す。

(借方) 甲商店 635.— (貸方) 現金 635.—

二 委託を受けた場合 他店から買付委託を受けたときは,委託商店の人名勘定で処理し,委託品買付の経過は「受託品買付帳」といふ補助帳簿に記入すればよい。委託者が多数あるときは,これを「買付受託勘定」で統轄する。

例 1. 乙商店より商品買付の委託を受け,代金内入として ¥1,000.— 送金し来る。

(借方) 現金 1,000.— (貸方) 乙商店 1,000.—

例 2. 丙商店より乙商店委託品の買付をなし,その代金 ¥2,000.— を小切手にて支拂ふ。

(借方) 乙商店 2,000.— (貸方) 當座預金 2,000.—

例 3. 乙商店買付委託品を發送し,運賃 ¥30.— を現金にて立替支拂ふ。

(借方) 乙商店 30.— (貸方) 現金 30.—

例 4. 乙商店へ買付計算書を送附す。

受託品買付帳

大阪市 乙商店

方	借	貸	要	摘	附	日
	2,000 30 60 2,090	00 00 00 00	買付 ヨリ 買付 買付 買付	丙商店ヨリ 發送運賃 買付計算書作成送附 手数料 (3%)	5 " " "	11 " " "
		1,000 1,090 2,090	何品何箇買付受託 内入金 立替金入金		1 " 17	11 " "

買付計算書

買付総額	¥2,000.—
諸掛 * 運賃	¥30.—
手数料 3%	60.—
		<u>90.—</u>
内入金	2,090.—
		<u>1,000.—</u>
(*記帳済)		<u>1,090.—</u>

(借方) 乙商店 60.— (貸方) 受入手数料 60.—

これで乙商店から送金を受くべき金額(¥1,090.—)は乙商店勘定借方残と一致する。

問題

- A. 商品を委託販賣のため積送し、これに対して荷爲替を取組みたる場合の仕譯を示せ。(昭10.山口高商)
- B. 委託販賣に關する一連の取引例を設け、且つその仕譯を示せ。(昭13.大分高商)
- C. 委託買付に關する取引例を假設してこれを委託者及び受託者の兩方面より仕譯せよ。(昭13.名古屋高商)
- D. 次の取引を仕譯せよ。
1. 大阪甲商店へ販賣委託のため商品 ¥5,000.— を送附し、この運賃 ¥100.— を現金にて支拂ふ。
 2. 甲商店より賣上計算書と共に手取金を現金にて受取る。賣上計算書の内容次の如し。
賣上高 ¥6,000.—, 甲商店立替引取賃 ¥20.—, 賣上手数料

¥180.—, 當店手取金 ¥5,800.—

3. 名古屋乙商店より販賣の委託を受け(この原價 ¥6,000.—) 荷爲替手形 ¥4,500.— の引受をなす。
4. 上記手形代金 ¥4,500.— を小切手にて支拂ひ貨物を引取る。引取車力賃 ¥50.— を現金にて支拂ふ。
5. 丙商店へ乙商店販賣受託品を ¥7,200.— にて賣渡し代金は小切手にて受取り、當座預金とす。
6. 乙商店へ賣上計算書を送附し、乙商店手取金は預りとす。賣上計算書の内容次の如し。
總賣上高 ¥7,200.—, 當店立替諸掛・引取車力賃 ¥50.—, 倉敷料 ¥60.—, 賣上手数料 ¥216.—, 荷爲替立替金 ¥4,500.—, 同利息 ¥18.—, 差引乙商店手取金 ¥2,356.—。
7. 神戸丁商店より買付委託を受け、内入金 ¥2,000.— の送金を受く。
8. 戊商店より右の商品を ¥3,500.— にて買付をなし、代金は小切手にて支拂ふ。
9. 上の商品を神戸丁商店へ送附し、運賃 ¥80.— を現金にて支拂ふ。
10. 上の商品の買付計算書を作製して丁商店へ送附し、當店立替金の送附を請求す。買付計算書の内容次の如し。
買付價額 ¥3,500.—, 當店立替金, 運賃 ¥80.—, 買付手数料 ¥105.—, 計 ¥3,685.—, 内入金 ¥2,000.—, 差引 ¥1,685.—
(記帳練習)附録第三例題を記帳せよ。

第十章 特殊仕譯帳

第一節 特殊仕譯帳の意義及び種類

意義 「特殊仕譯帳」又は「分割仕譯帳」とは特殊の事柄だけを記入する専門に分れた仕譯帳で、ただ一冊の仕譯帳を使用するとき記帳及び轉記に種々の不便があるため考案されたものである。總ての取引は仕譯帳から元帳に轉記されるから、日々の取引数が非常に多いときは、仕譯帳の記入及びその元帳轉記は非常に忙しいものである。故に一方でかゝる記帳事務の分業を計ると共に、他方で勞力節減の方法を工夫することが、近時の大規模な營業には甚だ必要である。仕譯帳を分割する工夫はかゝる必要から起つたもので、取引の回数が甚だ頻繁な事柄、例へば現金の出納、商品の仕入及び賣上等に對して各別の仕譯帳を設け、専任の記帳者をあけば、次のやうな多くの便益がある。

- (1) 仕譯を記入する事務を分けることが出来る。
- (2) 事務の分擔は記帳者の熟練を増し、責任を明かにし、誤謬を最少にする。

- (3) 合計轉記の方法で轉記の手数を省くことが出来る。
- (4) 合計轉記の結果、元帳が簡潔、明瞭となる。

種類 仕譯帳を幾冊に分けるかは、營業の規模、種類によつて異なる。然し如何なる營業でも、現金の出納、商品の仕入及び販賣等に關する取引は常に頻繁に生ずるから、自然「現金出納帳」「仕入帳」「賣上帳」等が最も多く特殊仕譯帳として用ひられる。これ等の帳簿が補助帳簿として常に用ひられることは既に述べたが、その形式を多少變へれば、これを仕譯帳として利用することが出来る。

特殊仕譯帳を使用する場合には、これに關係のない取引の仕譯だけ、別に「普通仕譯帳」に記入することになければならない。

分割された仕譯帳の組織を例示すれば、次のやうになる。

(一) 二分法の例

現金出納帳 (特殊仕譯帳)
普通仕譯帳

(二) 四分法の例

現金出納帳
仕入帳
賣上帳
普通仕譯帳

(特殊仕譯帳)

(三) 九分法の例

現金収納帳	賣上帳	} (特殊) 仕譯帳
現金支拂帳	賣上返品帳	
仕入帳	受取手形記入帳	
仕入返品帳	支拂手形記入帳	
普通仕譯帳		

問題

1. 仕譯帳の分割について書け。(昭10.小樽高商)
2. 特殊仕譯帳使用の便益を説明せよ。(昭10.大分高商)

第二節 現金出納帳(特殊仕譯帳)

特殊仕譯帳として「現金出納帳」を使用する場合には、現金の收支に關係ある取引は専らこの帳簿で仕譯して、これから直接に元帳へ轉記するのである。

一 仕譯記入の原則 (1) この帳簿の借方、貸方は現金を基準とするもので、仕譯に於て

(借方) 現金 0,000 (貸方) 何々 0,000

のとき、この帳簿の借方に記入し、仕譯で

(借方) 何々 0,000 (貸方) 現金 0,000

のとき、この帳簿の貸方に記入する。

- (2) 勘定科目は現金の相手科目を書く。例へば仕譯で(借方)「現金」、(貸方)「賣掛金」といふ取引ならば、この帳簿の借方側の勘定科目欄に「賣掛金」と記入す

る。

故にこの帳簿では、現金の収納取引を借方へ相手科目で記入し、現金の支拂取引を貸方へ相手科目で記入するのである。

二 轉記の原則 (1) 勘定科目欄の各勘定口座への轉記は取引毎に行ひ、現金勘定口座へは一定期間の終りに合計を一度に轉記する。

(2) 借方側の勘定科目欄に於ける各勘定口座への轉記はその勘定の貸方へ、又貸方側の勘定科目欄に於ける各勘定口座への轉記はその勘定の借方へ行ふ。

(3) 現金勘定口座へはこの帳簿の借方側合計を借方へ、又貸方側合計を貸方へ轉記する。

(4) 勘定科目欄の各勘定口座への轉記には元帳の摘要欄に「現金」と記入し、現金勘定口座への轉記には元帳の摘要欄に「現金出納帳」と記入する。

上のやうに勘定科目欄の各勘定がその記入してある側とは反對の側に轉記される理由は、現金が借方で、その勘定が貸方になる仕譯がこの帳簿の借方側に記入され、又その勘定が借方で、現金が貸方になる仕譯がこの帳簿の貸方側に記入されてゐるためである。例へば借方側科目欄に「賣掛金」と記入してあるのは、

現金出納帳

1.

日附	勘定科目	摘要	元子	借方	貸方	日附	勘定科目	摘要	元子	
1	2 賣掛金	甲商店	1	500 00		1	4 什器	計算器	5	300 00
"	3 商品賣上	現金賣	2	200 00		"	6 消耗品費	文房具	6	5 00
"	5 受取手形	取立	4	1,000 00		"	8 買掛金	乙商店	3	1,000 00
"	7 商品賣上	現金賣	2	600 00		"	9 支拂手形	満期支拂	7	500 00
"	10		9	2,300 00		"	10 商品仕入	現金仕入	8	600 00
		線越 ^x		1,500 00				** 残高	9	2,405 00
				3,800 00						1,395 00
										3,800 00

第十章 特殊仕訳帳

註 * 線越は前締切期の残高。
 ** 残高は直ちに次行へ繰越さない。

第十章 特殊仕訳帳

元帳

買掛金		1.		消耗品費		6.	
$\frac{1}{2}$ 現金	500.-	$\frac{1}{6}$ 現金	5.-				
商品賣上		2.		支拂手形		7.	
$\frac{1}{8}$ 現金	200.-	$\frac{1}{9}$ 現金	500.-				
$\frac{1}{7}$ 現金	600.-	買掛金		商品仕入		8.	
買掛金		3.		$\frac{1}{10}$ 現金	600.-		
$\frac{1}{8}$ 現金	1,000.-	受取手形		現金		9.	
受取手形		4.		$\frac{1}{10}$ 繰越	1,500.-	$\frac{1}{10}$ 現金出納帳	2,405.-
$\frac{1}{5}$ 現金	1,000.-	什器		$\frac{1}{10}$ 現金出納帳		2,300.-	
什器		5.					
$\frac{1}{4}$ 現金	300.-						

(借方) 現金 × × × (貸方) 賣掛金 × × ×

といふ仕譯が行はれたと同様であるからである。

この帳簿の記入法を例示すれば前頁の通りである。

- 1/2 甲商店より賣掛金 ¥500.- を現金にて受取る。
- 1/3 本日現金賣上高 ¥200.-
- 1/4 計算器を一臺買入れ、代金 ¥300.- を現金にて支拂ふ。
- 1/5 當店受取の爲替手形本日期日に付手形代金 ¥1,000.- を現金にて取立をなす。
- 1/6 文房具 ¥5.- を現金にて買入る。
- 1/7 本日現金賣上高 ¥600.-
- 1/8 乙商店へ買掛金 ¥1,000.- を現金にて支拂ふ。
- 1/9 當店振出約束手形 ¥500.- 本日満期日に付現金にて支拂ふ。
- 1/10 商品 ¥600.- を現金にて買入る。

現金出納帳が特殊仕譯帳として使用されるときは、現金の收支と他の事柄とが混合してゐる取引、例へば商品を販賣して代金の一部を現金で受取り、残額を掛とするやうな取引は、現金で受取つた部分だけを現金出納帳で仕譯し、掛の部分は普通仕譯帳で仕譯する必要を生ずるから、一の取引を分けて別々の仕譯帳に記入する場合のあることを注意しなければならない。

現金出納帳

(借方)		(貸方)	
日附	勘定科目	摘要	元子
1	賣掛金	甲商店	1,500 00
2	商品賣上	現金賣上	30 00
4	商品賣上	現金賣上	300 00
6	商品賣上	現金賣上	200 00
9	商品賣上	現金賣上	600 00
10		現金預入	100 00
		現金預入	300 00
		繰越	430 00
		繰越	2,800 00
		繰越	2,570 00
		繰越	700 00
		繰越	5,300 00

註 元丁欄の√印は轉記不要を示す符號である。

四桁現金出納帳 大規模の営業で小切手を広く使用し、現金の収支は比較的小額の取引に限られる場合には、特殊仕訳帳は預金及び現金の収支に就て共に必要であるから、これを前頁のやうな形式に改めて、貸借双方に二箇づつの金額欄を設けるのが便利である。

かやうに四箇の金額欄のある現金出納帳を「四桁現金出納帳」といふ。その記入及び轉記の原則は前例と同様で、唯だ當座預金の金額欄に記入した金額を轉記するとき、元帳勘定口座の摘要欄に「當座預金」と記入すればよい。なほ注意すべきことは、當座預金收支の仕訳が附加される結果、現金を當座預金から引き出し、又は當座預金に預け入れた取引の仕訳が、貸借双方に記入されることである。例へば一月六日の取引のやうに當座預金から¥300.-を引き出したときは、

(借方) 現金 300.- (貸方) 當座預金 300.-

と仕訳しなければならないから、この帳簿の貸借兩側に關係があり、現金取引としては借方側へ、又當座預金取引としては貸方側へ記入するのである。又その記入も借方側は現金欄へ、貸方側は當座預金欄へ記入するから、仕訳の相手科目は別に書く必要がない。

問 題

次の取引を四桁現金出納帳に記入して、元帳へ轉記すべし。

(元帳は略式)

1. 現金 ¥10,000.- を資本として營業を始む。
2. 現金 ¥9,000.- を第一銀行に當座預金とす。
3. 商品 ¥5,000.- を買入れ、代金は第一銀行宛小切手にて支拂ふ。
4. 甲商店へ商品 ¥2,000.- を賣渡し、代金の内半額を現金にて受取り、残額を掛とす。
5. 乙商店へ商品 ¥1,000.- を現金にて賣渡す。
6. 甲商店より掛代金残額 ¥1,000.- を現金にて受取る。
7. 第一銀行に現金 ¥2,000.- を當座預金とす。
8. 雜費 ¥100.- を現金にて支拂ふ。
9. 丙商店より商品 ¥1,000.- を現金にて買入る。
10. 第一銀行より現金 ¥500.- を引き出す。

第三節 仕入帳(特殊仕訳帳)

仕入帳を特殊仕訳帳とする場合の記帳及び轉記の原則も大體現金出納帳と同じで、この帳簿に記入する取引は常に商品仕入勘定が借方になる仕訳である。故にその記入は、仕訳で商品仕入勘定の相手となる勘定科目によつて記入し、相手の勘定には取引毎にその貸方に轉記し、商品仕入勘定には一定期間の終りに合計をその借方に轉記する。

仕 入 帳

日附	摘 要	元 丁	金 額
1 3	(買掛金) 甲商店 夕張塊炭 200噸 @ ¥ 21.—	1	4,200 00
" 10	(支拂手形) 乙商店, 約手 ⁵ 振出 夕張粉炭 100噸 @ ¥ 15.—	2	1,500 00
" 28	乙商店ヨリ現金仕入 三池粉炭 100噸 @ ¥ 13.—	✓	1,300 00
" 31	商品仕入勘定	3	6,800 00

元 帳

買 掛 金 1.	
1/3 商品仕入 4,200.—	
支 拂 手 形 2.	
1/10 商品仕入 1,500.—	
商 品 仕 入 3.	
1/2 仕入帳 6,800.—	
現 金 4.	
仕入帳よりは轉記せず、現金出納帳の貸方合計を轉記する。	

重複轉記の防止 若しも現金出納帳も同時に特殊仕譯帳として併用されてゐる場合には、現金による仕入取引は兩帳簿に仕譯されるから、原則通り兩帳簿から轉記すれば、「現金勘定」及び「商品仕入勘定」への轉記が二重に行はれることとなる。故に次の方法の孰れかによつてかゝる重複轉記を避けなければならない。

- (一) 現金出納帳から「商品仕入勘定」への轉記を省略し、又仕入帳から「現金勘定」への轉記を省略する。
- (二) 現金仕入取引は現金出納帳にだけ記入し、仕入帳には記入しない。

(二)の方法は轉記の重複を防ぐためには最も安全であるが、仕入帳の記入を不完全にするから、(一)の方法が多く採用される。一般に特殊仕譯帳を幾冊も併用する場合には、重複轉記を防ぐため常にかゝる注意が必要である。

特殊仕譯帳としての仕入帳の記入及び轉記を次の例題で示せば、前頁のやうになる。

1/3 甲商店より掛にて仕入る。

夕張塊炭 200噸 @ ¥ 21.— ¥ 4,200.—

1/10 乙商店より仕入れ、この代金は約手⁵にて支拂ふ。

夕張粉炭 100噸 @ ¥ 15.— ¥ 1,500.—

1/28 乙商店より現金にて買入る。

三池粉炭 100噸 @ ¥13.— ¥1,300.—

仕入返品の記入 仕入返品もこの帳簿で仕譯するときは、次の方法が採用される。

- (1) 仕入返品の仕事は仕入の仕事と反対に、「商品仕入勘定」が貸方となるから、他の仕事と區別するため赤記する。
- (2) その轉記は買掛金その他相手科目の借方へ取引の都度行ひ、商品仕入勘定には一定期間の終りに、赤記した金額を商品仕入勘定の貸方に轉記するか、或は黒記した金額から赤記した金額を差引いた残額を商品仕入勘定の借方に轉記する。

仕入返品の仕事をも仕入帳に記入するときは、上のやうな變則的記入をしなければならぬから、自然誤りを生じ易い。故にこれを仕入帳に記入せず、普通仕譯帳で仕譯する方法もある。又仕入返品の数が多い營業では、別に「仕入返品帳」を特殊仕譯帳として使用することもある。この場合の記入法は仕入帳と殆ど同じで、たゞ轉記法が仕入帳と正反對になる。

第四節 賣上帳(特殊仕譯帳)

賣上帳を特殊仕譯帳として使用する場合の記入及

び轉記の原則は仕入帳と同じで、この帳簿に記入するのは「商品賣上勘定」を相手とする仕譯取引に限られ、主として「商品賣上勘定」が貸方になる仕譯である。その記入及び轉記の仕方、現金出納帳との二重轉記の防止等はいづれも仕入帳の説明がそのままあてはまる。

仕入帳と違ふところは、次に示すやうに摘要欄の各勘定が常にその勘定口座の借方に轉記され、金額欄の合計が商品賣上勘定の貸方に轉記される點に過ぎない。又賣上返品の仕事に就ても、前節の仕入返品と同様の方法を取ればよい。下の取引を賣上帳に記入し、これを元帳へ轉記して見れば、次頁のやうになる。

1/4 丙商店へ掛にて賣渡す。

夕張塊炭 50噸 @ ¥23.— ¥1,150.—

1/15 丁商店へ賣渡し、この代金に對し本日附2月15日期日の約束手形 55 を受取る。

夕張粉炭 400噸 @ ¥17.— ¥680.—

1/30 丙商店へ現金賣

三池粉炭 30噸 @ ¥14.— ¥420.—

賣上帳

日附	摘	要	元 丁	金額
1 4	(賣掛金) 丙商店 夕張塊炭 50噸 Y23.—		1	1,150 00
" 15	(受取手形) 丁商店 約手5受入 夕張粉炭 40噸 @ Y17.—		2	680 00
" 30	丙商店へ現金賣 三池粉炭 30噸 @ Y14.—		✓	420 00
" 31		賣上勘定	3	2,250 00

元帳

賣掛金 1.	
1/4 商品賣上 1,150.—	
受取手形 2.	
1/15 商品賣上 680.—	
商品賣上 3.	
	1/31 賣上帳 2,250.—
現金 4.	
賣上帳よりは轉記せず、出納帳の借方合計を轉記する。	

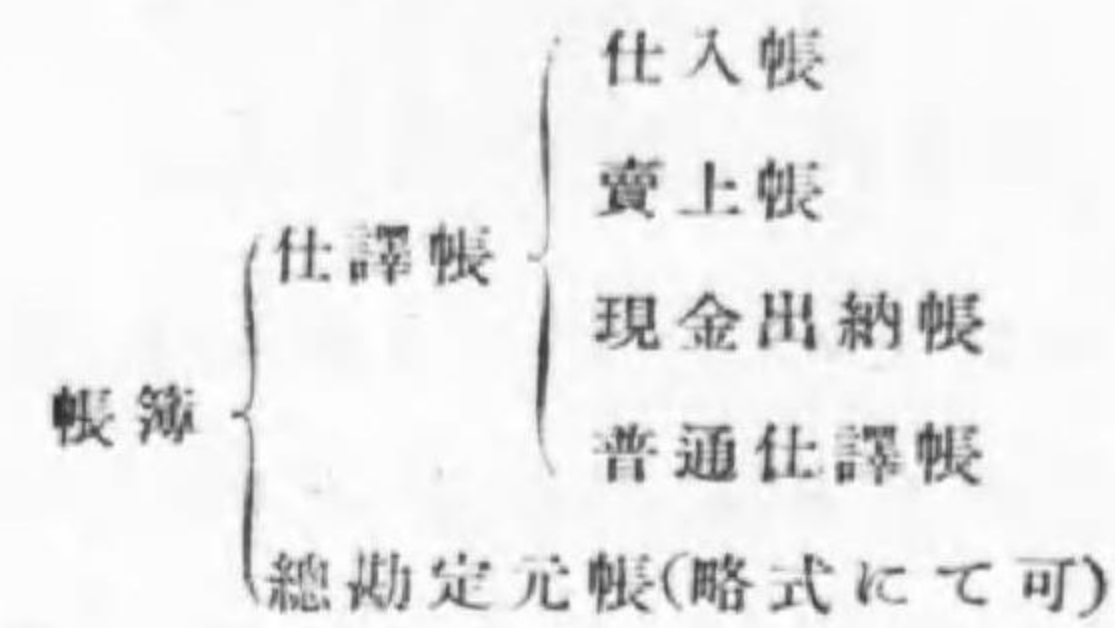
第五節 普通仕譯帳

普通仕譯帳とはその記入の事柄に何等制限のない一般の仕譯帳で、通常單に仕譯帳と呼ばれる。仕譯帳の分割が行はれないときは、これに總ての仕譯を記入するのであるが、分割した特殊仕譯帳を使用するときは、各特殊仕譯帳に記入しない事柄だけをこの仕譯帳に記入する。故に特殊仕譯帳の使用數が増加する程、普通仕譯帳の記入は益々減少するが、如何に多くの特殊仕譯帳を使つても、次のやうな仕譯の記入は、常に普通仕譯帳によらなければならない。

- (1) 營業を始める時の財産、負債及び資本を記入する仕譯、即ち開始仕譯。(各年度の始めに、これ等の繰越記入を仕譯する場合も同じである)
 - (2) 決算の手續に必要な仕譯。
 - (3) 誤謬の訂正に必要な仕譯。
 - (4) 帳簿上の振替の仕譯。
- 故に特殊仕譯帳を幾冊使用しても、これと並んで普通仕譯帳を併用しなければならない。

問題

下の取引を次の帳簿によりて記帳し、合計残高試算表を作れ。



- 1月6日 現金 ¥20,000.— を資本として営業を開始す。
- 7日 什器 ¥600.— を現金にて買入る。
- 8日 文房具、切手その他消耗品 ¥30.— を現金にて買入る。
- 8日 甲商店より商品 ¥10,000.— を現金にて買入る。
- 9日 雑誌広告料 ¥200.— を現金にて支拂ふ。
- 10日 乙商店へ商品 ¥2,000.— を掛にて賣渡す。
- 11日 丙商店へ商品 ¥3,500.— を賣渡し、代金は次の通り受取る。
- | | |
|-------------|----------|
| 同店振出約束手形 #2 | ¥2,000.— |
| 現金 | ¥1,500.— |
- 12日 丁商店より商品 ¥5,000.— を掛にて買入る。
- 14日 乙商店へ商品 ¥3,000.— を掛にて賣渡す。
- 16日 丙商店へ商品 ¥2,000.— を賣渡し、代金は半額を現金にて受取り、残額を掛とす。
- 19日 戊商店へ商品 ¥3,000.— を掛にて賣渡す。
- 21日 丙商店振出約束手形 #2 ¥2,000.— 本日期日に付現金にて受取る。
- 23日 甲商店より商品 ¥6,000.— を掛にて買入る。
- 25日 乙商店より掛代金の内 ¥2,000.— を現金にて受取る。

- 26日 丁商店より商品 ¥2,000.— を買入れ、代金として、同店宛約束手形 #1 を振出す。
- 27日 文房具及び切手 ¥10.— を現金にて買入る。
- 28日 雑費 ¥30.— を現金にて支拂ふ。
- 29日 丁商店へ掛代金の内 ¥3,000.— を現金にて支拂ふ。
- 30日 本月分給料 ¥250.— を現金にて支拂ふ。
- 31日 本月分家賃 ¥100.— を現金にて支拂ふ。
- (記帳練習) 附録第四例題を記帳せよ。

附録 (記帳練習問題)

第一例題

使用帳簿 { 主要帳簿—仕譯帳, 元帳
 補助帳簿—現金出納帳, 商品仕入帳, 商品賣上帳

森砂糖商店第一期営業日誌

9月1日 本日現金¥10,000.00を元入して営業を始む。

"日 次の通り現金にて買入る。

机, 椅子, 自轉車, 時計, 其他諸什器 ¥120.00

帳簿, 其他文房具類(雜費勘定) 12.00

2日 明治商店より次の商品を買入れ, 代金の内
 ¥1,000.00を現金にて支拂ひ, 残額を掛とす。

精糖 50袋(100斤入) @¥23.60 ¥1,180.00

註 砂糖相場は100斤建とす。上例に@¥23.60とあるは
 100斤に付¥23.60の意なり。

3日 三井商店より次の商品を買入る。

耕地白糖 50袋(150斤入) @¥23.80 ¥1,785.00
 (白双)

4日 電話壹本現金にて買入る。(什器勘定) ¥1,000.00

7日 鈴木商店へ次の商品を現金にて賣渡す。(商
 品勘定)

精糖 20袋(100斤入) @¥26.50 ¥530.00

10日 山本商店へ次の商品を掛にて賣渡す。

耕地白糖 20袋(150斤入) @¥27.50 ¥825.00

12日 明治商店へ掛代金を現金にて支拂ふ。

¥180.00

15日 阿部商店より次の商品を買入る。

分蜜糖 50袋(150斤入) @¥20.00 ¥1,500.00

17日 三井商店へ掛代金の一部を現金にて支拂

ふ。 ¥1,000.00

20日 山本商店より掛代金の一部を現金にて受

取る。 ¥500.00

21日 次の通り現金にて支拂ふ。

郵便切手, 端書, 紙(雜費勘定) ¥8.00

電燈料(雜費勘定) 7.00

23日 本田商店へ次の商品を買入る。

耕地白糖 20袋(150斤入) @¥27.00 ¥810.00

24日 坂田商店へ次の商品を現金にて賣渡す。

分蜜糖 10袋(150斤入) @¥23.00 ¥345.00

25日 次の通り現金にて支拂ふ。

給料(給料勘定) ¥60.00

電話料(雜費勘定) 7.50

29日 山本商店へ次の商品を買入る。

分蜜糖 30袋(150斤入) @¥23.00 ¥1,035.00

30日 次の通り現金にて支拂ふ、

倉敷料(倉敷料勘定)	¥12.00
家賃(家賃勘定)	50.00
雑費	73.50

"日 本日決算を行ふ。(英米式決算法による。)

商品棚卸高

精糖 30袋(100斤入) @¥23.60	¥708.00
分蜜糖 10"(150") " 20.00	300.00
耕地白糖 10"(" ") " 23.80	357.00
	¥1,365.00
什器 評價額(減價償却高 ¥5.00)	¥1,115.00

第一例題精算表

昭和××年9月31日

勘定科目	試算表		損益計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
現金	11,375.00	3,530.00			7,845.00	
資本金		10,000.00				10,000.00
什器	1,120.00		5.00		1,115.00	
雑費	108.00		108.00			
商品	4,465.00	3,545.00		445.00	1,365.00	
明治商店	180.00	180.00				
三井商店	1,000.00	1,785.00				785.00
山本商店	1,860.00	500.00			1,360.00	
阿部商店		1,500.00				1,500.00
本田商店	810.00		60.00		810.00	
給料	60.00		12.00			
倉敷料	12.00		50.00			
家賃	50.00		210.00			210.00
純益金						
	21,040.00	21,040.00	445.00	445.00	12,495.00	12,495.00

第二例題

森砂糖商店第二期営業日誌

(第一例題に引続き同一帳簿を使用すべし)

- 10月 1日 鈴木商店へ次の商品を掛にて賣渡す。
 精糖 20袋(100斤入) @¥27.00 ¥540.00
- 3日 三井商店へ掛代金を現金にて支拂ふ。
 ¥785.00
- 5日 明治商店より次の商品を掛にて買入る。
 精糖 50袋(100斤入) @¥24.00 ¥1,200.00
 耕地白糖 50"(150") " 23.80 1,785.00
- 6日 ストール、火鉢、其他什器を現金にて買入る。
 ¥123.00
- 8日 次の商品を山本商店へ賣渡し、代金のうち
 ¥1,000.00 を現金にて受取り、残額を掛とす。
 耕地白糖 30袋(150斤入) @¥26.00 ¥1,170.00
- 10日 三井商店より次の商品を掛にて買入る。
 分蜜糖 50袋(150斤入) @¥20.50 ¥1,537.50
 二番糖 50"(" ") " 13.00 975.00
- 12日 燃料を現金にて買入る。(雑費勘定) ¥12.00
- 15日 阿部商店へ掛代金を現金にて支拂ふ。
 ¥1,500.00

- 18日 本田商店へ次の商品を賣渡し、代金のうち
 ¥1,000.00 を現金にて受取り、残額を掛とす。
 精糖 20袋(100斤入) @¥28.00 ¥ 560.00
 耕地白糖 30"(150") " 26.50 1,192.50
- 21日 次の通り現金にて支拂ふ。
 電燈料 ¥8.00
 文房具 4.00
- 21日 鈴木商店へ次の商品を掛にて賣渡す。
 分蜜糖 30袋(150斤入) @¥23.00 ¥1,035.00
 二番糖 20"(" ") @14.50 435.00
- 25日 次の通り現金にて支拂ふ。
 給料 ¥100.00
 電話料 6.50
- 27日 次の通り掛代金を現金にて受取る。
 山本商店掛代金一部 ¥1,000.00
 本田商店掛代金全部 1,562.50
- 29日 島田商店へ次の商品を現金にて賣渡す。
 精糖 10袋(100斤入) @¥27.50 ¥275.00
 二番糖 10"(150") " 15.00 225.00
- 31日 次の通り現金にて支拂ふ。
 倉敷料 ¥39.00
 家賃 50.00

雑費 104.00

31日 本日決算を行ふ。(英米式決算法による)

商品 棚卸高

精糖	30袋(100斤入)	@¥24.00	¥720.00
分蜜糖	30"(150")	" 20.50	922.50
二番糖	20"(" ")	" 13.00	390.00
			<u>¥2,032.50</u>

什器 評價(減價償却高 ¥10.00) ¥1,228.00

第二例題精算表

昭和××年10月31日

勘定科目	試算表		損益計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
現金	12,907.50	2,731.50			10,176.00	
資本金		10,210.00				10,210.00
什器	1,238.00		10.00		1,228.00	
雑費	134.50		134.50			
商品	6,862.50	5,432.50		602.50	2,032.50	
明治商店		2,985.00				2,985.00
三井商店	785.00	3,297.50				2,512.50
鈴木商店	2,010.00				2,010.00	
山本商店	1,530.00	1,000.00			530.00	
阿部商店	1,500.00	1,500.00				
本田商店	1,562.50	1,562.50				
給料	100.00		100.00			
倉敷料	39.00		39.00			
家賃	50.00		50.00			
純益金			269.00			269.00
	<u>28,719.00</u>	<u>28,719.00</u>	<u>602.50</u>	<u>602.50</u>	<u>15,976.50</u>	<u>15,976.50</u>

第三例題

使用帳簿	}	主要帳簿	仕譯帳
			元帳
	}	補助帳簿	受取手形記入帳,支拂手形記入帳,
			積送品元帳,受託品賣上帳

註 商品勘定は四分法により記入すべし。

阿部砂糖商店営業日誌

- 9月1日 三井銀行當座預金 ¥10,000.— を元入して
営業を始む。
- 2日 小口拂資金として現金 ¥500.— 引出のため
小切手¹振出。
- 3日 次の通り買入れ,小切手²振出。
金庫,机,椅子,臺秤,其他什器 ¥340.—
- 4日 堀内商店より次の商品を買入れ,この代金
の内 ¥1,000.— を小切手³にて支拂ひ,残額
を掛とす。
精糖 100袋(100斤入) @ ¥23.80 ¥2,380.—

註 砂糖の相場は100斤建である。

- 5日 梅澤商店より次の商品を買入れ,代金は本
日附,本月25日拂の約束手形¹にて支拂ふ。

- 分蜜糖 100袋(150斤入) @ ¥19.50 ¥2,925.—
- 6日 電話一本 ¥950.— にて買入れ,代金は小切手⁴
²にて支拂ふ。
- 8日 澤村商店へ次の商品を掛にて賣渡す。
分蜜糖 20袋(150斤入) @ ¥22.50 ¥675.—
- 9日 時田商店より次の商品を掛にて買入る。
二番糖 100袋(150斤入) @ ¥13.— ¥1,950.—
- 13日 堀内商店へ掛代金の内拂として,澤村商店
宛,堀内商店受取,一覽後10日拂の爲替手形¹
¹ ¥675.— を振出す。
- 14日 昨日振出の澤村商店宛,堀内商店受取の爲
替手形¹引受ありたる旨,堀内商店より通
知を受く。
- 17日 田村商店へ次の商品を賣渡し,この代金の
内 ¥400.— は本日附,二週間後拂の約束手形¹
¹にて受取り,残額を掛とす。
精糖 20袋(100斤入) ¥27.50 ¥550.—
- 16日 木村商店へ次の商品を賣渡し,代金は同店
振出,北村商店宛,一覽後10日拂の爲替手形¹
¹にて受取る。
精糖 15袋(100斤入) @ ¥27.— ¥405.—
二番糖 20" (150斤入) @ "15.— "450.—

- 〃日 木村商店より受取の爲替手形を北村商店へ呈示して引受を受く。
- 17日 昨日木村商店より受取の北村商店宛、爲替手形 ¥855.— 三井銀行へ割引を求め、割引料 ¥12.50 を差引き、手取金を當座預金とす。
(割引に伴ふ請求義務をも記帳すべし)
- 〃日 堀内商店より次の商品を掛にて買入る。
精糖 100袋(100斤入) @ ¥23.80 ¥2,380.—
分蜜糖 50" (150斤入) @ "19.50 "1,462.50
- 18日 昨日堀内商店より買入れたる商品の内不良品次の通り返送す。
精糖 5袋(100斤入) @ ¥23.80 ¥119.—
- 〃日 仙臺高松商店へ次の商品を販賣委託のため積送し、この運賃 ¥60.— を小切手#5にて支拂ふ。
精糖 30袋(100斤入) @ ¥23.80 ¥714.—
分蜜糖 20" (150斤入) @ "19.50 "585.—
- 19日 大阪山田商店より次の通り販賣委託を受け、この引取賃 ¥15.— を小切手#6にて支拂ひ、商品を引取る。
黒一等品 30袋(150斤入)
- 20日 堀内商店へ掛代金の内 ¥2,000.— 小切手#7

- にて支拂ふ。
- 21日 田村商店へ次の商品を賣渡し、この代金の内 ¥500.— は住友銀行宛小切手#11にて受取り、¥800.— は上村商店振出、田村商店宛、本月1日振出、本月28日拂の約束手形#8を裏書譲受け、残額を掛とす。
精糖 30袋(100斤入) @ ¥28.— ¥840.—
二番糖 10" (150斤入) @ "15.— "225.—
黒一等品 30" (") @ "17.— "765.—
(山田委託品)
- 22日 時田商店へ掛代金の内拂として、上村商店振出の約束手形#8を裏書譲渡す。 ¥800.—
(裏書義務をも記帳すべし)
- 〃日 大阪山田商店へ賣上計算書と共に手取金を三井銀行送金手形にて送附す。小切手#8振出。
總賣上高 ¥765.—
諸掛 *引取賃 ¥15.—
手数料(3%) 23.— 38.—
(*記帳済) 同店手取金 ¥727.—
- 23日 内田商店へ次の商品を賣渡し、代金は同店振出、山口商店宛、當店受取、本日附壹ヶ月後